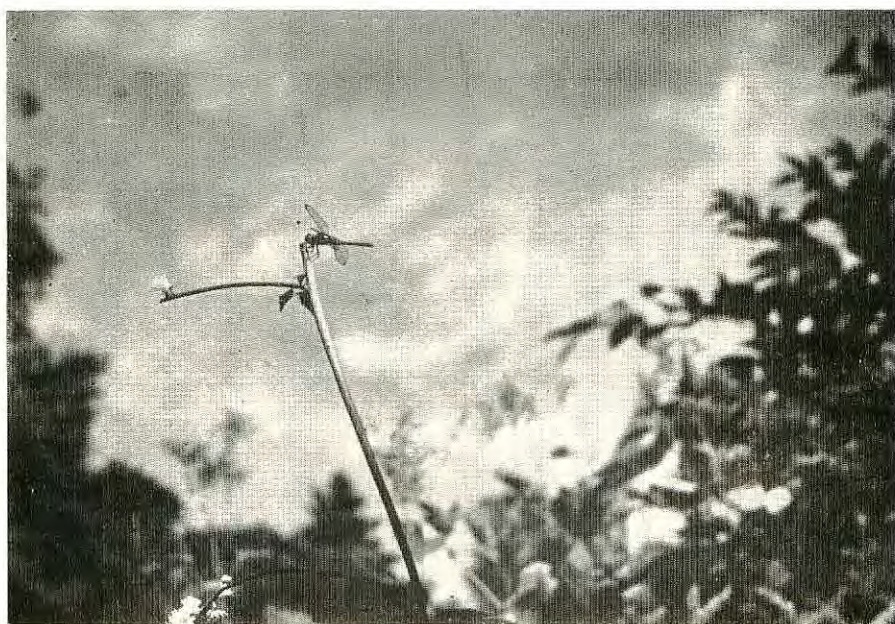


北海道議會時報

特集 第二回定例道議會

第7卷 第9号

昭和30年9月



北海道議會事務局

— 第 9 号 目 次 —

議会の動き

第二回定例道議会……………1

本 会 議……………2

常任委員会……………49

特別委員会……………74

予算特別委員会

総合開発調査特別委員会

水害対策特別委員会

決議・意見書……………40

会 合

九都道府県議会議長会……………85

全国都道府県議会議長会……………85

一道北部七県議会議務連絡協議会……………85

一道北部七県議会議長会……………85

資 料

地方交付税九月交付額……………87

雑 録

義務教育費国庫負担金九月分交付額……………88

八月十五日現在産米収穫予想……………89

第二回定例道議会の議決を経た条例の公布調……………90

地方行政疑義問答集……………91

報道から拾う……………93

稟議書は文書偽造罪の客体たる文書である

公権力の行使を假処分で阻止することは許されない

北海道議会議席表 (30・8・8 現行)……………95

図書室だより……………96

八月のメモ

表紙写真

秋 一札幌植物園—

北海道議会議務局撮影



第二回定例道議会

第二回定例道議会は、三選後の知事がその施政方針を明らかにすると共に、三十年度の政策予算を提出するので、道民注目のうちに六月三十日に招集、同日開会された。

議事はまず、公安委員の選任、地方自治法改正反対地財再建法修正要望決議案を議決の後、知事の追加予算提出の關係で長期休会に入り、休会中豪雨による災害対策のため常任委員会の一齊招集などがあつて、七月十五日再開、知事の施政方針、政策予算をめぐつては、公約の実現と財政再建計画の策定が論議の中心となり、その間定期昇給停止反対の坐り込みが行われたり、自衛隊の噴火湾演習場問題、監査委員の選任等の難問題が多く、議事は難航、会期は延長四回を重ね八月九日四十一日間の審議の幕を閉じた。

なお八月五日には保守派議員による道政議員連盟の新発足を見た。会期中の議事の経過等次のとおり。

第二回定例会に知事から提出のあつた案件

議案

提出月日	番號	件名	議事経過
六、三〇	一	昭和三十年度北海道歳入歳出追加予算	七、案可決二
同	二	久遠郡貝取潤及び久遠村を廃しその区域をもつて大成村を置くの件	七、案可決一五
同	三	北海道公安委員並びに北海道方面委員会委員選任につき同意を求める件	七、同意議決一
七、一五	四	昭和三十年度北海道歳入歳出追加更正予算	八、案可決九
同	五	昭和三十年度北海道農産物検査費歳入歳出追加更正予算	同
同	六	昭和三十年度北海道水産物検査費歳入歳出追加更正予算	同
同	七	昭和三十年度北海道林産物検査費歳入歳出追加更正予算	同
同	八	昭和三十年度北海道酪農検査費歳入歳出追加更正予算	同
同	九	昭和三十年度北海道貯蓄資金歳入歳出追加更正予算	同
同	一〇	昭和三十年度北海道医科大学費歳入歳出追加更正予算	同
同	一一	昭和三十年度北海道病院費歳入歳出追加更正予算	同
同	一二	昭和三十年度北海道地方競馬費歳入歳出追加更正予算	同
同	一三	昭和三十年度北海道管自転車競技費歳入歳出追加更正予算	同

提案者	提出	議決の要領			
		可決	原案	議決	同意
知事	八六	六三	一一	一一	一一
議員	一四	一一	一一	一一	一一
計	一〇〇	七四	一一	一一	一一

本 會 議

○六月三十日 午後二時四十三分荒議長開会を宣し、引続き開議、署名議員の指名、諸般の報告の後、議長より元道議會議員長沢信広君去る六月十六日逝去につき弔詞を贈り哀悼の意を表した旨を報告、ついで日程に入り、日程第一議案第一号乃至第三号及び報告第一号乃至第九号を一括議題とし、知事の説明を聴取し、予め時間延長の後、午後二時五十分一旦休憩。午後六時四十分再開、日程第一の議事を継続、議案第一号、第二号、報告第一号乃至第四号は総務委員会に付託、議案第三号の議事は明日に延期に決し、同六時四十一分散会。

知事説明要旨

只今議題となりました昭和三十年度北海道歳入歳出追加予算案その他につきましてその大要を御説明申し上げたいと存じます。
今回措置いたしました予算は、昭和二十九年度において国庫補助金、起償等財源の見透し或は資金繰り等の関係上、前年度内に事業の完了をみるに至らなかった事業費につき前年度繰越金を見合つて措置いたしました次第でありまして、その総額は、
八億二千五百四十万円
と相成つた次第であります。

七、一五	一四	昭和三十年度北海道電気事業費歳入歳出追加更正予算	八、案可決九
同	一五	昭和三十年度北海道有林野事業費歳入歳出追加更正予算	同
同	一六	昭和三十年度北海道印刷所費歳入歳出追加更正予算	同
同	一七	昭和三十年度北海道母子福祉資金貸付事業歳入歳出追加予算	同
同	一八	昭和三十年度北海道用品事業費歳入歳出追加予算	同
同	一九	北海道起債議決変更の件	同
同	二〇	北海道起債議決変更の件	同
同	二一	北海道起債に関する件	同
同	二二	北海道起債に関する件	同
同	二三	北海道職員定数条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	二四	農産物価格安定資金貸付の件	同
同	二五	財団法人北海道住宅公社に対し資金貸付の件	同
同	二六	消費生活協同組合連合会資金貸付金議決変更の件	同
同	二七	北海道有林野事業費積立金運用の件	同
同	二八	斜里郡上斜里村を町とする件	七、案可決二一
同	二九	北海道学級職員給与に關する条例の一部を改正する条例制定の件	八、案可決九

以下その主なものについて申し上げますと、

札幌伏見外三高等学校々舎改築費	七千二百八十一万円
稚内商業学校外一校の災害復旧費	四千八百二十六万円
札幌ろう学校外二校の校舎寮舎等の建築費	三千三百十二万円
農業試験場整備拡充費	四千四百三十九万円
漁港簡易工事費	一千七百九十六万円
浅海増殖振興費	一千二百十四万円
応急失業及び冷害対策事業費	二千五百五十万円
開拓地農道補修費	二千万円
道営小規模土地改良事業費	一億二千万円
支庁々舎建築費	四千四百九十五万円
災害土木復旧費	五千八百八十一万円
道路改良費	三千六百五十万円
永久橋架換費	三千六百十三万円
土木現業所費	一千万円
岩内都市復興事業費	七百七十八万円
伝染病予防費	二千八百九十九万円

なお年度内の補正予算につきましては、財源の見通し等の関係上目下検討中であり、なるべく早い機会に提案いたしたい所存でありますので御了承を戴きたいと存じます。

次に久遠郡貝取洞村及び久遠村を廃しその区域をもつて大成村を置くの件について申し上げます。

この地域は檜山支庁管内の中央部に位し、地勢、気候、風土等自然条件も等しくいずれも漁業を主体とする村であり経済、文化、交通上の密接な関連性をも考え合併による財政上の強化を図るとともに行政の効率的運用を期さんとするものであり、町村合併促進法の趣旨に則り策定した道の計画に基き昨年来両村の間に協議が行われ、この間、歴史沿革或は住民感情等諸般の事情を克服して今後の自治体運営の効率化と住民福祉の向上を期するために地域住民の理解と協力を得て、来る七月二十日を期して新村として発足しようとするものでありまして適當のものと認めここに提案いたしました次第であります。

同	三〇	北海道俱知安高等学校寄宿舎建築に関する予算外義務負担に関する議決変更の件	同
同	三一	北海道議会議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	三二	財産の譲渡契約の締結に関する件	八、同意議決九
同	三三	北海道職員採用競争試験受験手数料条例の一部を改正する条例制定の件	八、原案可決九
同	三四	北海道地方競馬実施条例の一部を改正する条例制定の件	八、原案可決四
同	三五	北海道水産物検査条例の一部を改正する条例制定の件	八、原案可決九
同	三六	北海道建築審査会委員選任につき同意を求めらるる件	七、同意議決二六
同	三七	北海道有公営住宅等の売払代金延納に関する条例制定の件	八、原案可決九
同	三八	北海道営管理条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	三九	札幌医科大学条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	四〇	北海道精神衛生相談所条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	四一	興行場法施行条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	四二	保健所設置条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	四三	北海道立診療所条例の一部を改正する条例制定の件	同
七、二二	四四	北海道立寒地建築研究所条例制定の件	同
同	四五	公有水面埋地を花咲郡蘭舞村の区域へ編入するの件	同

次に北海道公安委員会並びに方面公安委員会委員の選任について申し上げます。

昨年七月警察法の改正に伴い道及び各方面公安委員会委員の選任を行つたのでありますが、このうち一年委員の任期は昭和三十年六月三十日をもつて満了となりますので、道及び釧路方面公安委員中、それぞれ一名の退任者がありますのでこれが補充選任をいたしたいと存じ、ここに御提案申し上げた次第であります。以上は今回提案いたしました案件の主なものについてその概要を申し上げた次第であります。よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

○七日一日 午後二時四十六分開議、諸般の報告の後、予め時間を延長して暫時休憩、午後五時四十二分再開、日程第一議案第三号を議題とし、委員会審査を省略して同意議決に決し、午後五時四十四分散会。

○七月二日 午後二時四十四分開議、諸般の報告の後、予め時間を延長して暫時休憩、午後十時二十三分再開、日程第一議案第一号、報告第一号乃至第四号を一括議題に供し、宮北総務委員長（社）より委員会の審査の経過並びに結果について報告、議案第一号は異議なく原案可決、報告第一号乃至第四号は起立による採決の結果、起立多数にて承認議決、次に日程に追加し町村合併促進審議会委員推せんを議題に供し、指名推せんの方法により秋山（協ク）西野（民）中牧（自）高橋（辰）（社）の各議員を決定、次に日程に追加し決議案第一号及び第二号を一括議題に供し、決議案第一号について橋本（清）議員（社）より、決議案第二号について佐野議員（社）よりそれぞれ趣旨弁明を行い、ついで通告による討論に入り、松尾議員（自）より決議案第一号及び第二号に反対、大石議員（社）より決議案第一号及び第二号に賛成の討論があつた後、起立による採決の結果、起立多数にていずれも原案可決、次に日程に追加し意見案第一号を議題に供し、森川商工委員長（社）より趣旨弁明があつて、異議なく原案可決、ついで河野議

七、一五	四六	公有水面埋地を茅部郡臼尻村の区域へ編入するの件	八、案可決九
同	四七	北海道立地下資源調査所条例制定の件	同
同	四八	北海道ボーリング手数料条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	四九	北海道信用保証協会に対する資金貸付金議決変更の件	同
同	五〇	工事請負契約締結に関する件	八、同意議決九
同	五一	工事請負契約締結に関する件	同
同	五二	工事請負契約締結に関する件	同
七、二六	五三	北海道起債議決変更の件	八、案可決九
同	五四	北海道農家負債整理対策委員会条例制定の件	同
同	五五	信用保証損失補償に関する予算外義務負担の議決変更の件	同
同	五六	信用保証損失補償に関する予算外義務負担の議決変更の件	同
同	五七	北海道夕張川二段発電所建築事業資金貸付の件	同
同	五八	北海道林産物検査条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	五九	昭和三十年度北海道歳入歳出追加予算	同
同	六〇	昭和三十年度北海道林産物検査費歳入歳出追加予算	同
八、四	六一	昭和三十年度北海道歳入歳出追加更正予算	同

員（社）より議事進行について発言を求め、七月七日より七月二十六日まで二十日間会期を延長し、七月四日より七月十四日まで十一日間休会せられたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、ついで中山議員（民）より議事進行について発言を求め、本議会は本日をもつて閉会し、委員会付託の案件については閉会中継続して審査することにせられたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、両動議を議題とし、討論を省略、起立による採決の結果、中山議員（民）提出の動議は起立少数にて否決、河野議員（社）提出の動議は起立多数にて可決、会期は七月七日より七月二十六日まで二十日間延長し、七月四日より七月十四日まで十一日間休会とすることに決し、七月十五日の日程を朗読、午後十時五十三分散会。

○七月十五日 午後一時五十一分開議、諸般の報告の後、知事より七月水害による被害状況とこれに對して現在までとり來つた措置について報告、ついで今次水害に際し天皇、皇后兩陛下より御見舞金拝受につき御礼言上決議について諮り、異議なく全員起立裡にこれを可決、次に日程に追加し意見案第二号を議題とし、朗読の上原案可決、次に決議案第三号を議題とし、朗読の上原案可決、直ちに次の委員の選任を決定した。

児見山 増 夫（社）
津川 直 一（社）
大石 利 雄（社）
川村 清 一（社）
遠藤 英 吉（社）
渡部 勇 雄（社）
橋本 正 譽（社）
岡林 敏 喜（社）
井口 勉 み（社）

同	六二	北海道起債に関する件	同
同	六三	北海道木材業者及び製材業者の登録条例制定の件	同
同	六四	北海道立自治講習所条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	六五	工事請負契約締結に関する件	八、 意、議、決、九
同	六六	北海道立寒地建築研究所使用料及び手数料条例制定の件	八、 案、可、決、九
同	六七	北海道税条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	六八	北海道地方警察職員の臨時待命に関する条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	六九	北海道立衛生研究所条例の一部を改正する条例制定の件	同
八、 六	七一	北海道監査委員選任につき同意を求める件	八、 意、議、決、九
同	七二	北海道人事委員会委員選任につき同意を求める件	同
同	七三	北海道人事委員会委員選任につき同意を求める件	同
同	七四	北海道収用委員会委員任命につき同意を求める件	同
同	七五	北海道建築審査会委員任命につき同意を求める件	同

報告

西島順三(民)
本多吉江(民)
深山和男(民)
桶谷利男(民)
西野吉一(民)
杉本栄一(自)
山本英一(自)
佐久間貞江(自)
道下美作(協ク)
秋山孝太郎(協ク)
大竹幸次郎(協ク)
麻里悌三(公)
佐々木利雄(公)
山内・広(労)

次に日程第一議案第二号を議題とし、二瓶総務副委員長(協ク)より
本案審査の経過並びに結果について報告があり、これを原案可決、次に
日程第二議案第四号乃至第四十三号を議題とし、知事の施政方針並びに
提案説明があつて午後三時十七分暫時休憩、午後五時二十五分再開、諸
般の報告の後、議案第二十八号は総務委員会付託に決し、明十六日より
二十日まで五日間休会について諮り異議なくそのことに決し、午後五時
二十六分散会。

七月水害知事説明要旨

茲に去る七月三日から、四日に亘る豪雨による道内各地の被害状況と、これに
対して今日まで執つて参りました措置等について御報告申し上げ、今後の復旧に
つきまして各位の御協力をお願い申し上げたいと存じます。
最初に、今次水害による被害が甚大である旨を聞かせられた天皇皇后両陛下に

提出月日	番 號	件	名	議事経過
六、三〇	一	専決処分報告の件		七、承認議決
同	二	専決処分報告の件		同
同	三	専決処分報告の件		同
同	四	専決処分報告の件		同
同	五	専決処分報告の件		報 告
同	六	専決処分報告の件		同
同	七	専決処分報告の件		同
同	八	専決処分報告の件		同
同	九	専決処分報告の件		同
七、一五	一〇	専決処分報告の件		同
同	一一	北海道夕張川二段発電所建設事業会計予算繰越報告の件		同

会 議 案

議員から提出のあつた案件

提出月日	番 號	件	名	議事経過
八、六	一	北海道知事等に対する報酬及び給料額の特例に関する冬例制定の件		継続審査

おかれましては、現地被災者に対し深く御心を寄せられ、七月十三日、御見舞金を賜りましたことは、洵に感激に堪えない次第であります。

政府におきましては、偶々本道視察のため来道中の田上開発庁次長を災害地に派遣し、又、国会におきましては、衆議院建設、農林水産常任委員会、並びに各政党においてもそれぞれ代表者を送られ、更に風倒木処理について来道中の参議院議員一行も日程変更されるなど、被害地の悲惨な状況をつぶさに視察調査され、災害の復旧に尽力され、又、全国各地から早速鄭重な御見舞と復旧に対する激励を賜りましたことに對しまして、深く感謝の意を表するものであります。

一昨日までに判明いたしました七月三日及び四日の豪雨による被害状況は、御手許に差し上げた資料のとおりであります。人的被害は、死者二十一名、行方不明二十五名、負傷者七十七名、罹災世帯一万九千百餘戸、罹災人員実に十万名に達するものと見込れております。このため不幸にして多くの犠牲者を出しましたことは、洵に痛惜に堪えないところで、茲に衷心より御悔みと御見舞を申し上げる次第であります。

家屋の被害は、全壊、流出及び半壊五百戸、床上浸水八千百餘戸、床下浸水一万五千餘戸合計一万九千百餘戸に達し、更に非住家の被害も約九千戸を数えております。

次に、農業関係の被害は、五万四千餘町歩、三十億円に達する農作物の被害、並に七億五千万円に達する農地及び農業用施設の被害は、積年の凶作を挽回すべく孜孜として営農に努めてきた本道農家に對して、致命的な打撃を与えたのであります。

土木関係におきましても、道路、橋梁、堤防等に約二十二億円に達する甚大なる被害を蒙り、又、商工、鉱業関係は六億八千万円、林業関係は四億九千万円、水産関係九千五百万円、更に開発局関係、国鉄関係、電力関係その他各方面でも、それぞれ相当の被害を蒙り、被害総額において、実に九十五億円に上る大被害であつたのであります。

更に七月十一日及び十二日には、留萌、宗谷、上川地方で一〇乃至一五〇ミリの降雨をみ、雨竜川、天塩川、その他小河川が増水して再び水禍に見舞われるに至り、この被害については目下鋭意調査中ではありますが、現在までに判明した分のみで約六億円と見込まれております。

次に、今次災害に際し、道におきまして執りました緊急、応急の措置について

決 議 案

提出月日	番號	件	名	議事經過
七、二	一	地方自治法改正反対に関する要望決議	七、二 原案可決	
同	二	地方財政再建促進特別措置法案の修正について要望決議	同	
七、一五		御礼言上決議（七月水害）	七、一五 原案可決	
同	三	水害対策特別委員会設置に関する決議	同	
同	四	在外抑留邦人引揚促進に関する要望決議	八、四 原案可決	
八、八	五	道財政再建計画樹立に関する要求決議	八、八 否決	
八、九	六	議案第四号に対する附帯決議	同	
同	七	議案第四号及び第五十九号に対する附帯決議	八、九 原案可決	

意見案	提出月日	番號	件	名	議事經過
	七、二	一	石油精製工場設置促進に関する意見書	七、二 原案可決	
	七、一五	二	北海道の七月水害復旧に関する意見書	七、一五 原案可決	
	八、四	三	北海道におけるてん菜生産振興に関する意見書	八、四 原案可決	
	八、九	四	内浦湾における陸上自衛隊対空射撃演習場使用計画中止に関する意見書	八、九 原案可決	
	同	五	中小炭鉱救済に関する緊急措置要望意見書	同	

その概要を御報告申し上げます。

道では、七月三日夜来の豪雨による災害の発生を憂慮して、気象台、その他関係機関と密接なる連絡を保ちつつ、警戒に努めました。各地において予想外の被害を生じたので、直ちに「ヘリコプター」を借り上げて、人命救助に急行せしめ、又、自衛隊、海上保安本部に出動を要請し、更に米駐留軍に対しても協力を懇請したところ、それぞれ極めて迅速適切に救助作業に当られ、多くの尊い人命を救助したことは、道民各位とともに感謝のほかないのであります。

罹災救助のため、飲料水、毛布、食糧等の緊急物資を陸上及び海上より急送するとともに、道の水質検査車「きよみず号」「ヘリコプター」及び現地の消防自動車等を総動員して給水作業を強行するとともに、医療救護班を現地に急行せしめて傷病者の救護に当らせる等緊急の措置を講じ、更に時機を逸せず、被害の最も著しい日高支庁管内の静内町外二市二十二ヶ町村に対してそれぞれ災害救助法を適用し、罹災者の救護、救助に万全を期した次第であります。

その他当面の緊急措置は勿論、被害の拡大進展に対応する適切な措置を講ずるために、道及び市町村事務所に「七月水害対策本部」を設け、直ちに部課長をして災害地の実情を精査せしめ、関係各方面と密接なる連絡提携を図りつつ、被害者の救援対策、復旧資材の確保、農業復興対策、応急失業対策等万端漏れのないようそれぞれ措置せしめる一方、中央に対する措置の要望については、道内視察議員等に対する陳情、関係部課長の上京折衝の外、十二日には私自身、上京して道選出国会議員或いは道議会関係常任委員各位とともに、政府機関、国会、各政党に対し、被害の実情を説明の上、各般の要望事項について強力に折衝して参りました。

以上、道の今日迄に執りました緊急、応急の措置についてその概要を申し上げたのであります。今後の対策に当りましては、特に連年の災害の累積によつて疲弊困憊している農家に対する生活並に経営資金の確保、公共土木災害の復旧等について、急速且つ強力なる措置を推進して参らねばならぬものと考えております。

特に、最近打ち続く災害の発生につきまして、その原因の積極的且つ科学的な究明に努める一方、各水系の総合整備、治山、治水対策の強化等、基礎的な水害防止対策について益々研究と実行を図る所存でございますので、議員各位の特段の御支援と御協力をお願い申し上げる次第であります。

請 願、陳 情

第二回定例道議会において、各常任委員会に付託された請願、陳情並びに審査の結果はつぎのとおりである。

請 願

文書 番号		件 名	請 願 者	付託 委員会	審査 結果
1	余市町地内湯内川を道費河川に昇格の件	余市町長 坂本角太、郎士	同	土木	継続審
2	生花苗川堤防修築並に河川改修工事施行の件	大樹町長 島田繁一	同	土木	採 択
3	釧路村地内知方字地区の海岸侵蝕及び地内より防止工事施行の件	釧路村長 泉 重	同	土木	同
4	釧路村地内別保川防災工事施行の件	同	同	同	同
5	十勝管内の水害復旧対策の件	十勝農業協同組合連合会長 堀 日 昇	同	同	同
6	釧路町地内より(大正村経由)更別駅に至る区間の道路を道々に昇格の件	更別町長 石田 初太郎	同	土木	継続審
7	幕別町地内道道幕別大樹線路面拡幅工事施行の件	幕別町長 中 島 外一名	同	土木	採 択
8	道路橋及び鋼橋を道内メーカ登録の件	函館ドック室蘭製作所労働組合執行委員長 田沢仁八郎	同	同	同
9	十勝管内の水害に伴う営農救済対策の件	十勝農業協同組合連合会会長 長 朝 日 昇	同	農務	同
10	岩見沢市に甜菜製糖工場設置の件	岩見沢市長 川 村 芳 次	同	土木	継続審
11	農業試験場十勝支場において菜豆指定試験実施の件	十勝町村会々々長 神 田 柳 助	同	採 択	同
12	農村養鶏振興に関する件	北海道農業会議会長 岡村文四郎	同	同	同

知事施政方針

本日、昭和三十年年度追加予算案の提案に際しまして、私の所信を卒直に披瀝したいと存じます。

第一に内外の政治経済情勢について

第二に国家財政及び地方財政の諸問題について

第三に道政推進の基本的構想について

第四に道行政執行の態度について

以上の順序に従つて、詳細御説明いたします。

最近の国際政治情勢をみますと、パリ協定成立による西独の再軍備、ワルシャワ条約による東欧八ヶ国の軍事同盟など、依然として、東西二大陳宮の対立が続いておりますが、原子力兵器の驚異的発達等により「力による平和」の限界から脱却しようとする現れとして米、英、仏、ソの四大国巨頭会議が具体化され「話し合いによる平和」促進への気運が濃くなりつつありますことは、世界平和を念願する者といたしまして喜びに堪えないところであります。

次に、国際経済の情勢は、米、西、西諸国ともに昨年以來の好況を持続しておりますが、最近その好景政策の行き過ぎによるインフレ進行を警戒する結果、各国とも国内基盤の強化と輸出伸長への努力を續けており、また、東南アジア諸国におきましても国際收支の暗転がうかがわれますので、今後の国際経済競争は益々激しさを加えるものと考えられるのであります。

このような情勢の下にあつて、わが国が輸出を伸長し、もつて経済自立を実現するためには、産業の合理化と物価の引下げによつて経済の「地固め」を行うことがなお厳しく要請されるのであります。

この程決定をみた昭和三十年度国家予算は、このような「地固め」の貫徹について、今後にも多くの問題を残しておりますが、一応は緊縮均衡の線を維持し、国民経済の景況は概ね現状を持続する見通しであります。

本道経済につきましても、北洋漁業の活潑化、国家予算及び世界銀行融資による開発投資の増額等明るい面もありますが、他方引きつづいた冷害凶作の余波とこの度の水害、回游漁業や炭況の不振など暗い面もあり、あまつさへ、景況横道いと判断される日本経済の基調の中では、今後も依然として沈滞を続け、失業者及び生活困窮者は更に増大するものと考えられる次第であります。

28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
区内等車場、道々、昇格の件	北海道中小上水道敷設事業に対し補助の件	定期航路に対し補助の件	広尾町道紋別―豊似間を道々に昇格の件	小樽警察署長の不当設備行為に対する調査及び措置の件	パチンコ遊技場許可更新期間改正の件	合成米自衛隊納入の件	釧路湖陵高等学校屋内運動場改築の件	十勝管内の水害に伴う農業施設災害復旧工事に対し補助の件 (四件併合)	天塩警察署庁舎改築の件	北海道整肢学院施設拡充整備の件	標茶町に道立図書館分館設置の件	弟子屈町字斜路原野国有林払下方の件	北村地内中小屋地区道管軌道客土事業促進の件	神楽町並に斜里町地内の畑地かんがい附帯事業に助成の件	種牡馬の購買貸付並に購買補助の件
納内村長 山口正直 同	江差町長 谷口太一 同	北海道定期航路組合長 萬井与三 同	広尾町長 真岩栄松 同	全北海道労働組合協議会 米田 同	北海道遊技場組合連合会 野瀬信一 同	十勝米穀株式会社 宮本富次郎 同	釧路湖陵高等学校 P.T.A. 岩堀氏 同	十勝農業協同組合連合会 朝日 同	天塩地方治安協力会 草刈 同	北海道肢体不自由児福祉協会 阿部謙夫 同	標茶町教育委員会委員長 廣瀬栄佐吉 同	弟子屈町開拓農業協同組合 田中寅三 同	美幌市長 櫻井 同	北海道土地改良協会 宮北三七郎 同	北海道農業協同組合中央会 稲垣源一 同
同	同	採択	木同	継続審査	安同	工同	文教同	同	安同	民生同	文教採択	継続審査	同	同	同

国家財政の動向を地方自治体の立場から眺めてみますならば、一般会計の規模は九千九百十四億円でありまして、その特色として挙げられますことは、生活保護費、失業対策費旧軍人遺家族等恩給費住宅対策費等、社会保障の経費が増加した反面、公共事業関係費農業関係予算等が減少しておりますため、災害復旧、国土保全及び基礎的産業に及ぼす影響が少くないことであります。

また財政投融資計画は、前年度実績より三百四十五億円増の三千百九十五億円と策定されておりますが、住宅建設、地方債引受の増と、中小企業金融の減など経済活性化の要因が乏しいと判断されるのであります。

地方財政計画は、前年度を百二十五億円上廻る九千八百二十九億円と決定されておりますが、この計画そのものが現下の状況に即応していないという欠陥がありますので、今年度末には九百億円以上の地方財政の赤字を生み出す可能性を持っているといわれ、地方財政の再建はなお多難なものがあるものであります。

現在、国会において地方財政再建促進特別措置法案が審議されておりますが、この法案は、地方自治の精神に反するのみならず、これのみでは地方財政の健全化は到底期待し得ないものであります。私は真に地方財政を再建する技術的対策が講ぜられねばならないと考えるものであります。

さて私は、道政推進の基本的構想について私の抱懐するところを卒直に披瀝致しまして、各位の御賛同を得たいと存する次第であります。

当面する最大の課題は、道財政の再建であります。地方財政は近年益々困窮の度を加え、昭和二十九年決算見通しでは、三十八府県一千二百八十五町村が総額五百八十六億円に達する実質赤字を生じており、この傾向は今後一層拡大することが予想されております。

従来道財政は比較的その健全性を保つて来たのでありまして、財政規模に対する赤字額の率は、全国水準よりかなり下廻っており、東北六県が総て赤字であることから判断されるように、積雪寒冷地帯という条件、更に加えて地域広大にして開発途上にあるという特殊条件に因る財政需要の増進を勘案すると、道財政の赤字は財政運用の努力によつて最少限度にくいとめてきたと判断されるのであります。

しかしながら、歳出の膨張は公債費、恩給費、人件費並びに生活保護費、失業対策費など社会保障関係経費の増進によるものであり、一方歳入の七割近くを国庫財源に依存するという性格から、健全財政維持の願望に拘らず、現実には赤字

45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	30	29
堤防修繕工事の件	平取町七月水害による豊穂小中学校教員住宅復旧工事の件	岩内救難事務所並びに救助用器具復旧の件	厚岸―真竜間架橋実現方の件	釧路ろう学校校舎建築の件	幌加内村七月水害により罹災者救護の件	幌加内村七月水害による農業施設復旧対策の件	幌加内村七月水害による土木施設復旧対策の件	多度志村七月水害による罹災者救護の件	多度志村七月水害による土木施設復旧対策の件	多度志村七月水害による被災農家救済対策の件	雄枝幸幸電事業に対し道費補助又は融資の件	北海道木材乾溜株式会社社活性炭素工場に対し助成の件	各種学校教育の充実に関する件	公衆浴場（仮称菊西湯）新設の件	神恵内村に道立診療所設置の件
同	平取町長 平佐武美招	長 日本水難救済会岩内救難所実民生	厚岸町振興促進会々々長 市川浩治 外一七五名	長 北海道釧路ろう学校後援会 北村律也 外五名	同	同	幌加内村長 青木哲雄	同	同	多度志村長 水谷隆毅	雄武町長 中川原光雄	長 北海道木材乾溜株式会社々々 戸田栄一 外三十四名	北海道各種学校連合会々々長 林 造酒太郎 外三十四名	札幌市菊水西町十丁目 乙丸定洋 外十四名	神恵内村議会議長 若林 岩一 蔵衛生 採扱
土木同	農地開採扱	民生	土木同	文教同	民生同	農務同	土木同	民生同	土木同	農務同	同	同	同	同	同

財政に押しやられる様子が少くないのであります。

道財政の今後には、公債費、社会保障関係経費の増高に見合う財源の不足から、このままでは毎年の赤字累増が予想される次第であります。

元来、地方財政窮乏の主因は先にも触れました如く、第一には現行地方行財政制度そのものに、第二には政府の地方財政計画の策定に、第三には国、地方を通ずる行財政運営の欠陥にあるのであります。

赤字累増の結果は、有効適切な施策遂行の方途を失う計りでなく、民主主義政治の基盤である地方自治の崩壊に至る危険のあることを、私は深く憂えざるを得ません。

この財政窮乏のよつてきたる原因に鑑みると、私は、その再建方策の第一は、国に対して今後とも強く改善方策を要請して行くことであると信ずるものであります。第二は、道自体といたしましても、新しい構想から、その規模と運用について改善を図ることであると存じます。この見地に立つて私は過般来慎重なる検討を行つて参つたのであります。

即ち、歳入については、課税の実態を完全に把握し、且つ滞納繰越分の徴収促進に努力するとともに税外収入の増収に一段の創意工夫を加へつつあるのであります。また歳出については、先ず刊行物、用紙、印刷物、備品類購入の節約、暖房、自動車用燃料、光熱水費、通信費、食糧費の節約など、経常的経費について節減を行い、次に一般補助事業費、奨励的補助事業への上置の抑制、財政規模を拡大する新規事業費、各種負担金、分担金、団体補助金、法令によるもの以外の新たな予算外義務負担など、事業費についての慎重な検討による節減、更に行政機構の簡素化による節減、などを図つております。

このように従来容易になし得なかつた支出節減を勇断のもとに行い、極力財源の調達に協力を致し、予算の効率的使用を図ると共に、逐次投資的経費を増大することを期し乍ら、財政健全化の方途を講じたいと存する次第であります。

議員各位の特段の御賢察を戴き度く存するところであります。

私は今日迄、産業の振興、社会福祉増進、行政の民主化を道政の基本目標として掲げこの目標の実践に終始一貫努力を傾けて参りました。

今後は特に、現下の客観情勢に対処して、打ち続く冷水害、凶作、或は凶漁に悩む農漁業及び経済基礎の脆弱な中小企業に対しては、これを積極的に防衛し、増大する失業者の雇用と、社会的弱者に対する厚生援護を図りつつ、産業の飛躍的

46	平取町七月水害による貫気別一号橋及び貫気別二号橋災害復旧の件	同	同
47	二級国道旭川浦河線沙流川架設橋梁復旧対策の件	同	同
48	北海道工業試験場分場を函館市に設置の件	函館市長、吉谷	外一名 商工 査
49	大沼電源開発促進方要望の件	同	同
50	石油精製工場を函館市に設置の件	同	同
51	青函航路の貨物運賃改正要望の件	同	同
52	石炭企業合理化法案に反対の件 (六件併合)	夕張市議会議長、橋内、末吉	同
53	中小炭鉱に対する緊急救済措置の件	日本炭鉱労働組合北海道地、方本部執行委員、大矢	同
54	増毛町地内暑寒川砂防工事施行の件	増毛町長、中江、庄三郎	外一名 土 木 同
55	沼田町地内ボン川改修工事施行の件	沼田町長、青湯、松太郎	同
56	空知郡北村字達布当別上幌向停車場線の改良工事施行の件	北村村長、塚本	外一名 同
57	小樽市十万坪一石狩町花畔線(仮称)道道昇格の件	手稲町長、養輪、早三郎	外二名 同
58	函館市に甜菜精糖工場設置の件	函館市長、吉谷	外一名 農 務 同
59	北村一区一中小屋間農道工事施行の件	北村村長、塚本	外一名 農 務 同
60	札幌西高等学校改築の件	札幌市西高等学校改築期成会々々長、大野、精七	外七名 文 教 採 扱
61	十勝管内七月水害による公共土木施設災害復旧工事並びに単独災害に対し補助の件	十勝町村会長、神田	外一名 助 士 木 同

発展に重点を置く総合開発第二次五ヶ年計画を策定し、強くこれを推進して道民生活の向上を期することが最も緊要であると信ずるのであります。

しかし乍ら、財政健全化の強い要請に応えつつこれらの目標を実現すべき基本政策の展開に当りましては、私は全くの謙虚な態度に立つて、過去の施策全般に亘つて反省と再検討を加え、施策の集約化と計画化を徹底するとともに、行政執行体制を革新すべく固い決意をいたしているのであります。

以上のような基本的態度をもつて産業政策を考えました場合、先ず農業部門におきましては、打ち続く冷害、水害等による農村不況の様相は、極めて憂慮すべきものがありますので、これら対策には特に意を用いたところであります。

先ず、基本的対策としては、冷害克服を目途とする寒地農業の確立が大きな目標でありますので、このために集約酪農を振興し、飼料基盤を造成し、乳価安定を図るなど一連の酪農対策を推進するとともに、土地改良、耕土改良及び農地の交換分合を行つて土地の生産性をたかめ、農業技術の研究普及と併せて、その実現を期したのであります。

また、農産物、畜肉の価格安定対策を講ずるとともに、協同組合の健全なる発展を期待したのであります。開拓者については以上の措置のほか、特に営農と生活の安定を期するため、土壌改良の促進、開拓診療所の整備、電力の導入を図つた次第であります。

さらに、基本的対策との関連をもちながら、農家経済安定計画の一環として、農家経済の重圧となつてゐる農家負債については、災害負債利子補給の金融措置を引き続き行うとともに、新たに特別措置による返済条件の緩和等を図るため、農業及び農民諸団体、並びに金融機関、農民代表等の意向を充分訊しながら、これが対策を検討いたしており、結論を得次第、速やかにこの対策を農民自らの農業経済自立復興運動と呼応して実施に移して行く所存であります。

林業につきましては、資源造成、治山、林道事業など一連の施策を講ずるとともに、木材糖化など林産工業の中間試験を促進することとし、また逐次優良種苗を育成して、林木の品種改良を図ることとしたのであります。

水産業につきましては、漁港の整備、漁田開発施設の増強、沿岸漁田改良の措置を講ずる一方、転換漁業及び経営多角化のための本格的な着業資金の導入を促進し、漁業負債整理問題の検討を進めるとともに、政府の沿岸漁業振興対策の適用を図る等、沿岸から沖合漁業への転換と凶漁対策を図りつつある次第であります。

62	十勝管内七月水害による農業関係被害復旧対策の件	同		農務採扱
63	十勝管内七月水害による小水力発電施設の被害復旧資金導入の件	同		同
64	十勝管内七月水害による林業被害対策の件	同		林務同
65	十勝管内七月水害による開拓農家被害復旧対策の件	同		拓地開同
66	十勝管内七月水害による罹災者に對し生業資金貸付の件	同		民生同
67	幌内川を道費河川に昇格の件	多度志村長	水谷隆毅	土木継続審査
68	檜山管内七月水害による土木施設復旧対策の件	檜山町村会長 谷口太一	同	採扱
69	檜山管内七月水害による農家救済対策の件	同		農務同
70	檜山管内水害による町村財政特別措置の件	同		総務継続審査
71	檜山管内七月水害による開拓農家救済対策の件	同		拓地開採扱
72	檜山管内七月水害による林道復旧工事の件	同		林務同
73	七月水害による上ノ国村所在石碓港復旧並に防災工事の件	同		水産継続審査
74	檜山管内七月水害による罹災者救済対策の件	同		民生採扱
75	十勝川水系音更川電源開発に伴う農業用水確保の件	十勝土地改良区理事長 平山五十三	市木同	同
76	道道多度志一納内線一部改修工事施行の件	山口正一	同	継続審査
77	御影茅室、音更間道路を道道に昇格の件	音更町長 神田卯七	同	採扱

す。また、特に道漁連の再建に留意し、漁業共済体制の整備を図ることとした次第であります。

中小企業対策につきましては、その維持安定を積極的に図るため、先ず金融に重点を指向し、保証力の強化並びに資金源の増大を図る必要を認め、北海道信用保証協会に対し貸付金の増額を致した次第であります。これにより零細企業専門の金融機関を整備強化し、以て零細商工業者に対する金融の円滑化を図ると共に、中小企業の設備の近代化、合理化を企業者の自主的意欲に応じて促進して参りたいと存するのであります。

なお企業の健全化を図るため企業診断を実施し、併せて組織化を推進するため、関係指導機関である能率指導所、商工組合中央会及び中小企業相談所について一連の助成をいたした次第であります。

この外、消流対策につきましても、幹旋機関を充実し、一層販路の拡大を図る所存であり、今後の貿易の重点は東南アジアに置き、併せて中国大陸との貿易も促進して参りたいと考えている次第であります。

以上申し述べましたように、農林、水産、中小企業等の産業等の防衛施策を推進するとともに道民生活を防衛し、その福祉増進を図ることは、道政の基本目標の一つとしてかねてから最も強力に推進してきたところでありますが、今後とも益々その強化を図る所存であります。

当面する課題として、デフレ経済下相次ぐ企業整備、中小企業の倒産等による失業情勢の悪化に対処して、失業対策事業を一段と拡充強化し、失業者の生活安定に遺憾なきを期するとともに、労働組合運動の健全なる発展を育成助長して、その自主的活動を援助し、労働者福祉施設を拡充して生活の向上に寄与せしめたいと考えている次第であります。

次に、生活困窮者、母子世帯等については、従来に引き続き社会保障制度の確立を目指し、特に生活困窮者に対しては、社会的脱落防止のため、その保護救済に万全を期する一方、母子世帯に対しても格段の意を用い、先ず母子住宅の建設による住生活の安定を期するとともに、母子福祉資金、母子金庫の運営等、母子世帯の救済援護についても一段と強化することいたしました。

更に、消費生活の協同化による自主的生活設計の確立のため、消費生活協同組合の育成強化を図るとともに、精神薄弱児童施設、養老院、保育所、母子寮等の整備、生業資金、厚生資金制度等の効率的運用等一連の社会福祉対策の推進につ

93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78
岩内町中小商工業者に対し災害復興資金融資の件	看護婦準看護婦養成施設に対し助成の件	清水町道低草原道路を道道に昇格の件	七月水害による十勝管内三河川砂防工事施行の件	道立根室高等学校々舎改築の件	泊村地内玉川を道費河川に昇格の件	千歳町水害による被害家の防疫対策の件	千歳町水害による被害農作物の防疫対策の件	千歳町水害による土木施設復旧対策の件	由仁町の水害による家屋防疫費助成の件	由仁町の水害による農業施設復旧対策の件	由仁町の水害による財政対策の件	由仁町の水害による土木施設復旧対策の件	由仁町の水害による農家救済対策の件	元浦河川改修工事施行の件	新冠村七月水害による罹災開拓農家に対し補償措置の件
岩内町災害復興協議会実行委員会代表 紙谷友次郎 外十八名	岩内町災害復興協議会実行委員会代表 井上善十郎 外十名	小清水町長 藤原 教同	芽室町長 大村 捷三 外四名	根室町長 富樫 正二 外二名	泊村長 浜田 作美 外二名	同	同	山崎 友吉 外二名	同	同	同	同	由仁町長 宮野 嘉吉 外三名	获伏村長 竹内 外一名	新冠村罹災開拓農家補償要請連理委員長 高橋銀治 外二十六名
衛生同	衛生同	衛生同	衛生同	衛生同	衛生同	衛生同	衛生同	衛生同	衛生同	衛生同	衛生同	衛生同	衛生同	衛生同	衛生同

いても、特に配意いたした次第であります。

住宅問題につきましては、引揚者住宅及び低家賃住宅の建設を増強し、更に本道の寒冷積雪事情に鑑み、寒地ブロック住宅の研究体制を強化して合理的な住宅設計に寄与せしめたいと考えているのであります。

また、道民の健康保持及びその向上を図るため、医療を社会化することは極めて肝要でありますので、国民健康保険事業を拡充強化する一方、医療機関の整備拡充を極力推進して無医部落の解消に努めるものであります。特に結核療養所の整備充実を力に致すとともに、結核、がん、らい、伝染病等の予防衛生についても十全の措置を講じたのであります。

次代を担う青少年の健全なる育成は、いつの時代にあつても重要なことであります。特に今日の切実な要望は適職の確保にあることに鑑み、従来就業に好成績を取つた職業指導事業を整備拡充して総合開発の進展に対応する産業人の養成に努め、適職配置を図るとともに、職業教育を振興し、青年団、四日クラブ活動等を強化して、青少年に産業技能教育を徹底し、働く場所と希望を与え、その組織活動を助長せんとするものであります。

以上のような民生安定の諸対策とともに、生活防衛の一環として自主的な生活の合理化、産業開発の担い手としての自覚ある生活態度の確立がなくてはならないのであります。私は昭和二十七年、全国に魁けて新生活運動を取り上げ、今日相当の成果を挙げてきておりますが、特に個々の生活と地域社会との、より深い関連において地域組織活動の進展を図りたいと思ふ次第であります。

私は、産業と生活の防衛的施策の実施とともに、総合開発の推進について、今後一層努力して行く決意であります。

第二次五ヶ年計画に引き続き、ただ今第二次五ヶ年計画を策定すべき時期になつたのであります。私は第一次計画に続いて基礎施設を整備し、その基盤の上に産業の飛躍的發展を図り、それによつて道民生活の安定向上ができるような構想をもつて、道民の総意を結集して、計画策定に當つてゐる次第であります。

本道には御承知のとおり豊富な未開発または未利用の資源がありますので、これが開発利用化について、基本的な調査を続けて参つたところ、不良広葉樹からの木材糖化、低品位炭からのゲルマニウム、或いは天然ガス等については、夫々相当の調査研究の成果を挙げてきておりますので、本年度は、更にこれらについての試験研究と、技術の高度化を図り、これら資源の総合利用工業化を促進

109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94
北海道連合遺族会の事業に対し成功の件	長沼町地内甲第一線乾線溝路「ケヌフチ」川架樋災害復旧の件	釧路市浦見町所在道路側溝改修工事の件	日勝産業道路路線開さく促進の件	鮭簗定置漁業者をして北洋漁業出漁許可の件	旧土人保護法による給与地返還の件	北海道各種学校の整備強化の件	町村道名密知恵文間天塩川右岸線道路を道道に昇格の件	道内官公衛並びに自衛隊納税に関する件	後志地域農業経営対策確立の件	後志支庁管内に道立水稻試験地設置の件	簡易水道事業に対し道費補助の件	国民体育大会選手派遣に対し補助金増額の件	道道千歳鶴川線の一部路線変更の件	豊平町道平岸―石山線を道道に昇格の件	大樹町地内屋舟川改修工事の件
北海道連合遺族会	南長沼土地改良区理事長「農地開宮北三七郎招	釧路市浦見町四丁目木田文次郎同	清河町長 浜田光輝土木探	北海道鮭簗定置北洋出漁期外四七四名拓	北海道日土末給興地確保期外四七四名拓	北海道各種学校連合会外四七四名拓	名寄町長 名取忠夫土木探	日本石炭協会北海道支部支部長 向田正勝商工同	後志総合開発期成会会長 田畑善作同	後志町村会長 松実菱三農務査	常呂町長 小林千代松衛生探	北海道体育協会々長 伊坂員維文教査	早来村長 磯部義光同	豊平町長 山田為吉同	大樹町長 島田繁一土木探
民生同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

し、近代化学工業地帯を実現いたしたいと念願している次第であります。

なお、本道の鉱工業発展に必要な基礎的施設を整備いたしましたが、電気料金高、輸送運賃の割高、固定資産税の高率等社会的要因としての立地条件に、幾多の隘路が残りますので、これらの改善には勿論努力しなければなりません。最も重要な開発資金の調達につきましても、最近漸く北海道産業振興開発公社という形で、北海道開発審議会から政府に建議されたような段階になりましたので、これが実現促進になお一層の努力を続ける所存であります。

また未開発地域の開発につきましてはさきに未開発地域促進委員会を設け、その開発方法について検討を進めてまいりましたが、昨年これらの地域に亘る特殊気象地帯農業確立計画、及びこれを実現する特別措置法案について、成案を得ましたので、本年度はこれが実現化に努力いたしたいと考えている次第であります。

また、石狩、篠路泥炭地と根釧原野の農地開発については、御承知のように昨年世銀、F、A、O等外国調査団を迎え、内外の注目を浴びるに到つたのでありますが、幸い本年度から世界銀行の融資と見返り資金により、農地開発機械公団を設置して、漸く事業着手の決定をみましたので、道としましては、開発局、その他関係機関と協力して、事業遂行の万全を期したいと考えている次第であります。

千島、齒舞諸島返還の要望につきましては、終戦後、引き続きたゆまざる努力を傾注してきたところでありますが、昨年来、日ソ国交調整の気運が高まり、去る六月よりロンドンにおいて、日ソ交渉開始の運びとなりましたことは、洵に喜びに堪えないところであります。

この日ソ交渉を通して、在留同胞の引揚げ、領土の返還、北方漁業海域の拡大等、多年にわたる懸案が解決し、両国の正常なる国交関係が恢復することを心から念願するものであります。

最後に、私は道政をして真に道民のものたらしめるため、行政の民主化を飽くまで推進しなければならぬと考えているのでありますが、地方自治を圧迫し、中央集権化を図ろうとする最近の傾向につきましては、民主主義の基盤である地方自治の擁護のため、道民の皆様とともに、断固として斗い抜く決意を固めている次第であります。

また、行政執行上の必要な措置として、逼迫した道財政の中でよりよき行政効

陳 情

文書 番 号	件 名	陳 情 者	委員 託 審 査 の 果
114	千歳町千代田町地内埋設暗渠伏替拡 張工事施行の件	千歳町長 山崎 外友一 吉同	同
113	宗谷地方七月水害による土木施設復 旧対策の件	同	土木同
112	宗谷地方七月水害による農業被害復 旧対策の件	同	農務同
111	宗谷地方七月水害による農地及び農 業用施設災害復旧の件	宗谷町村会長 江藤 次郎 外一名 拓地開 同	同
110	小樽市に石油精製工場設置の件	小樽市長 安達与五郎 商工同	同

文書 番 号	件 名	陳 情 者	委員 託 審 査 の 果
1	中小炭鉱に対する公租公課延納の件	北海道石炭炭業協会会長 舟橋 要 務同	同
2	旧大津村浦幌町合併に伴う財産引継 に関する件	中川郡豊頃村字長 新田 新四郎 代表 大須賀 新四郎 同	同
3	石狩管内の春鯉漁に伴い税の延納 並に分納措置の件	石狩水産振興会々々長 佐藤 常三郎 同	同
4	石狩管内の春鯉漁対策の件	石狩水産振興会々々長 佐藤 常三郎 水産採 同	同
5	宗谷管内の春鯉漁による救済対策 の件	宗谷地区春鯉漁対策委員 長 岩田 直蔵 同	同
6	春鯉漁対策として浅海増殖事業実 施の件	稚内市長 西岡 斌 同	同
7	道南いか漁業振興協会に対し補助の 件	道南いか漁業振興協会々々長 吉谷 一 次同	同
8	室蘭市追直漁港を第三種漁港に昇格 の件	室蘭市長 熊谷 綾一 外一名 進同	同
9	檜山管内のすけそ漁に対し原因調 査の件	北海道漁業協同組合連合会 会長 安藤 孝俊 同	同

果を最高度に挙げるために、簡素にして能率的な機構と、新鮮明朗且つ責任を重んずる庁風を、確立することが急務であるとの決意から、就任早々画期的な機構改革を断行し、それに伴う本庁と地方部局の交流を含む、大巾な人事異動を実施した次第であります。

今後は、庁員の資質を向上せしめるために職員研修を強化し、綱紀の振粛、信賞必罰等全般に亘る人事管理の適正化に努めるとともに、更に共通事務の集中管理強化、地方部局に対する権限の委譲、出先機関配置の適正化等によつて、道民に信頼される行政執行態度を堅持して参る所存であります。

以上私は、当面の厳しい諸情勢に対処する道政の基本的構想について、率直に御説明申し上げたのであります。

この構想の積極的推進につきまして、渾身の努力を払い、四百七十万道民と共に明るい豊かな福祉社会を建設することが、私の最大の責務であると信じております。

議員各位並びに道民各位の格別なる御理解と御協力を切にお願い申し上げます次第であります。

知事説明要旨

今回提案いたしました昭和三十年度北海道歳入歳出追加更正予算案その他につきましてその概要を御説明申し上げます。

昭和三十年度地方財政計画策定の経緯等については既に御承知のとおりでありましてもとよりこれに対処し全国知事会議等を通じてこれが改善措置につき強力なる要請をつづけてまいっているのであります。諸般の情勢上既に成果を期待し得ない事情にありますが、今次予算の編成に当りましては現在見通し得る財源の範囲内において措置することとした次第であります。即ち北海道総合開発の重要性に鑑み開発公共事業費については全額計上することとしたのであります。普通補助事業につきましては社会経済の現状に照し真に緊要なるもののみを計上することとした次第であります。また、各種団体等に対する補助並びに道の単独事業につきましては財源の極めて制約せられておる財政の実情に鑑み超重点的に取捨選択いたした次第でありまして予算の総額は、

普通会計

六十四億九千八百八十八万円

10	釧路資源調査費増額の件	北海道漁業協同組合連合会 々々長 安藤孝俊	水産採択
11	底曳による鯨漁獲禁止の件	同	同
12	石狩管内の春鯨凶漁に伴い治山、治水事業実施方の件	石狩水産振興会々々長 佐藤常三郎	林務同
13	春鯨凶漁対策として緊急造林事業実施の件	稚内市長 西岡 外二名斌	同
14	春鯨凶漁対策として緊急失業対策実施の件	同	労働同
15	零細漁業経営者に労災保険適用方の件	北海道漁業協同組合連合会 会長 安藤孝俊	同
16	石狩管内の春鯨凶漁による社会福祉対策の件	石狩水産振興会々々長 佐藤常三郎	民生同
17	春鯨凶漁対策として各種土木事業実施の件	稚内市長 西岡 外二名斌	土木継続審査
18	石狩管内の春鯨凶漁に伴い土木事業実施の件	石狩水産振興会々々長 佐藤常三郎	採択
19	豊頃村地内牛首別川改修工事再開の件	豊頃村長 大橋 外佐七	同
20	豊頃村地内ノヤウシ川改修工事施行の件	同	同
21	旭川市秋月橋新設の件	旭川市議会議長 岡島保二郎	不採択
22	旭川地方河川堤防築堤工事促進の件	同	採択
23	道立網走精神病院病棟増築の件	網走支庁地区社会福祉協議会 会長 中沢山五郎	衛生同
25	足寄町に結核病棟建築に對し助成の件	足寄町長 川上 貞通	同
26	津別町地内チメケツ湖周辺及び布川地区を開拓地として開放の件	津別町長 林 利博	外三名博 農地開拓審査

特別会計
合 計
五億六千七百八十万円
七十億六千六百六十八万円

と相成つた次第であります。

以下普通会計の歳出の主なものから順次御説明申し上げます。

先づ産業経済費中農畜産業関係から申し上げたいと存じます。

わが国経済自立の前提として、食糧自給度の伸張が強く要請されていることは申すまでもないところであります。本道の自然的地理的条件に即応する寒地農業経営の確立をはかりますことは刻下の急務でありますのでこれが促進を図るため肝要な方策につき重点的にその予算化を図ることとした次第でありましてその主なものとしたしましては、

適地適品種の増殖普及のための優良種苗生産普及費

百三十七万円

耕種改善試作圃の設置並びに農産奨励の各種共助会等の経費

百六十四万円

輸出農産物増産奨励費

二百六十六万円

種菜生産振興費

一千三百万円

乳牛増殖施設費並びにジャージ設定費等酪農振興費

七千四百七十七万円

種牡牛馬の購入貸付等家畜改良増殖をはかりますための種畜施設費

四千八百八十九万円

家畜人工授精所費

二百十万円

飼料生産の増強に資しますための草地改良事業費

一千三百三十八万円

荒廃牧草地改良施設費

一千六百九十三万円

飼料対策費

七百七十四万円

また農業技術の普及浸透をはかりますため

農業改良普及員の活動のための普及宣伝費

一千三十二万円

同じく改良普及員の研修費

二百万円

農業改良相談所運営費

三百八十八万円

農業試験場費

二千九百六十八万円

を

27	北美唄地区馬鞍客工事業施行の件	美唄市中村農業協同組合長 花井健次	外一名次	採掘地開
28	別海村五別市街にパイロットファーム事業所等設置方の件	別海村長 山崎藤作 外二名三九名	同	査統審
29	豊富村宇豊徳、豊田地区に開拓診療所設置の件	豊富村長職務代理者助役 野島清 外三名躬	同	採掘
30	移動図書館運営経費増額の件 (外四件併合)	北海道移動図書館連合会委員長 平賀慶 外一名広文	同	教同
31	旭川市に道立高等学校(独立校)設置の件	旭川市議会議長 岡嶋保二郎	同	査統審
32	滝川工業高等学校屋内運動場その他改築の件	滝川工業高等学校PTA会長 千田三芳 外三名芳	同	採掘
33	北海道商工組合中央会の事業に對し補助の件	北一・西二・北海道商工組合中央会会長 今野吉之助	同	商工同
34	農家建物(住宅、畜舎)の改善指導等の共済事業に對し助成の件	北海道共済農業協同組合連合会会長 山中良造	同	務同
35	北海道高等学校体育連盟に對し分担金交付の件	北海道高等学校体育連盟会長 藤田節也	同	文教同
36	札幌における全国高校卓球大会に補助の件	同	同	同
37	厚岸高等学校屋内運動場その他改築の件	北海道厚岸高等学校校長 石井徳次 外二名	同	同
38	栗沢町茂世五第一貯水池の調査の件	空知郡栗沢町茂世五土地改良区理事長 赤松清一郎	同	同
39	鶴川町地内川西堰堤欠壊に伴い道営事業として復旧工事の件	鶴川町長 内山義雄 外三名	同	同
40	赤クローバ採種圃に對し助成の件	北海道農業協同組合中央会会長 稲垣源一 外三名	同	務同
41	胆振管内に甜菜製糖工場設置の件	胆振地方総合開発期成会長 花田勝雄 外六名	同	査統審
42	北海道貿易会の行う事業に對し補助の件	小樽市色内町小樽港運株式会社社長 富田雄雄 外十一名	同	商工採掘

等を計上いたしました。

また土地生産力増強のための耕土改良施設費として

トラクターの購入費等心土耕混層耕施設費 六千四百四十七万円

酸性土壌矯正施設費 一千八百三十六万円

を見込んでおります。

次に連年の冷害凶作のため再生産資金の借入等に伴つて農家負債は逐年増大し農家経済上捨て置き難い負担となつてまいつておりますのに鑑み、これが整理をはかり他面便塞がちな融資の円滑化をはかりますことは当面の大きな課題となつておりますので、農家の自主的復興運動の推進を期待いたします一面、道としても農家負債の実態を把握して農業団体の協力を得てこれが対策に遺憾なきを期したいと存じ今回

農家経済自立復興運動推進費

二百万円

農家負債対策費

百万円

また、農業共済組合の育成強化をはかりますため

農業共済組合指導費

一千四百四十八万円

を計上いたした次第であります。

なお、農産物の価格安定対策費として前年に引続き北海道経済農業協同組合連合会に対する貸付金 三億円
を見込み共販体制の強化を図らしめたいと存する次第であります。

以上の外

主要食糧集荷促進費

五百万円

主要食糧需給調整費

七億七千六百七十万円

災害金融対策費

三億四千九百四十三万円

畜肉価格安定対策費

八百万円

家畜防疫費

三百二十万円

馬の伝染性貧血対策費

三百五十二万円

家畜保健衛生所費

百五十三万円

等を見込み農業行政を推進してまいりたい所存であります。

次は水産業関係についてであります。

漁業資源の減少と漁民の増加等に因り沿岸漁業は近年頃に不振を極めておりますのに鑑みこれが振興をはかります一面沖合漁業への転換乃至は北洋海域の進出

43	母子福祉事業に對し助成の件	北海道母子福祉連合会々々長 上田 敏子 民生 採 扱
44	道立釧路療養所の医師並びに施設充 実の件	釧路地方労働福祉対策協議 会事務局 局長 野 沢 兼 吉 衛生 同
45	水産物検査所の機構改革反対の件 (百六件併合)	苫前漁業協同組合 照 沼 捨 吉 総 務 不 採 扱
46	地方議会制度改正反対の件	釧路市議会議長 山崎 鉄 三 郎 同 査 継 統 審
47	地方交付税中港湾費配付の件	北海道港湾協会 安達 与 五 郎 同 同
48	パチンコ遊技場経営に對し娛樂施設 利用税の減税の件	全遊連北海道地区協議会 野 瀬 信 一 同 不 採 扱
49	パチンコ遊技場営業緩和の件	同 治 安 同
50	第十回日本専門店会連盟に對し補助 の件	日専北海道地方連合会 長 一 商 工 採 扱
51	建材ブロック業界に對し機械敷貸付 予算の増額の件	北海道建材ブロック協会代 表者 森 実 易 逸 同 査 継 統 審
52	釧路地方の木炭滞荷に對し輸送促進 方の件	釧路国交庁管内木炭生産者 大会実行委員会 長 谷 川 信 二 同
53	療養中の生活保護法適用者に對する 夏期一時金支給の件	旭川市花町七丁目国立旭川 療養所 得 能 昭 治 民生 採 扱
54	豊浦町に新高製糖株式会社設置の件	豊浦町 長 正 原 次 一 作 農 務 査 継 統 審
55	第六回全道青年大会兼第四回全国青 年大会予選大会に對し補助金交付の 件	江別市 長 吉 田 島 平 文 教 採 扱
56	留辺蘂高等学校を道立に移管の件	留辺蘂町 長 佐 野 準 一 郎 同
57	室蘭市における失業対策の件	室蘭市日鋼対策委員会 長 渡 辺 定 之 之 勤 同
58	豊富村吉川小学校に一教室増築の件	豊富町 長 野 邑 清 躬 農 地 開 同

が現下喫緊の要事でありますのでこれに対処して漁船の大型化及び動力化の促進指導と著業資金の確立をはかりますと共に漁業協同組合組織の整備強化を行い漁業経済の安定に資してまいりたい所存であります。

先づ沖合漁業への転換或は新漁場の開発調査等のための経費として

漁業生産指導費

百三十四万円

石狩川さけ、ます流網漁業の転換費

九百三十八万円

新漁場、底棲魚、資源調査等水産試験場における試験調査費

八百四十四万円

等を見込みます一面沿岸漁業振興のため

浅海増殖振興費

一千八百三十五万円

魚田開発費

四千四百五十万円

等を計上いたしました。

また漁業基地の整備築設をはかりますため

漁港修築費

一億四千八十五万円

漁港簡易工事費

五千二百九十四万円

漁港防災費

七百五十万円

を計上いたしました。

次に漁業協同組合の育成指導につきましては弱少な単位組合を整理統合して経営の合理化をはかります等その育成強化につとめることは勿論であります。特に単位組合の統轄機関である北海道漁業協同組合連合会の再建整備が緊急の問題となっておりますので、連合会自力の再建に資するため

今回

整備促進交付金

二千万円

を計上いたした次第であります。

次に商工業関係について申し上げます。

本道における商工業の振興は諸開発事業の進展に即応し他産業との関連においてなされるべきものでありまして、とりわけ本道の産業中大きな比重を占める中小企業が経営上の脆弱性から苦境にある実情に鑑み、道財政の実情をも勘案し資金融通の促進によりこれに対処してまいりますため

北海道信用保証協会に対し今回更に

七千五百万円

の貸付金の増額を行うことといたしました外、同協会に対する損失補償金

74	新冠村七月水害による災害復旧経理資金融資の件	同	総務同
73	新冠村七月水害による防疫対策費全額補助の件	同	衛生同
72	新冠村七月水害による応急仮設住宅設置の件	同	民生同
71	新冠村七月水害による営農対策の件	同	農務同
70	新冠村七月水害による土木施設復旧対策の件	新冠村長 飛島賢治 土木同	
69	秩父別村七月水害による防疫対策の件	同	衛生同
68	秩父別村七月水害による被害農家救済対策の件	同	農務同
67	秩父別村七月水害による土木施設復旧対策の件	秩父別村長 柴田清一 富同 採扱	
66	町道路京極留寿都線及び留寿都原野線道路改良工事施行の件	同	同 不採扱
65	町村道土場三の原道路改良工事継続施行に對し道費補助の件	真狩村長 田端外一名 土木同	
64	北海道衛生自治団体連合会に對し道費補助の件	長 北海道衛生自治団体連合会 竹内武夫 衛生採扱	
63	空知支庁管内に甜菜製糖工場設置の件	空知町村会長 山田利忠 農務同	
62	北海道熱帯管理協会研究所事業に對し補助金交付の件	富士製鉄所長 佐藤正義 商工同	
61	漁業用無線設備増設等に對し補助の件	函館市東浜町函館市漁業協同組合 勢山金次郎 水産査統審	
60	足寄町警部補派出所を警察署に昇格の件	足寄町長 川上貞通 治安不採扱	
59	水産業改良普及事業施行の件	北海道水産技術普及員連絡協議会長 高倉輝男 水産同	

併せ計上いたした次第であります。
又中小企業の健全なる発展に寄与せしめるため
中小企業相談所の助成費
七百五十万円

北海道能率指導所の負担金
二百万円
工場鉱山等の診断費
二百万円

を見込みました。以上の外

商工振興費
九十四万円

貿易振興費
六十五万円

工業開発費
六十万円

地下資源調査所の経費
百三十五万円

工業試験場費
五百五十九万円

度量衡検定所の経費
百十六万円

等を見込んでおります。

次は林業関係についてであります。

造林により森林資源の培養をはかりまた治山施設を拡充強化して資源の保護に努める等民有林の緑化推進は最近の水害に鑑みまして当面の急務と存ぜられますので、これが達成を図ることを基本としてその予算化をはかった次第であります。

先づ造林事業費につきましては国庫補助金の決定に伴い

森林資源造成事業費
一億四千八百三十三万円

を追加計上いたしますと共に林木の優良種子を採取するため

林業種子採取事業費
九百七十二万円

を見込んでおります。

又、森林資源保持の経費といたしましては

治山事業費
三千七十三万円

保安林委託事業費
七十五万円

災害対策治山事業費
一千二百三十七万円

森林保護費
五百五十二万円

等を見込みました。

更に未開発林分の利用或は森林経営の合理化をはかりますための経費として

90	上川支庁管内七月水害による救農土 不事業実施の件	同	土木同
89	上川支庁管内七月水害による罹災者 救済対策の件	同	民生同
88	上川支庁管内七月水害による開拓地 復旧対策の件	同	農地開同
87	上川支庁管内七月水害による農業災 害復旧対策の件	同	農務採・振
86	上川支庁管内七月水害による災害復 旧事業費に対する金融措置の件	上川支庁管内町村会々々長 栗林由松	総務 査続統審
85	下川町七月水害による罹災者援護措 置の件	同	民生同
84	下川町七月水害による土木施設復旧 工事の件	同	土木同
83	下川町七月水害による農家被害復旧 対策の件	下川町長 宮地誠次	同
82	川西村七月水害による農業被害対策 の件	同	同
81	川西村七月水害による川西電力農協 発電所復旧の件	同	農務同
80	川西村七月水害による橋梁復旧工事 施行の件	同	土木同
79	川西村七月水害による開拓道路及び 橋梁復旧工事施行の件	川西村長 竹市一己	農地開同
78	新冠村七月水害による文教施設復旧 対策の件	同	文教同
77	新冠村七月水害による新炭材等の払 下の件	同	林務同
76	新冠村七月水害による生業資金貸付 の件	同	民生同
75	新冠村七月水害による失業対策事業 実施の件	新冠村長 飛島賢治	労働 働採振

二千八百二十七万円

七百八十六万円

百五万円

二百万円

三千万円

百十九万四

百七十八万圓

五百四十二万円

一億七千五十三万円

二百九十四万四

百六十六万円

三千二百三十一万円

般住宅五百十三戶、耐寒住宅三

一億三千二百七十六万円

九百五十三万円

九百八十万円

一千八百八十八万円

るため

五千百五十七万円

九十万円

としての継続百五十八地区、新規

21

十五地区、その他六地区の開拓建設事業費 八千九百四十一万円 及び

開拓地農道補修費 一千五百五十六万円

開拓建設附帯工事費 二千四百四十七万円

簡易軌道費 六百四十七万円

字地番整理費 百七十七万円

地籍測量費 六百二十一万円

農村建設計画調査費 七十五万円

開拓事業実態調査費 八百六十五万円

開拓地区計画費 四百三十二万円

開拓事業実施準備費 九十五万円

交換分合施設費 一千二百六十七万円

農業委員会施設費 二百万円

を、それぞれ計上いたしまして、開拓事業の推進に遺憾なきを期して参りたいと存する次第であります。

次は土地改良事業費であります、今回国庫補助の確定に伴い

道管軌道客土事業費 一億六千九百八十六万円

道管土壌侵蝕防止事業費 三千百八十八万円

を計上いたしました。

又、団体営による土壌改良事業費補助としましては

かんがい排水事業費 二千八百二十三万円

暗渠排水事業費 五千七百五十七万円

馬そり客土事業費 四千三百六十六万円

区画整理事業費 一千六百四十二万円

土地改良事業助成交付金 五千四百二十二万円

及びこれらの事業の円滑なる遂行をはかるための事務費三千七十七万円をそれぞれ見込みました外

耕地災害復旧費 八千万円 等を

計上いたしまして土地改良事業の推進を図り増産に資して参りたいと存するのであります。

次に土木費について申し上げます。

総合開発の促進は先づ公共土木施設の整備に俟たなければならないことは、今

122	中札内村七月水害による復旧特別交付税増額交付の件	同	総務	継続審査
121	中札内村七月水害による農家復旧資金融資給付の件	同	農務	同
120	中札内村七月水害による被災世帯生活資金融資給付の件	中札内村長 榎本 外一名	民生	同
119	七月水害による薬羽幌農家復旧資金融資の件	同	商工	同
118	羽幌町七月水害による保健衛生対策の件	同	衛生	同
117	羽幌町七月水害による被災農家救済対策の件	同	農務	同
116	羽幌町七月水害によるかんがい溝復旧工事の件	羽幌町長 渡辺賢次郎	農地開拓	同
115	北海道木炭生産指導と品質改善並びに消流対策の事業委託方の件	北海道木炭振興協会 宮津 恂太郎	林務	同
114	八雲町に道立種鶏場設置の件	八雲町長 山 仲 孝一 外三名	農務	同
113	風連町七月水害による健康保険事業助成交付金の増額及び融資の件	同	民生	同
112	風連町地内天塩川治水工事施行並びに水防施設資材に対し助成の件	同	土木	採択
111	風連町七月水害による特別立法の制定及び財政措置の件	同	総務	継続審査
110	風連町七月水害による農業被害復旧対策の件	風連町長 田中弥太郎	農務	同
109	香深村上水道水源池拡張整備工事に對し助成の件	同	土木	採択
108	香深村大火による地方交付税増額交付及諸税減免の件	同	総務	継続審査
107	香深村大火による融資住宅資金交付の件	香深村長 野村 太市	建築	採択

更多言を要しないところでありまして公共土木事業の完全消化を目途とし、国庫補助金等の決定に従い今回これが補正の措置をいたした次第でありまして道路橋梁費関係から順次申し上げたいと存じます。

道路改良費

道路局部改良費

永久橋架換費

道路舗装費

舗装道補修費

災害防除費

道路測溝費

等が主なものであります。

次に河川関係といたしましては

河川改修費

河川局部改修費

砂防工事費

災害河川改修費

河川調査費

海岸浸蝕防除費

等であります。右の外

災害公共事業費として

災害土木復旧費

災害関連事業費

港湾災害復旧費

計上いたしました。

なお、道の単独事業費といたしましては

災害土木復旧費

土木機械整備費

東札幌土地区画整理事業費

都市計画街路事業費

等を見込みました外

本道沿岸航路を航行する定期航海に対する助成費

を

138	留萌管内七月水害による農業救済対策の件	同	農務同
137	留萌管内七月水害による土木諸施設復旧対策の件	留萌町村会長 渡部賢次郎 外九名	土木同
136	中頓別町七月水害による被災農家に對し営農資金融資の件	同	農務同
135	中頓別町、七月水害による土木被害復旧の件	同	土木同
134	中頓別町七月水害による農地災害復旧の件	中頓別町長 野邑 外一名 美拓	農地開採 同
133	雨竜鷹泊両ダムの放流管理並びに損害補償の件	同	同 査統審
132	雨竜川治水工事の促進方の件	同	土木採択
131	沼田町七月水害による町村財政救済措置の件	同	総務 査統審
130	沼田町七月水害による被害農家救済対策の件	同	農務採択
129	沼田町七月水害による公共土木施設復旧対策の件	同	土木同
128	沼田町七月水害による防疫対策に對し道費補助の件	同	衛生同
127	沼田町七月水害による耕地災害復旧対策の件	沼田町長 青陽松太郎 外一名 美拓	農地開採 同
126	中札内村七月水害による森林、林地復旧事業実施の件	同	林務同
125	中札内村七月水害による農地復旧資金斡旋方の件	同	同 同
124	中札内村七月水害による農耕地復旧事業実施の件	同	農地開採 同
123	中札内村七月水害による土木復旧事業実施の件	同	土木採択

計上いたしました。

次に教育費に関する事項についてであります。

今回北海道教育委員会より送付を受けました歳入歳出予算の見積りにつきましては同委員会と慎重協議を重ねて、ここに両者の意見一致を見たものについて提案の運びとなつた次第であります。

教育予算の総額は
となるのであります。

八億三千四百二十四万円

先づ学校職員の人件費についてであります。小中学校における生徒児童の自然増に伴う教員の増員費及び高等学校における学級の自然増に伴う教職員の増員費の予算化をはかりますと共に本年四月末における現員現給により給与の年間所要額の補正等をも併せ行つた次第であります。

この経費として

小学校費

三億九千二百二十一万円

中学校費

九千八百四万円

高等学校費

六千六百七十万円

定時制高等学校費

二千九十五万円

盲ろう学校費

五百二十六万円

合 計

五億八千二百十六万円

を計上いたしました次第であります。

次に学校物件費についてであります。

高等学校費における

需用費

三百六十九万円

維持管理費

五百三十六万円

稚内商業高校の校舎復旧並びに倶知安高校の

寄宿舎建築費

一千二百五十万円

その他の諸費

四千十二万円

定時制高等学校費においては、

営繕費

三百五十六万円

また盲ろう学校費においては、

札幌盲学校外二校の建築費

二千七百四十七万円

139	留萌管内七月水害による各種復旧資 金に対する財源措置の件	留萌町村会 渡部賢次郎 外九名	総務 査	140	留萌管内七月水害による開拓農家救 済対策並びに耕地、農業用施設復旧 対策の件	同	同	141	留萌管内七月水害による悪性伝染病 予防対策の件	同	衛生 同	142	留萌管内七月水害による被災者中生 活困難者に対する救済対策の件	同	民生 同	143	留萌管内水害による応急失業対策の 件	同	芳 働 査	144	留萌管内七月水害による植林事業に 対し大中助成の件	同	林 務 採 扱	145	上川地方七月水害による罹災開拓者 に対し税の減免措置の件	上川地区協議会 品沢竹司	総務 査	146	上川地方七月水害による家屋流失者 に対し衣料寝具給付の件	同	民生 採 扱	147	上川地方七月水害による開拓農家の 被害復旧対策の件	同	拓農地開 同	148	八雲町七月水害による土木施設復旧 対策の件	八雲町長 田仲孝一	土木 同	149	八雲町七月水害による農家救済対策 の件	同	農務 同	150	八雲町七月水害による農業施設等復 旧対策の件	同	拓農地開 同	151	大樹町電力利用農協所有発電所復旧 の件	大樹町農協組合 吉田興市	農務 同	152	北見市丸旭青果卸売市場に魚介藻類 取扱の件	北見青果卸売市場社長 田島浅治郎	商工 査	153	新冠村七月水害による中小商工業者 に対し運搬資金融資の件	新冠村長 飛島賢治 外一名	採 扱	154	陸上自衛隊高射砲射撃訓練のため噴 火湾海域使用反対の件	海共第八十八号共同漁業協 管理委員長 竹島公三	水産 査
-----	---------------------------------	-----------------------	---------	-----	--	---	---	-----	----------------------------	---	---------	-----	------------------------------------	---	---------	-----	-----------------------	---	-------------	-----	------------------------------	---	------------------	-----	---------------------------------	-----------------	---------	-----	---------------------------------	---	--------------	-----	------------------------------	---	-----------	-----	--------------------------	-----------	---------	-----	------------------------	---	---------	-----	---------------------------	---	-----------	-----	------------------------	-----------------	---------	-----	--------------------------	---------------------	---------	-----	---------------------------------	------------------	--------	-----	--------------------------------	----------------------------	---------

を計上いたしました。

次に教育諸費としては、

公立学校共済組合諸費

教育研究所費

文教施設整備事務費

教員講習費

産業教育振興費

等であります。

以上の外

教育委員会費

社会教育費

保健体育費

教育財産費

今年の台風十五号災害による文教施設災害復旧費本年度施行分

二千九百八十七万円

を見込んでおります。

次に警察費について申し上げます。

先づ警察行政費において

を見込みましたのは警察署庁舎の営繕費等について国庫補助金交付の見通しを得

ましたので当面所要の経費に併せて措置いたしました次第でありまして、その主なる

ものといはしましては、

警察署庁舎等の施設整備費

留置場の整備のための経費

並びに一般警察行政運営費

等であります。以上の外

警察職員費において

を計上いたしましたのは過般行われました異動に伴う赴任旅費並びに退職手当、

及び警察職員共済組合給与金等について措置いたしました次第であります。

次に社会及び労働施設費について民生関係から御説明申し上げます。

低所得者の自主更生対策を強力に推進しその生活の安定を図りますため

生業資金貸付事業費

三千三十万円

170	雨竜郡沼田ダムにおける管理方式の改善により災害絶無対策の件	空知生産農業協同組合連合会 会長 稲垣源一 外一名 総務 査
169	三石地方七月水害による耕地復旧事業に對し補助の件	同 三石町長 広田時治 農地課 同
168	三石地方七月水害による農業施設に對し補助の件	同 三石町長 広田時治 農務課 同
167	初山別七月水害による復旧費に對し起債拡大等の件	同 同 同 同
166	初山別村七月水害による土木施設復旧対策の件	初山別村長 前田外一名 紀同 査
165	三石町七月水害による土木施設復旧の件	同 同 土木課 同
164	三石町免舞川、三石川上流治山事業の件	三石町長 広田時治 林務課 同
163	中標津町に根柵機械開墾実施に伴う事業所設置の件	中標津町長 横田俊夫 農地課 同
162	学校教育充実対策の件	美幌小学校内網走管内父母と教師の会 篠井正夫 文教課 同
161	北海道総合開発事業実施に当り失業者雇傭の件	同 同 労働課 同
160	室蘭市に外国原油精製工場設置の件	室蘭市長 熊谷綾一 商工課 同
159	小樽市祝津港施設拡張の件	小樽市長 安達与五郎 水産課 同
158	後志支庁々々會復旧対策の件	同 同 同 同
157	標茶町塘路厚岸町上尾幌線を道道に昇格の件	同 同 同 同
156	標茶町塘路一鶴居村上久著呂間道路を道道に昇格の件	同 同 同 同
155	新得町労働会館建築に對し補助交付の件	新得町長 山根常太郎 労働課 同

消費生活協同組合連合会資金並びに設備資金貸付事業費

千六百五十四万円

更生資金貸付事業費

七百万円

を計上して独立自営の素地を涵養いたしますと共に地域社会福祉組織の育成強化をはかりますため

社会福祉協議会補助金

三百万円

を計上いたしました。

又生活困窮者に対し最低限度の生活を保障しその自立を援助いたしますことは民生安定施策の根幹であり特に昨年の冷災害等の影響により被保護者が累増してきておりますのでこれに対処いたしますため

生活扶助費

三億円

保護施設費

二百三十四万円

保護対策費

三百万円

を計上いたしました次第であります。

なお、昨年焼失いたしました教護施設日吉学院、並びに精神薄弱児施設かなみ学園の復旧費として
を見込んでおります。
一千二百三十七万円

次に母子世帯の福祉対策費として

母子金庫事業費

一千五十万円

母子福祉資金特別会計への繰出金

八百万円

児童福祉対策促進費

二百六十二万円

婦人対策費

六百六万円

を計上いたしました以上の外今次水害による

災害救助費

八百四十九万円

並びに

国民健康保険費

八十四万円

等を計上し民生安定施策に遺憾のないようにしたい所存であります。

次に失業対策関係経費についてであります。

現下の経済情勢を反映し本年度の失業者発生状況は近年にない深刻な事態を予想されるのでありまして、これに対応するため当初見込みました失業対策事業費の一日平均吸収人員を更に二百三十人増加することとし、これが所要経費

171	空知地方七月水害による公共施設の復旧及び税等の特別措置の件	空知生業協同組合連合会 会長 稲垣 源一 総務 篠田 隆雄
172	空知地方七月水害による農地の復旧対策の件	同 同 同 同 同 同
173	空知地方七月水害による伝染病防疫費に對し助成の件	同 同 同 同 同 同
174	空知地方七月水害による土木施設復旧対策の件	同 同 同 同 同 同
175	空知地方七月水害による農作物復旧対策の件	同 同 同 同 同 同
176	静内町長選挙違反事件に関する件	北海道労働組合協議会 勸治 安 査
177	中小炭鉱再建対策の件	北海道石炭産業協会 要 商 工 採 択
178	知内村地内知内川改修工事施行の件	知内村 長 永 田 外 信 一 名 熊 土 木 同 査 継 統 審
179	知内村地内港元小各石間道路改修及び路線変更の件	同 同 同 同 同 同
180	知内村地内港元漁港工事繰上完成方要望の件	同 同 同 同 同 同
181	遠別町七月水害による罹災農家救済対策の件	遠別町 長 茂 野 外 三 郎 一 名 熊 土 木 同 査 継 統 審
182	遠別町七月水害による農地災害復旧対策の件	同 同 同 同 同 同
183	遠別町七月水害による水産施設復旧対策の件	同 同 同 同 同 同
184	遠別町七月水害による財政措置の件	同 同 同 同 同 同
185	遠別町七月水害による土木施設復旧対策の件	同 同 同 同 同 同
186	遠別町七月水害による生業資金貸付の件	同 同 同 同 同 同

並びに

失業対策運営費

等を追加計上いたした次第であります。

又職業輔導のことにつきましては最近の失業事情に即し一層その強化を図るため新たに

総合職業輔導所費

を計上いたしますと共に
室蘭職業輔導所建築費
夜間職業輔導所費

を見込みました。

更に労政関係経費といたしましては、最近の労働事情に鑑み重点的に施策を推進することとし、これが所要経費

労政費

労働者福祉対策費

労働教育費

労働科学研究所費

等を見込んでおる次第であります。

次は住宅関係についてであります。

生活安定の基本事項として住宅対策は最も強く要請せられるところでありますので、当初予算におきまして公営住宅三百戸二億四千四百三十三万円を計上いたしました、今回更に

低家賃住宅建築費

賃貸住宅建設促進費

を追加いたしますと共に

母子住宅建設費 三百戸分

を計上し母子世帯の住宅緩和を図ることといたしました外

引揚者疎開住宅建設費

を計上いたしました。

以上の外

公営住宅建設指導費

四千八百六十一万円

二百六十万円

五百五十三万円

一千百七十万円

九十一万円

百万円

七十五万円

百八十一万円

百万円

二千七百七十四万円

六百四十二万円

九千八百十万円

二億一千四百七十五万円

五百六十二万円

196	195	194	193	192	191	190	189	188	187
仙鳳趾地区海岸浸蝕防止工事施行の件	小樽市入舟町に球形高圧ホルダー設置に反対の件	遺族援護措置の件	樹苗養成に反対補助金交付の件	苫小牧工業港築設促進方要望の件	沿岸鮭鱈定置業者に対し北洋独航船八十隻出漁許可の件	函館バス労働争議早期解決の件	追分町立高等学校を道立に移管の件	噴火湾海域射撃演習場使用反対の件	牧野改良事業費補助復活及び草地造成に対する助成措置の件
釧路村長 泉	小樽市入舟町八丁目岡 外村 初太郎	函館遺族会長 外村 初太郎	北海道山林種苗協同組合会長 細田 文明	苫小牧市長 田中正太郎	北海道漁業協同組合連合会 安藤 孝俊	道南開発協議会長 函館市長 吉谷 一	追分町長 尾崎 利明	全北海道労働組合協議会 米田 勲	北海道草地協会 二瓶 栄吾
重士 木同	たまたま子商 工同	民生同	務査 継続審	土 木探 扱	水 産同	次 労働同	文教同	動 農地開 拓 査	務同

建築指導費
ブロック保全費

二百十万円
百二十万円

等をそれぞれ計上して住宅問題の解決に処してまいりたいと存じます。
次に保健衛生に関する経費についてであります。

先ず結核予防対策についてであります、昨年以來結核撲滅第二次五ヶ年計画の実施に入っております、これの強力なる推進をいたしますため
結核療養所の建築費等 一千二百十二万円
を、また伝染病予防対策の万全を期しますために
伝染病予防諸費 五百六十一万円
を見込みました外医療機関の整備を図りますための経費として

保健所費 一千二百三十四万円
 歯科衛生士養成所建築費 二百四十三万円
 を計上いたしました。以上の外

医務看護費 九百三十五万円
 巡回診療費 百万円
 薬事諸費 三百五十八万円
 衛生研究所費 二百二十二万円
 性病予防諸費 二百六万円
 がん予防対策費 四十万円

等を見込み衛生行政の推進に資したい所存であります。
 次に総合開発調査費についてであります。本年度は第二次五ヶ年計画策定の時期に際会いたしておりますので、これに関連する諸調査を行いますための経費として 四百万円 を

計上いたしました次第であります。
 また、電力開発調査については総合開発達成のためには、電力資源の培養が極めて重要なこととありますので、引き続き天塩川の基本調査を行うこととして、これが所要経費 百五十一万円

を見込んだ次第であります。
 次に一般行政費についてであります。今回職員福利厚生費において 四千五百五十七万円

を計上いたしましたのは、職員互助会が脱退給付金付福祉団体保険に加入し、職員の期末手当の一部を保険料として積立てることにより、これに対する所得税が免除されますので、その免除額を引当として職員福利厚生に費用に充当しようとするものであります。

以上の外
 徴税諸費 五百三十二万円
 地方振興費 七百万円
 会計諸費 百三十五万円
 財産費 二百十万円
 税外収入徴収費 二百六万円
 資金諸費 三百万円

統計調査費 二百八十七万円
 支庁庁舎管理費 一千万円
 地方共済組合給与金 三千五百六十八万円
 等を見込み当面の行政運営にあたつてまいりたい所存であります。
 以上は歳出の主なものについて御説明申し上げた次第であります。これに見合う財源といたしましては

道 税 六千九百九十九万円
 地方譲与税 五億六千八十万円
 地方交付税 一億六千六百万円
 公営企業及び財産収入 六百三十三万円
 分担金及び負担金 一億二千六百三万円
 使用料及び手数料 三千五百八十二万円
 国庫支出金 二十八億五千五百三十七万円
 寄附金 四千四百七十万円
 繰入金 九千二百九十四万円
 繰越金 一億三千七百五万円
 雑収入 十四億九千三百八十五万円
 道 債 九億二千三百万円
 合 計 六十四億九千八百八十八万円

をもつて収支の均衡を図つた次第であります。
 次に特別会計について申し上げます。
 先ず道有林野事業費会計において

追加計上いたしましたのは、昨年の台風十五号による風倒木の処理費及び山地治山事業費並びに当面所要の経費につき措置いたしました次第であります。
 また林産物検査費会計において 二億二千四百五万円 を
 を見込みましたのは、検査業務の増嵩による所要経費及び諸施設の整備費等につき措置いたしましたのであります。 三千六百四十五万円

次に水産物検査費会計についてであります。今回 七百四十四万円
 を追加いたしましたのは、別途提案いたしております検査手数料の調整による増

収を見合つて、諸施設の整備を行いますと共に検査業務運営のための所要経費につき措置いたしました次第であります。

次に農産物検査費会計についてでありますが今回

一千三百四十万円

を追加いたしましたのは検査業務の充実をはかりましたため当面所要の経費並びに諸施設の改修保全に要する経費につき措置いたしました次第であります。

次に地方競馬費会計について申し上げます。

本会計においては、昭和二十九年年度決算において五百六十万円の歳入欠陥を生じたので予備費並びに競馬開催費等を更正減額し繰上充用補填の措置を行うこととした次第であります。

次に医科大学費会計についてであります

校舎建築費

四千万円

病院増築費

二千五百万円

を起債を見合つて計上いたしました外、当面所要の経費について補正の措置をいたしました次第でありましてその総額は七千二百三十一万円と相成つた次第であります。

なお道病院費会計につきましては、

千歳外四病院の増改築並びに附帯施設整備費

五千三百三十四万円

公債費

百十四万円

その他経常費等当面の経費

三百八十七万円

合せまして五千八百三十五万円を見込みました。

次に転貸資金会計において

四百二万円

計上いたしましたのは、昭和二十八、二十九の両年度において病院建設並びに住

宅建設資金として厚生年金保険積立金の還元融資を受け市町村に転貸いたしましたのでありますが、これが資金の利子を市町村からの納付金を見合つて措置いたしました次第であります。

以上の外

母子福祉資金貸付事業費会計において

三千四十万円

印刷所費会計において

百七十四万円

用品事業費会計において

一億二千万円

を追加し夫当夫面の事業執行に遺憾なきを期します外、電気事業費、酪農検査費、自転車競按費の各会計につきましては団体保険事業の実施に関連してそれぞれ歳出予算更正の措置を行つた次第であります。

以上は予算案について大要を御説明申し上げたのでありますが、

次に斜里郡上斜里村を町とすることについて御説明申し上げます。

上斜里村は網走支庁管内の南部に位し、現在戸数千八百四十四戸、人口一万一千余人を擁しておりますが、本村は昭和十八年斜里町および小清水村の一部をもつて一村を形成、爾來十有余年農林産業を主体として発展して参つたものであります。近年管林署設置の外、亜麻・苧粉・製材等の農林産物の加工場も五十余の各種産業の振興と共に近年村勢も著しく進展し、これに伴い中心市街の形態も充実整備されるにいたりしたので住民多年の熟望を受けて村議会においても町とすることについて満場一致をもつて議決し申請がありましたので先般実地調査をいたしましたところ町としての要件に関する道条例の諸要件を具備しておることを認めましたので、ここに提案いたしました次第であります。

以上は今回提案いたしました案件の主なものについてその大要を御説明申し上げた次第であります。なお詳細につきましては御質問に應じ、私又は参与員から御答弁申し上げたいと存じます。

何卒よろしく御審議の程御願いたします。

○七月二十一日

午前十一時五十分開議、諸般の報告の後、教育長より

三十年代教育行政方針について説明を聴取、ついで日程に入り、日程第一議案第二十八号を議題とし、宮北総務委員長（社）より本案審査の経過並びに結果について報告があり、これを原案可決とし、午後零時八分暫時休憩。

午後一時五十七分再開、日程第二議案第四号乃至第二十七号、第二十九号乃至第三十五号第三十七号乃至第四十三号に追加議案第四十四号乃至第五十二号を併合一括議題とし、予め時間延長の後代表質疑に入り、井野議員（社）より、(1)地方財政の問題特に地方財政窮乏の原因、道財政の方向と赤字の実態、国と道財政の関連について、(2)財政

再建の方途について、(3)知事の公約実現について特に鉱工業の開発施策、農業政策関連して農村負債整理問題、漁業政策、中小企業の振興対策、酪農振興対策、国保振興対策、失業対策、日中ソ国交回復問題(4)総合開発第二次五カ年計画策定の構想、(5)地方自治の擁護についての考え方等について質疑、知事より災害対策についての中央情勢について報告が行われた後それぞれ答弁があり、次に大久保議員(民)より、(1)知事の政治的立場について、(2)知事選挙の公約と予算施政方針との関連について特に本道産業の飛躍的發展を期する問題、農漁業振興対策中の農村負債十カ年棚上げ問題、道民の生活を護る問題、人件費による財政圧迫の問題、中小企業対策等について、(3)水害対策について質疑、知事の答弁があり、大久保議員より知事の政治的立場、人件費問題、凶漁対策について再質疑、知事の答弁があつて暫時休憩。

午後五時再開、佐久間議員(自)より、(1)財政問題特に道の赤字問題、予算の執行停止の問題、道財政の実態把握の問題、今後の義務的経費の追加見込、昇給昇格適及発令問題、(2)人事機構問題、(3)公約無視の問題特に国保予算、商工行政対策、予算打切りに伴う条例等整理問題、中小企業対策等について、(4)歳入面の問題特に苛斂誅求の問題増税問題等について、(5)地方自治擁護問題に関連して知事の応援演説の問題等について質疑、知事、総務部長より答弁、佐久間議員より全員昇給問題、条例等整理問題、機械貸与返納金の措置等について再質疑、知事、総務部長より答弁があつて、午後六時四分散会。

教育行政方針

昭和三十年度の教育行政方針を御説明いたします機会に、教育についての私の所信の一二を簡潔に申述べておきたい存じます。

その第一は世界史の課題と教育との結びつきについてであります。二十世紀後半の世界史の課題は、(一)世界平和の樹立と、(二)各国における福祉社会の実現

にあると存じます。この人類の平和を確保し、すべての人間の幸福をもたらす社会的条件を充すという二つの命題は、現代の思想の根柢をなす人間性の尊重という思想から発する現代世界の課題であり、かつ世界の英知と良心の命する理想でもあると信じます。總て、現代の学校は、特定の場所と施設と方法とをもつて営まれる社会集団ではありますが、個人の営む私私的なものは別として、国家の営む教育活動は、社会から孤立した閉ざされた学校内部だけの仕事でもなく、また現実から遊離した抽象の世界における造型の仕事でもないはずであります。そうではなくして、この現実の社会に生きて、何らかの意味で社会の進歩向上に貢献しうる人間の形成という具体的な創造の仕事であります。従つて学校における教育もまたこのわれわれの生きる現代世界の理想と課題解決の方向を目指すものでなければならぬと思うのであります。その意味で、教育は根本において世界平和の達成という課題と結びつくべきであるという主張は、その発言の意図が純粹なものである限り、正しい主張であるといわなければならないであらう。

第二の点は、教育の本質についてであります。

世間の一部には教育を植物の育種や動物の品種改良のごとき選択の仕事と考える傾向があります。百万人に一人、十万人に一人というような恵まれた素質の者を選び出す作業だという考えであります。しかし教育は、教育を受ける者全体を対象として、その個性を尊重しつつ、各自のもつ発達の可能性を出来るだけ高い状態に伸展させ、国民全体の社会的能力水準の向上を目指すという仕事であります。これを一言で尽せば落伍者を作らないということが教育の目標でなければならぬと考えます。そこに教育者の苦心と創意と努力が必要とされるのであります。特殊学級や特殊学校は、身心に異常のある児童生徒を邪魔扱いしたり、差別的觀念によつて設けるのではなくして、それらの不幸な子供たちの幸福ということを考えての特殊な教育施設であります。

このように教育が選択の過程ではなく、育成の作業であり、しかも落伍者を作らないということが学校教育の目標であるとすれば、この現代の集団的教育組織においては、如何なる教育方法が採らるべきかということが問題となります。即ち、一学級の生徒数、一学級の学級規模、その施設、設備、教員組織、教員の質および各教科の教育内容と方法の問題等、すべてそれを中心として発生する問題であります。そこでまず、経験を基礎として理論的に最善とみなされる教育方法が考究され、それを現実の社会的要求と経済的条件とに如何に適合させるかとい

うことが、具体的の問題となります。

この理論と現実とを調整しつつ最善の教育的効果を挙げることが教育行政の仕事であると思つてあります。

さて昭和三十年度教育行政は、当初予算の編成に当りその基本方針を

一 教育行政の合理化、能率化

二 学校教育の充実

三 勤労青年教育の普及徹底

四 僻地教育の振興

五 社会教育の促進

六 保健体育の振興並に厚生施設の充実

の六項目に置いて実施することとし、苦しい財政の中に予算化を計つた次第であります。

然し前年度に比べても極めて減少された予算の範囲で如何に効果的な教育行政を行うかということが、われわれの、当面の課題であり、かつ苦心の存するところでありましたが、以下その方針についての概要を御説明申し上げます。

先ず「教育行政の合理化、能率化」につきましては、管下各局部職員の研修を行い、事務能率の向上を計ると共に事務の査察指導を適時、適所に行つて事務の効率化を計る所存であります。また各種協議会、その他広報活動等を通じ、事務運営につき連絡を強化し、その適正な処理を図ると共に、各市町村教育委員会に対し、技術的、専門的な助言と指導とを与えて、教育委員会法の根本精神である、教育行政の民主化、地方分権化、並に教育行政の自主性確保を計り、教育委員会制度の意義をますます堯擧すべく一層の努力を致したいと存じます。

次に「学校教育の充実」についてであります。昭和三十年度は義務教育において小学校三三、七四五人、中学校一三、五七九人の児童生徒の増加を見、その他高等学校、盲ろう学校等においても、相当増加して居りますので、これ等の自然増に應ずる教員定数の増加、並に高等学校入学志願者の漸増等に依る普通課程二八、定時制課程二〇の学級増加を、何れもさきの当初予算の際に計上いたしました次第でありますので、これが指導の適正を期したいと考えます。

学校の需要費または設備費については予期した予算を確保し得なかつたため、依然として窮乏を忍ばねばならぬ実情に置かれておりますことは、甚だ遺憾であります。今後機会ある毎に、これ等の整備を計り、もつて教育内容の充実に努

力致したいと存じます。

又校舎の保存維持と共に、最も重要と考えられますことは、学校火災の防止の点であります。このことにつきましては、昨年来夙に意を用い、防火上必要欠くことの出来ない物的施設の整備を図るべく数次に亘り予算計上致したのでありますが、その都度財政の都合により実現出来ない假令今日に至つておるのであります。

今回の予算におきましても同様計上出来ませんでしたので、今後は教職員一同防火に關する注意を新にし、火災を未然に防止すると共に、出来る限り近い将来において、防火施設を優先的に充実に遺憾なきを期したいと存じます。

次に「勤労青年教育の普及徹底」についてであります。このことは現下の世情に鑑み忽せに出来ない緊要時と認め高等学校校定時制教育及び通信教育の充実に計つて参つたのでありますが、昭和三十年度においては、高等学校校定時制については既設校の学級増を図るとともに、新たに、美国、中札内、夕張真谷地の三校を増置して、幾分とも勤労青少年の勉学の機会を拓け、又通信教育においては、従来の募集定員二千名に対し更に千名の増募を行つた次第であります。勤労青少年の旺盛な就学意欲を充すためには、定時制並に通信教育施設の現状は必らずしも万足すべきものではありませんが、将来に期待して今後共、これが充実に努力を継続する所存であります。

次は「へき地教育の振興」についてであります。へき地学校の多いことは、本道学校教育の特質とも言うべきものでありまして、へき地に所在する学校が総数の過半数を占める本道にとつては、その教育の振興の如何が実に、本道学校教育の盛衰にかかわるものであると言つても過言ではありません。

従つて、この教育の指導徹底に、最大の努力を払つて参つたのでありまして、へき地教育振興法の制定と相俟つてへき地教育振興団体の育成を図り他方へき地教育の研究と指導、へき地放送講座の開設、へき地教員の養成等は、昭和三十年度においても、僅かな限られた予算を最も効率的に使用してより良き効果を挙げたいものと考へております。

なお、へき地教育振興については、教員組織の充実と、その質的向上が最も重要な問題と考へられますので、将来は、へき地にも多くの優秀な教員を得られるような条件を作ることが必要であると存じます。

次は「社会教育の促進」についてであります。社会教育が学校教員と相俟つ

て文化向上の推進力であることはいまでもありません。

学校は社会から孤立したものではなく、含養の深い社会を背景とする教育機関であるからであります。

社会教育施設が、一國の文化水準測定の一つの尺度となることは、世界各国の例に徴して明かであります。

本道の如く地域広汎で産業並に文化のあらゆる方面において今後の開発の余地のすこぶる大きなところでは、道民の文化水準を高め、民主的で豊かな郷土を建設するためには社会教育の促進に俟つところが極めて大きいものと考えます、このためには成人教育、青少年教育等につき適切な、指導助成を行い、且つ図書館、博物館、公民館等社会教育施設の整備に努めなければならないのであります。昭和三十年度のこの面の予算は真に僅少なため、その活動は、いちじるしく制約されるものと想像されます。しかし既設公民館の活用、並に青年学級振興法による青年学級の普及等により、これが促進を図つて行きたいものと考えております、特に今後は、男女青少年の社会教育対策をこの面における重点政策として重視したい方針であります。

次は「保健体育の振興並に厚生施設の充実」についてであります。学童生徒の健康保持増進のために健康教育、身体検査、特に結核予防の爲の検診、虚弱児童の指導等に関し、市町村教育委員会の指導に当つて参りましたが、昭和三十年度に於いても同様指導に努力致し度い所存であります。

又、従来より児童の食生活改善と健康増進の立場から、教育的意義を含めて学校給食を実施して参りましたが、近年凶作凶漁の連続と災害の頻発、且つは石炭飢饉の不況等に依る学童体位低下防止のためにも更に学校給食を強化して之が普及徹底を図り度い所存であります。明朗にして健康な社会の建設のためには、道民の体力を向上して身心のエネルギーの蓄積を図る必要を痛感するものであります。

尚、厚生施設については、教員の多くが、へき地の恵まれない環境にあつて、不自由を忍び児童生徒の教育に専念しておる現状に鑑みまして、住宅の整備、保養所の拡充等に意を用いておりますが、未だ満足の域に達しておりません、幸い教職員においては公立学校共済組合制度があり宿泊所施設等の施設が組合の力によつて自主的に行われておりますが、之れ等に対しては、道としても適切な援助が必要であらうと考えます。

今後公共学校共済組合の福利事業の活用等により、教育の福利増進に努め、教員をして安心して職務に精励のできる条件を整えたい所存であります。
以上を以つて昭和三十年度教育行政方針の説明と致します。

○七月二十二日 午前十一時二十八分開議。諸般の報告の後、日程に入り代表質疑を継続、田呂議員（協ク）より、(1)公約履行に対する所信

について特に補助事業等に対する予算措置と国の補助との関連、自主的意欲の昂揚自立運動、農家負債十カ年棚上げ問題等について、(2)道財政の再建方策特に道税地方交付税道債の収入見透し、人件費公債費の累増問題と機構改革希望退職の問題、昇給昇格の基本的な考え方、道財政再建計画の提出時期等について、(3)総合開発問題特に第二次五カ年計画の策定と糠平電源開発をめぐる水利権の問題、(4)水害対策と過年度災害問題、(5)教育問題特にへき地教育、青少年教育、教職員結核対策、(6)知事の政治的立場と行政執行の信念について質疑、知事、教育長、総務部長より答弁、田呂議員より水利権問題について再質疑、知事の答弁あつて午後一時十分暫時休憩。

午後二時四十八分再開、予め時間延長の後代表質疑続行、泉谷議員（公）より、(1)機械貸付の中止と融資対策、(2)機械貸付の実績と償還状況、(3)赤字団体に対するつなぎ融資抑制と七月水害復旧工事に対する融資の問題、(4)取締船の整備充実の問題、(5)沖合漁業の漁港基地整備の問題、(6)水産物検査手数料の値上げ問題等について質疑、知事、水産部長より答弁、次に塚田議員（労）より、(1)政治教育並びに教育二法律に対する教育長の見解、(2)国定教科書の復活並びに道徳教育に対する見解、(3)女子教員採用制限の問題、(4)町村における学校施設組合の問題、(5)教育委員会の二本建予算提出の問題、(6)凶漁対策の貧困による自衛隊の噴火湾演習地使用問題、(7)知事の国際経済状況に対する見解と北海道開発に対する外資導入の問題、(8)財政窮乏と昇給昇格停

止の問題、(9)知事の政策と公約特に農家負債十カ年棚上げと完全雇傭の問題、(10)労働組合の健全発達育成と道職員の見給昇格の問題、(11)地方生産性本部設置に対する知事の考え方、(12)石炭鉱業合理化法案に対する知事の見解等について質疑、教育長、知事より答弁、塚田議員より自衛隊の演習地使用問題、地方生産性本部の問題等について再質疑、知事の答弁があつて代表質疑を終了、午後四時三十七分散会。

○七月二十三日 午前十一時四十三分開議、諸般の報告の後、一般質疑

に入り、児見山議員(社)より、(1)酪農対策、特に牛の奨励品種、乳価決定に対する道としての措置、酪農製品の消流対策等の問題、(2)総合農業生産物加工工業の振興に対する知事の所見、(3)中小企業対策特に信用保証協会の運営問題、(4)道警察行政の民主的運営について特に警察行政費に対する寄付金問題、新十津川村会議員選挙における選挙違反事件の取扱について質疑、知事、道警総務部長、公安委員(松下)、刑事部長より答弁、児見山議員より、信用保証協会の運営に対する知事の見解、総合農業生産物加工工業の振興問題等について再質疑、知事より答弁があつて、午前零時四十一分休憩。午後二時十四分再開、冒頭昨日来の豪雨による追分、由仁、千歳、恵庭町の水害状況について知事より報告の後質疑続行、川村議員(社)より、(1)漁業協同組合の負債整理の問題と単位協同組合の育成強化対策、(2)沿岸漁民の救済対策特に沖合漁業への転換、違反船の取締り対策等の問題、(3)日高地方の国有林風倒木による水害に対する損失補償の問題等について質疑、知事より答弁(予め時間延長)、阿部議員(自)より、(1)財政問題特に道財政再建計画発表の時期、知事が発表した二十九年度決算の赤字額と自治庁発表の赤字額の相違の問題、国庫返納金補助金未交付額等二十九年度赤字の実態について、(2)四月一日における昇給昇格遡及発令の問題等について質疑、知事より答弁、阿部議員より、二十九年度決算赤字額の問題と昇給昇格遡及発令の問題について書面に

よる答弁の要求があつて、午後三時二十六分散会。

○七月二十五日 午前十一時三十五分開議、諸般の報告の後、一昨日に

引続き一般質疑を行い、天谷議員(協)より(1)農業試験機関の運営及び整備拡充問題について、(2)乳価安定対策について、(3)集約酪農地区の指定問題について、(4)農作物の病害虫防除、家畜の防疫対策について、(5)甜菜工場の設置計画と受入体制について、(6)食品衛生の管理問題、(7)副知事をおかない問題等について質疑、知事、農務部長、衛生部長より答弁、天谷議員より農業試験場の運営問題について再質疑、農務部長より答弁があつて、午後零時五十二分休憩。

午後二時三十七分再開、予め時間延長の後一般質疑続行、津川議員(社)より、(1)例年の災害の繰返しと総合開発との関連並びに災害復旧行政に対する知事の構想、(2)鷹泊ダム放水の問題特に放水被害に対する責任についての知事の新聞発表、土木技術者の未配置問題、ダムから落下する水勢による耕地の被害とこれに対する賠償の問題、(3)七月水害の応急恒久対策特に中央折衝における道の被害額数字と大蔵省の数字との相違、風倒木処理対策、河川改修計画の問題等について質疑、知事、林務部長より答弁、津川議員より、ダムの設計は正の問題、放水被害地に対する賠償問題、災害対策予算の早急執行、鷹泊ダムに土木技術者未配置の問題について再質疑二回、知事の答弁があつて、次に杉本議員(自)より、(1)国民体育大会選手派遣費予算の削減問題、(2)国定教科書問題に関連して道教委の補助教科書編集問題等について質疑、知事、教育長より答弁、杉本議員より、国体選手の派遣費削減問題について再質疑、教育長より答弁、次に渡辺議員(社)より、(1)知事公約の農家負債整理の問題特に負債棚上げの具体的方策並びに特別立法措置にもち込む時期とそのスケジュール、(2)石炭手当免税問題の見通しと今後の対策、(3)期末手当増額に関する人事院勧告とこれに対する知事並びに人事委員長の考え方、(4)失業対策と完全雇傭

の問題、(5)医療機関の拡充と医師不足の解消対策、(6)高校教育課程改編の問題、(7)札幌南高等学校のコース別学級編成問題と人事異動問題、(8)不適任高等学校長の人事刷新問題等について質疑、知事、労働部長、教育長、人事委員長より答弁、渡辺議員より、高校教育課程改編の延期問題、南高校教諭の人事異動問題、農家負債整理の見通し等について再質疑、知事、教育長より答弁があつて、午後五時二十八分散会。

○七月二十六日 午前十一時四十九分開議、諸般の報告の後、昨日に引き続き一般質疑を行い、坂下議員(社)より、(1)総合開発に関連して天北地域の開発問題、(2)既入植開拓者の窮迫に対する諸対策の樹立について、(3)離島振興対策について質疑、知事の答弁があつて、午後、零時二十三分休憩。

午後二時八分再開、諸般の報告の後休憩前に引き続き一般質疑を行い山内議員(労)より、(1)警察行政の民主的運営問題、(2)白鳥事件容疑者の長期間留置問題、(3)綱紀肅正についての議会の指摘事項の改善措置、(4)失業対策特に失対本部設置についての考え方、失業者を公共事業等への活用問題、日雇労働者の完全稼働問題、(5)教育費関係昇給昇格予算の提出見越し等について質疑、予め時間延長して、道警本部長、知事、教育長より答弁、山内議員より、人権侵害問題、失対本部設置問題について希望があり、次に岡田議員(社)より、総合開発問題特に(1)公共事業の執行と地方財政の問題、(2)農地開発機械開墾と外国資本の関連、(3)開発の地域的権衡と道南の開発問題、(4)総合開発と商業計画(5)保守党の態度が道総合開発に及ぼす影響について質疑、知事の答弁があつて、通告の質疑は終結、ついで小島議員(社)より、日程第一のうち予算に関連する議案第四号乃至第二十七号、第四十九号はなお慎重審査の要があると認められるので、三十一名から成る予算特別委員会を設置し、それらの議案を付託せられたい旨の動議を提

出、賛成あつて動議成立、これを諮つてそのことに決し、直ちに次の委員の選任を決定して関係議案を付託した。

阿部英一(自)	松尾三良(自)	西島順三(民)	中野与作(社)	増田信一(社)	黒沢与衛作(社)	田呂善作(協ク)	二瓶栄吾(協ク)	泉谷順治(公)	小島巖(社)	堀野重平(社)	堀野豊夫(社)	高橋源次郎(民)	伊藤藤作一(民)	山元ミヨ(民)	福島新太郎(自)	杉本栄一(自)	和平方千治(労)	大久保和男(民)	川口常一(民)	村本政信(社)	五藤義正(社)	河野辰男(社)	黒松秀夫(協ク)
---------	---------	---------	---------	---------	----------	----------	----------	---------	--------	---------	---------	----------	----------	---------	----------	---------	----------	----------	---------	---------	---------	---------	----------

沖野政雄(公)

天谷平信(協ク)

宮北三七郎(社)

高田治郎(社)

井野正揮(社)

佐久間貞江(自)

高橋辰男(社)

次に、議案第二十九号、第三十号は文教委員会に、議案第三十一号、第三十三号、第四十五号、第四十六号は総務委員会に、議案第三十二号、第三十七号、第三十八号、第四十四号、第五十号乃至第五十二号は建築委員会に、議案第三十四号は農務委員会に、議案第三十五号は水産委員会に、議案第三十九号乃至第四十三号は衛生委員会に、議案第四十七号、第四十八号は商工委員会に、それぞれ付託、次に日程第二議案第三十六号を議題とし、本案は委員会付託を省略して同意議決とし、次に日程に追加し議案第五十三号乃至第六十号を議題とし、知事の説明を聴取して午後三時四十分一旦休憩。

午後九時十三分再開、議事の都合により会期を明二十七日まで一日間延長について諮り異議なくそのことに決し、同十四分散会。

知事説明要旨

只今議題となりました昭和三十年度北海道歳入歳出追加更正予算案その他につき、その大要を御説明申し上げます。

今回提案致しました予算は、当面緊急を要する経費につき措置いたした次第でありまして、その総額は、

普通会計 二億八百三万円

特別会計 二百万円

合計 二億一千万円

となるのであります。

以下その主なものについて御説明申し上げます。

先づ災害土木復旧費において、二億円を見込みましたのは過年度災害分

九千五百万円

現年度災害分一億五百万円の事業量の内定をみましたので国庫補助金及び借を見合つて措置いたした次第であります。

次に世帯更生資金貸付事業費において 五百二十五万円

を計上いたしましたのは、今回新に本事業に対し国庫補助金交付の見透しを得ましたので、これを引当として、要保護世帯の自立更生に資しますためこれが予算化を図つた次第であります。

なお、中小商工業の進展並びに貿易の振興に寄与いたしますため

商工業費において 六百四十一万円

工業試験場費において 百二十一万円

を追加計上いたしました。これが財源は、道職員費及び本庁諸費等の一般行政費の節約をはかり、これに充當いたした次第であります。

次に議案第五十五号「信用保証損失補償に関する予算外義務負担の議決変更の件」について申し上げます。

本件は、今次水害の罹災中小企業者に対する復旧資金融通の促進をはかるため昨年台風十五号災害発生の際議決を経た損失補償費三億円の範囲内において補償の方途を講じようとするものであります。

また議案第五十六号「信用保証損失補償に関する予算外義務負担の議決変更の件」についてありますが、これは過ぐる昭和二十五年十一月中小企業の振興をはかりましたための融資促進対策として三億円を限度とする損失補償を行うことの議決を経て今日に至つたのでありますが、右議決による補償契約は、本年六月三十日までのものをもつて終了することとなつておる次第であります。

而して本道中小企業の現状をみまするに、現下の社会経済事情を反映し、経営の実態からみてもまた金融事情においても、なお従前に引続き、補償融資の方途を講じ資金流動の円滑化を図る必要が認められますので、今回新に三億円を限度とする損失補償を行い、中小企業の振興に寄与せんとするものであります。

以上は今回提案いたしました案件のうちその主なものについて、その概要を申

し述べた次第であります。なお詳細につきましては御質問に應じ私又は参考員から御答弁申し上げたいと存じます。

よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

○七月二十七日 午後二時四十九分開議、諸般の報告の後、総務部長より後志支庁々舎焼失について報告があり、ついで日程に入り、**日程第一議案第五十三号乃至第六十号を議題とし、議案第五十三号、第五十七号、第五十九号、第六十号は予算特別委員会に併託、議案第五十四号は農務委員会に、議案第五十五号、第五十六号は林務委員会に付託、次に会期を明七月二十八日より八月五日まで九日間延長し、明二十八日より八月三日まで七日間は休会とし、なお休会中議長において緊急の必要ありと認めたときは本会議を開くことができることについて諮り異議なくそのことに決し、午後三時散会。**

○八月四日 午後二時四十四分開議、予め時間延長を行い、諸般の報告の後、**日程に追加し議案第六十一号乃至第七十号を一括議題に供し、知事の提案説明聴取の後、暫時休憩、午後二時五十二分再開、ついで質疑を省略し、直ちに委員会付託について諮り、異議なくそのことに決し、議案第六十一号、第六十二号は予算特別委員会に付託、議案第六十三号は林務委員会に、議案第六十四号、第六十七号は総務委員会に、議案第六十五号、第六十六号は建築委員会に、議案第六十八号は治安委員会に、議案第六十九号は衛生委員会に、議案第七十号は農務委員会にそれぞれ付託、次に日程の順序を変更して日程第二のうち議案第三十四号を議題に供し、秋山農務委員長（協ク）より、委員会審査の経過並びに結果について報告、これを諮つて異議なく委員長報告どおり原案可決、次に日程第三請願審査の件、日程第四陳情審査の件を一括議題とし、本案は委員長報告を省略し、委員会決定のとおり議決することについて諮り、異議なくそのことに決定、次に日程に追加し**

決議案第四号を議題に供し、井口民生委員長（社）より趣旨弁明があつて原案可決、次に日程に追加し意見案第三号を議題に供し、秋山農務委員長（協ク）より趣旨弁明があつて原案可決、午後三時三分散会。

知事説明要旨

只今議題となりました昭和三十年度北海道歳入歳出追加更正予算案その他につきましてその大要を御説明申し上げます。

先づ予算案についてであります。今回

普通会計において

一億三千四百八十万円 を

追加計上いたしましたのは、災害関連砂防工事費において、その後国庫補助金交付の見透しを得ましたのでこれが適期施行をはかりますため、

右補助金及び 債を見合つて

九千万円 を

計上いたしました次第であります。

次に農業施設災害復旧費についてであります。本年の融雪の際被害を受けた江別市西野幌土堰堤の災害復旧工事について地元土地改良区より道に対し工事委託の申請があつた次第であります。工事の性格に鑑みこれが受託施行することが適当と考えられますので、委託収入を見合つて

四千四百八十万円 を

計上いたしました次第であります。

次にその他の案件の主なものについて申し上げます。

先づ北海道税条例の一部を改正する条例についてであります。今回昭和三十年法律第百十二号をもつて地方税法を改正する法律の公布施行をみたことに伴い、主としてこれに対応するため所要の改正を行なうとするものであります。その主な改正点といたしましては、たばこ消費税の税率を引上げたこと、遊興飲食税の税率を引下げたこと、及び

国税の減税による地方税の減収を避けるため道民税の税率の調整を行ったこと等、

の諸点であります。

次に行政機構の簡素合理化を図りますため各種研究所、講習所等の統廃合について検討いたしてまいつた次第であります、これまでに結論を得ましたものについて今回所要の条例改正措置を講ずることとし、

北海道立自治講習所条例の一部を改正する条例制定の件

北海道立衛生研究所条例の一部を改正する条例制定の件及び

北海道蚕業取締所設置条例を廃止する条例制定の件

を御提案申し上げた次第であります。

即ち従来の税務講習所はこれを自治講習所に統合、食糧栄養研究所は衛生研究所に統合し又蚕業取締所はこれを廃止することとした次第であります。

以上は今回提案いたしました案件のうちその主なものについて、その概要を申し述べた次第であります、なお詳細につきましては御質問に応じ私又は参事員から御答弁申し上げたいと存じます。

よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

○八月五日 午後二時五十分開議、予め時間延長を行い、諸般の報告の後、八月六日より九日まで四日間会期を延長し、六日は休会とするこ

とについて諮り、異議なくそのことに決し、午後二時五十二分散会。

○八月八日 午後二時五十分開議、道政議員連盟の結成に伴う議席の変

更を指定、ついで諸般の報告の後、午後二時五十三分散会。

○八月九日 午後二時四十九分開議、諸般の報告の後、予め時間を延長

して一旦休憩、午後五時十七分再開、諸般の報告の後、日程第一議案

第四号乃至第二十七号、第四十九号、第五十三号、第五十七号、第五十九号乃至第六十二号、決議案第五号乃至第七号を一括議題に供し、

高橋（辰）予算特別委員長（社）より委員会の審査の経過並びに結果

について報告、併せて決議案第七号の趣旨弁明があり、佐久間議員（

道政）より決議案第五号について、大久保議員（道政）より決議案第

六号についてそれぞれ趣旨弁明があつて、通告の討論に入り、田呂議

員（協ク）より決議案第五号、第六号に反対、決議案第七号に賛成、

阿部議員（道政）より決議案第五号、第六号に賛成、決議案第七号に

反対の討論があつた後、起立による採決に入り、議案第四号及び第五

十九号は全員起立にて委員長報告のとおり原案可決、決議案第五号及

び第六号は起立少数にて否決、決議案第七号は起立多数にて原案可

決、その他の議案はいずれも報告のとおり原案可決に決した。次に日

程第二議案第二十九号乃至第三十三号、第三十五号、第三十七号乃至

第四十八号、第五十号乃至第五十二号、第五十四号乃至第五十六号、

第五十八号、第六十三号乃至第七十号を一括議題に供し、太田文教委

員長（社）より議案第二十九号、第三十号について、宮北総務委員長

（社）より議案第三十一号、第三十三号、第四十五号、第四十六号、

第六十四号、第六十七号について、糸川建築委員長（社）より議案第

三十二号、第三十七号、第三十八号、第四十四号、第五十号乃至第五

十二号、第六十五号、第六十六号について、秋山農務委員長（協ク）

より議案第五十四号、第七十号について、井野水産委員長（社）より

議案第三十五号について、児見山衛生副委員長（社）より議案第三十

九号乃至第四十三号、第六十九号について、森川商工委員長（社）よ

り議案第四十七号、第四十八号、第五十五号、第五十六号について、

窪田林務委員長（社）より議案第五十八号、第六十三号について、田

呂治安委員長（協ク）より議案第六十八号について、それぞれ委員会

審査の経過並びに結果について報告、議案第三十二号、第五十号乃至

第五十二号、第六十五号は同意議決、その他の議案はいずれも原案可

決に決した。次に日程第三請願審査の件、日程第四陳情審査の件を一

括議題に供し、本案は委員長報告を省略し、委員会決定のとおり異議

なく決定。次に日程第五議案第七十一号乃至第七十五号を一括議題に供し、提案説明及び委員会の審査を省略、議案第七十一号乃至第七十三号について通告の討論に入り、深山議員（道政）より反対の討論があつた後、議案第七十一号乃至第七十三号を問題とし、起立による採決の結果、起立多数にて同意議決、議案第七十四号、第七十五号は異議なく同意議決に決した。次に日程第六會議案第一号を議題に供し、本案は総務委員会に付託、閉会中継続審査とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。次に日程第七意見案第四号、第五号を一括議題に供し、意見案第四号については井野水産委員長（社）より趣旨弁明があり、意見案第五号については趣旨弁明を省略し朗読の後、いずれも原案可決。次に日程第八閉会中請願、陳情審査の件、日程第九閉会中事務継続調査の件を一括議題に供し、本案は委員会に対しそれぞれ継続審査又は調査を付託することに決し、以上をもつて案件全部を議了、荒議長閉会の挨拶の後、午後七時七分閉会。

予算特別委員長報告

私は、過般設置せられました予算特別委員会の委員長として、本委員会に付託せられました。議案について、その審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託せられました案件は、議案第四号乃至第二十七号、第四十九号第五十三号、第五十七号、第五十九号乃至第六十二号の三十一案件であります。が、去る七月二十六日本委員会が設置せられますや翌二十七日に正副委員長の互選を行い、さらに、議案の方法について協議いたし、付託議案を各部所管ごとに分ち審査を行うこととし、翌二十八日より本格的な審査にはいつた次第であります。

すなわち二十八日は、教育委員会、土木部所管、二十九日は、商工部、農務部及び林務部所管、三十日は、公安委員会、建築部及び労働部所管、八月一日は、衛生部及び民生部、水産部所管、二日は、水産部所管の続き及び農地開拓部所管、

三日は、総務部所管について、六日間にわたり質疑応答が行われた次第でありまして、この間委員各位におかれては、酷暑の折屢々夜間にまでわたり、終始慎重且つ熱心に審議に当られましたことに對しましては、この際、衷心敬意を表する次第であります。

今回付託せられました案件は、いわゆる政策的な施策を折込んだ肉付予算として七十四億千五百二十二万円にのぼる普通、特別両會計追加更正予算と、これに充て随する起債、並びに道職員の設定条例改正案等、今後の道政を左右する重要な議案でありまして、今次予算の性格は、理事者の説明によれば、現下窮迫せる道財政の現状に鑑み、現在見通し得る財源の範囲内において、総合開発に關連する開発公共事業費を全額計上した外、普通補助事業については、真に緊要なるもののみを計上、又各種団体等に対する補助並びに道の単独事業については、財政の实情に鑑み、超重点的に取捨選択してこれを編成したと称してゐるのであります。が、現下窮迫せる道財政の危局に當り、この限られた財源のなかで、予算の効率を如何にすれば最大に發揮し、道民全体の福祉増進に寄与して、その負担に堪え得られるか、又知事の先の選挙における公約が如何に予算面に現れてゐるか、更に赤字財政を克服し如何にして健全財政を確立するか等の見地より、委員各位と理事者との間に、熱烈なる論議がかわされた次第であります。

今ここに各部所管ごとに質疑を通じ、その主なる点を申し上げますと、先ず教育委員会所管におきましては、教員の養成、研究、保護各施設の強化拡充、教職員の待遇改善措置、学校給食婦の身分保証、教職員を対象とする総合病院の設置、高等学校における民主主義教育の徹底化、社会教育の強化拡充、学区制の改正、小中学校生徒の学力の向上対策、道立高校移管に伴う学校施設費に対する市町村負担の問題と将来の移管方針、学校防火施設の拡充強化と防火責任者の処罰方針、特殊学校における夜警の強化、国体参加選手派遣費に対する補助、教育二法案に對する基本的態度等の諸問題。

土木部所管におきましては、道道維持管理の改善措置、失対土木事業の早期実施、公共土木事業継続工事の促進となぎ資金の早期融資措置、道立土木機械工作所の施設拡充、建設業者登録審査の適正化、水利権をめぐる電源開発と農業用水の關係、稚島定期航路に對する補助措置、町村道に對する補助措置、道立公園内道路整備等の諸問題。

商工部所管におきましては、工業再建対策、中小炭鉱に対する救済措置、中小企業保護育成措置、日中貿易の促進対策、国内販路拡張の強化と見返し、未組織業者に対する金融対策、観光行政の一元化と観光団体に対する補助育成措置、仲買人擁護のため漁業卸売市場条例の改訂等の諸問題。

農務部所管におきましては、農業試験場各支場の整備拡充、貯穀害虫予防措置、黄化萎縮病防止対策、農業改良普及員の増員と指導態勢の強化、農業経営の零細化防止、火山灰地帯の営農確立対策、漁村における農業指導の確立、水害による被害農家の営農安定対策、農産物の価格安定維持対策、農業協同組合再建整備対策、家畜共進会に対する補助金増額措置、家畜価格安定対策と今後の飼育方針策、人工授精における空胎防止措置、乳価安定対策、有畜農業振興対策等の諸問題。

林務部所管におきましては、風倒木の早期処理対策、風倒木による被害の補償措置、道南凶漁対策としての桐の栽培、森林組合の指導育成措置、造林事業の積極的推進対策、防露林設定の方針、治山地域指定の再検討、道立公園施設の整備充実等の諸問題。

公安委員会所管におきましては、防犯協力会に対する寄附行為の抑制、警察車に対する燃料費の増額措置、警察署長交際費の増額、警察官の待遇改善対策、警察行政の一元化に伴う人事異動の明朗化、警察官採用の基準と教養対策、婦人警察官の今後の採用方針、年少者に対する不当取調べの中止と、札幌中央署における少年被疑者の自殺原因、労組に対する取締態度の明確化、交通事故の防止措置等の諸問題。

建築部所管におきましては、道有老朽建物改築促進と不燃質化、風倒木の建築資材使用、低家賃住宅の建設、ブロック建築指導所の民業圧迫の防止、指名入札に対する請負額の適正化と地元業者の加入緩和措置等の諸問題。

労働部所管におきましては、新規卒業生の就職対策、職業指導事業の強化、季節労働者に対する失業保険金給付の適正化、中小企業労働者に対する労働対策、失業対策事業の強化、自由労働者に対する教育啓蒙対策、労働会館建設に対する補助増額措置等の諸問題。

衛生部所管におきましては、道立病院の医師、看護婦の充実対策、保健所における治療行為行過ぎの是正、保健婦の補充強化措置、医薬分業に対する基本的態度、衛生管理の強化、医薬類似物品販売取締の強化、工場の廃液処理対策、簡易

上水道事業に対する早期補助措置、看護婦、准看護婦養成施設に対する助成措置、無医村、無医部落の解消対策、一般家庭に対する衛生思想の普及指導対策等の諸問題。

民生部所管におきましては、国民健康保険直営診療所施設に対する道費上置措置、水害被災者の救済対策、養老院等福祉施設に対する防火設備の強化、売春婦の更生対策、遺族老人ホームの建設等の諸問題。

水産部所管におきましては、漁港の整備充実、農業取締船に対する科学的装備の改善、中型底曳船による冬にしん混獲に対する取締対策、沖合漁業転換に対する融資対策、沿岸漁田の開発と零細漁民の救済対策、水産技術普及員の増員措置、春にしんの凶漁対策、底曳漁業者と沿岸漁業者対立に対する指導措置、いか油等の高度加工利用対策、魚菜卸売市場条例の改正、水産物検査事務の完全運営と検査手数料の改訂、魚価の安定対策、漁業法改正に対する基本的態度、道漁連の再建整備対策等の諸問題。

農地開拓部所管におきましては、入植地選定の適正と経営指導の強化、開拓入植者の住宅対策、入植計画と経済効果問題、入植者中生活困窮者救済対策、開拓地における保健衛生の徹底化、開拓保健婦の定員化、開拓農業協同組合に対する育成強化措置、噴火湾における自衛隊演習地使用問題と早期解決指導措置、開拓離農者の解消対策、開発行政における開発局と道との行政区分に対する考え方、天北原野開発の促進、小圃地造田補助対策等の諸問題。

総務部所管におきましては、地方交付税の見積及びこれが算定の基準、道税徴収の実態と今後の徴収見通し、道財政の再建方策、税制改正に伴う道財政への影響、長期借債計画の樹立、石炭手当免稅運動の推移、物品管理の適正化、昇給昇格の適及実施に対する法的見解、町村の合理的合併計画の推進、行政簡素化と人件費の圧迫に対する予算健全化方策、上水道、簡易水道補助政策の打切後の対策等の諸問題。

以上のように現下道政上の重要問題をめぐって活潑な論議が交わされた次第であります。

しかして、付託案件の重要性に鑑み各案に対する意見の調整を図りますために、十五名からなる小委員会を設置し、翌四日に主査を決定すると同時に、これが意見の調整を図つてまいつたのであります。

即ち四日の小委員会におきましては、各派の付託案件に対する意見を五日午後

一時まで提出することとしたのでありますが、何分にも短時日であり、各派よりの意見提出も簡単には参らず、漸く六日に至り一応の意見が提出されたのでありますが、これを検討の結果、更に各派において、これが調整を図るため、昨八日に結論を持越したのであります。

而して昨八日総合的に各派の意見を調整の結果、付託議案については財政窮乏の現段階において、各案とも修正の余地なしとして、満場一致をもつていずれも原案の通り可決致したのであります。

併しながら議案第四号及び第五十九号の追加更正予算案につきましては、本委員会における議案審査の過程にも屢々論議の集中いたしました財政再建計画の樹立問題及び経費の節減、歳入の確保増収を図り、一面において健全財政を堅持するとともに、他面産業の振興、民生の安定対策を強力に実行するために、緊要なる諸経費の予算化問題につきまして活潑なる論議が展開されたのであります。その結果別途御手許に配布致しました決議案第七号、議案第四号及び第五十九号に対する附帯決議を多数をもつて、可決いたしました次第であります。

本案の趣旨とするところは、道財政の再建は、国の施策によつべき点のあることは云う迄もないが、道自体におきましても、積極的な施策を断行することによつて、はじめて健全化の途をたどり得るものと確信される。

しかるに知事は財政再建を口にしなが、その計画をも提示せず、あまつさえ義務的経費の計上をおこたりながら、議案第五十九号追加予算の提案過程において見られましたように、再建方策につきましては、全く無定見であつて、まことに憂慮に堪えないから知事は、速に次に申し上げる事項について善処すべきである。

即ち、第一に財政再建計画を樹立し速に本議会で提示すること。

第二に、経費の節約、歳入の確保増収を図り産業の振興、民生の安定なかんずく失業対策等の予算化をはかること。

以上の趣旨でありまして、予算案及び附屬議案とは、別箇に提出した次第であります。

而して本件附帯決議に反対するものより別に議案第四号に対する附帯決議が提出されましたが、少数否決と相成つた次第であります。

以上申し述べまして本委員会における審査の経過及び結果の概要を御報告申し上げますとともに、別途御手許に配布の決議案第七号の通り本委員会として提案に

決しました附帯決議の趣旨をも併せて御説明申し上げ、私の報告といたします。

決議・意見書

(昭和30、7、15原案可決)

御礼言上決議

本年七月初旬本道各地に発生した水害に対し、御見舞金を拝受したことは感激に堪えません。

道民は協力一致して郷土の再建に努めております。

ここに北海道議会の決議をもつて、謹んで御礼を申し上げます。

右天皇、皇后両陛下に言上を請います。

北海道議会議長 荒 哲 夫
宮内庁長官 宇佐美 毅殿

決議案第一號

(昭和30、7、2原案可決)

地方自治法改正反対に関する要望決議

右別紙案文の通り提出する。

昭和三十年七月二日

提出者	議員
同	橋本清次郎
同	道下美作
同	小島巖
同	塚田庄平
同	五藤義正

地方自治法改正反対に関する要望決議

すなわち都道府県の完全自治体たる性格を無視し、事務再配分において紛議の生ずることを予想し、その間調停に名を籍り国家権力の介入を企て、あるいは、大都市の特例を設けるごときその例であるが、なかならず地方議会の定例会の廃止、常任委員会に対する制約等は、議会の権限を大巾に縮少し、その機能を弱化せしめんとするものであり、しかも、議会の職員を執行部職員の兼務をもつて足るとすることは議会軽視の甚しいものであり断じて承服し難いところである。

よつて、民主政治下地方議會に課せられた重大使命にかんがみ、地方自治の確立と民主主義の發展を期するため、かかる改正には斷乎反對の意思を表明し、政府の猛省を促すとともに国会においてこれを否決し去られんことを本議會の決議をもつて要望する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

(昭和30、7、2原案可決)

右別紙案文の通り提出する。

昭和三十年七月二日

[illegible]

地方財政再建促進特別措置法案の修正について要望決議

現在の地方財政の赤字を解消し、その再建を期する特別立法措置の必要なることは、世論の一致して認めるところであるが、政府が、今次国会に提案した地方財政再建促進特別措置法案は、財政建直しに急な余り、官治行政的な色彩が濃く且つ、地方自治への干渉が強く表われている。ために財政再建団体の自治権は極度に制約を受け、地方公共団体は、實質的には国の出先機関と何ら変らない状態におかれることになり、然も地方議会に対する長の権限強化は住民自治本来の機能を失ひ、民主政治の基盤たる地方自治は否定せられる結果となる。

よつて、これ等の点について適當なる修正を加へ、本法が地方自治の本旨をそのうことなき内容において成立するよう本議会の決議をもつて要望する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

各通

(昭和30、7、15原案可決)

水害対策特別委員会設置に関する決議

右別紙案文の通り提出する。

昭和三十年七月十五日

提出者

義昌

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	議 員		
宮	笠	井	高	高	河	五	川	山	塚	福	小	道	麻	深
坂	井	野	田	橋	野	藤	口	本	田	島	島	下	里	山
寿	幸	正	治	石	辰	義	常	英	庄	新		美	悌	和
美										太				
雄	衛	揮	郎	松	男	正	一	一	平	郎	巖	作	三	園

議
長
荒
哲
夫
殿

水害対策特別委員会設置に関する決議

一、本議会に二十三人の委員をもつて構成する水害対策特別委員会を設置する。

二、本委員会は、

一 昭和三十年七月における水害の復旧対策を樹立し、その推進をはかる。

二 常任委員会所管の前号関係事務について連絡調整を行う。

三、本委員会は閉会中も調査を行うことができることとし、議会において調査終

了を議決するまで継続存置する

四、本委員会に要する経費は昭和三十年度中百五十万円以内とする。

決議案第四號

(昭和30、8、4原案可決)

民生委員長 井口 忍 君提出

在外抑留邦人引揚促進に関する要望決議

終戦以来既に十ヶ年を経過し、国際情勢は「力による平和」から「話し合による平和」の方向に転換し、ジュネーブにおける四巨頭会談の成功裡における終了、日ソ国交回復の交渉、日中間における引揚に対する正式交渉等、明るい見通しをもつに至つた。

しかしながら今尙多數の同胞が遠く異境の地に抑留され苦難の生活のもとにおかれていることは、ひとり抑留同胞のみならずその留守家族並びに関係者一同にとつて悲嘆痛恨の極みであり、国民感情においても默視し得ないところである。殊に本道には抑留者留守家族が多く、終戦以来の長年に亘る不安は焦慮となり、加えて近年数次に亘る冷害、水害等の被害累積しデフレ経済による生活苦は一層深刻となり、その実情は誠にみるに忍びないものがある。

よつてこれら外地抑留者の即時帰還方を関係各国に強く要請し、本問題の早期解決を図られるよう本議会の決議を以つて要望する。

北海道議会議長 荒

哲夫

内閣總理大臣
外務大臣
厚生大臣
内閣官房長官
衆議院議長
參議院議長

各
通

決議案第五號

(昭和30、8、9 否決)

道財政再建計画樹立に関する要求決議

右別紙案文の通り提出する。

昭和三十年八月八日

提出者

議員
佐久間 貞一 江
児玉 由一
松平 武吉
岩田 留保
中牧 英一
阿部 三良
松尾 新太
榎島 重太
大沢 清三
西川 順治
西島 元平
川端 伊信
井川 山一
中川 藤作
伊藤 利雄
佐々木 吉郎
西野 三郎
大島 三郎
高山 元郎
山崎 謙次
林 源二
堀本 謙二
杉本 榮毅
伊藤 弘一
岩本 政一
山本 英一

議長 荒 哲 夫殿

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
宮 大 川 深 楠 本 麻 沖 德 宮 吉 安 泉
津 久 口 山 谷 多 里 野 中 坂 田 達 谷
杓 和 常 和 利 吉 梯 政 祐 寿 定 德 順
太 男 一 男 男 江 三 雄 美 次 郎 治
郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎

道財政再建計画樹立に関する要求決議

道財政の健全化については過去八年にわたり屢々知事に警告をなしたつたところであるが、積年の弊政は遂に道財政を破綻の窮地に陥れたばかりでなく、その責任は中央政府にありとして更に反省するところがなく、今期議会においても財政の推移を示し、今後に累積する赤字を是認しながらこの再建方策については全く無為無策であつて、基本的再建方針すら本議会で提示しないことは、四百七十万道民の真に憂慮に堪えないところである。

よつてここに本議会は知事に対し

- 一 行政整理による人件費の軽減措置
- 二 行政機構の改革
- 三 消費的経費の徹底的節減
- 四 道有財産及び不用物件の活用

等を基本とした財政再建に関する具体的計画を策定し、速かに本議会に提示することを要求する。

右決議する。

北海道議会

右別紙案文の通り提出する。

昭和三十年八月九日

提出者

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	議 員				
井川	佐々木	沖野	中野	大沢	川口	宮津	岩本	山本	伊藤	杉本	堀田	福元	山元	西野	伊藤	高橋	麻里	泉谷	西島	桶谷	深山	松尾	阿部	林久保
伊平	利雄	政雄	信一郎	重太郎	常一	恂太郎	政一	英弘	榮一	新太	ミヨ	吉一	作次郎	源三	悌治	順三	順利男	和園	三良	英一	謙二	和男		

議長 荒 哲 夫

議案第四号に対する附帯決議

道財政は、近年著しく窮乏の一途を辿りつつあるが、今次本年度追加更正予算及び既定予算の全般にわたり仔細に検討するに、

一 道税の徴収成績の向上による増収

二 消費的経費の節減による支出減

三 特別職の報酬及び給料の引下による支出減

等により、なお少くも二億四余の財源を求め得ることが可能であるにも拘らず知事は、これらについて厳密なる再検討をなさずして、今次、追加更正予算を提案し、ために、道政上緊急なる諸経費及び職員ノ昇給昇格に要する義務的経費等についても予算化を図らなかつたことは、洵に遺憾とするところである。

地方財政の再建については、国の施策にまづべき点もあるとは云いながら、地方団体独自の施策を積極果敢に断行してこそはじめてその健全化は可能と確信する。

よつて、知事は、道財政の運営について深く思をここに致し、財政再建計画を進めつつ本年度予算について厳密なる再検討を遂げ、先に指摘した道税収入の増収、消費的経費の節減等を実行し、これらによつて生ずる財源をもつて緊急なる

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
川	安	本	児	佐	松	岩	中	吉	宮	徳	大	西
端	達	多	玉	久	平	田	牧	日	坂	中	島	川
元	徳	吉	山	貞	武	留		定	寿	祐	三	清
治	太	郎	江	一	一	吉	保	次	美	滿	郎	吉

左の諸経費を速かに予算化するの措置を講ずべきである。

記

- 一 市町村財政に直接影響を及ぼすもの
 - (一) 国民健康保険事業補助金 四、一〇〇万円
 - (二) 簡易水道施設補助金 一、二〇〇万円
 - (三) 市町村道路改良補助金 一、〇〇〇万円
 - 二 国庫補助金交付に伴い当然上置措置をすべきもの
 - (一) 酸性土壌矯正施設費 一、四二三万円
 - (二) 中小企業設備近代化補助金 二五〇万円
 - 三 その他緊急実施を必要とするもの
 - (一) 中小企業相談所補助金 五〇〇万円
 - (二) 農業倉庫建設費補助金 一、〇〇〇万円
 - (三) 漁業監視船整備改善費 八〇〇万円
 - (四) 国民体育大会選手派遣費 三二八万円
 - (五) 学校給食費補助金 一、〇〇〇万円
 - (六) 機械貸与費 五、〇〇〇万円
- 右決議する。

北海道議会

決議案第七號

(昭和30、8、9原案可決)

議案第四号及び第五十九号に対する附帯決議

右別紙案文の通り提出する。

昭和三十年八月九日

提出者 予算特別委員長 高橋辰男
議長 荒野夫殿

議案第四号及び第五十九号に対する附帯決議

道財政の再建は、国の施策にまつべき点のあることは云うまでもないが、道自体においても積極的な施策を断行することによつて、はじめて健全化の途を辿り

得るものと確信する。

しかるに、知事は、財政再建を口にしながら、その計画をも提示せず、あまつえ義務的経費の計上をおこたりながら議案第五十九号追加予算の提案過程において見らるる如く再建方策については全く無定見であつて真に憂慮に堪えないものがある。

よつて、知事は速かに左の事項について善処すべきである。

- 一 財政再建計画を速かに樹立しこれを本議会に提示すること。
- 二 経費の節減、歳入の確保増収をはかり、産業の振興、民生の安定、なかにずく失業対策等の予算化をはかること。

意見案第一號

(昭和30、7、2原案可決)

商工委員長 森川清君提案

石油精製工場設置促進に関する意見書(陳情書)

北海道における諸産業の振興上、必要不可欠になる石油精製工場を設置せられるよう速かに適切な方途を講ぜられたい。

(理由)

北海道における各種の産業の伸展は本道総合開発の進行に伴い刮目すべきものがあるが、なかならず、これら諸産業に絶対不可欠なる石油製品の需要は、開発の進行と共に年々増大し年間消費量も三十余萬軒に及んでいる現況である。

然しながら、本道には、未だ製油工場が設置されていないため、必要精製油の全量を他府県より購入しており、従つてその価格において他府県に比し、運賃、その他の事情から軒当り重油においては一千円ガソリンにおいては六千円の割高となり、年間に換算すればその額実に数億円に及ぶ負担増を余儀なくされている実情である。

このことは、ただに本道経済界にとつて損失となる許りでなく本道総合開発の推進に一大制約を加える結果となつてゐる。

依つて、これが諸産業の進展を図るため、本道に製油工場を設置せられるよう適切な方途を講ぜられたい。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

総 理 大 臣

通 商 産 業 大 臣

北 海 道 開 発 庁 長 官

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

各 通

(行政庁以外は陳情書とする。)

意見案第二號

(昭和30、7、15原案可決)

北海道の七月水害復旧に関する意見書

右別紙案文の通り提出する。

昭和三十年七月十五日

提出者

議 員

深 山 和 三 郎

同

美 作 三 郎

同

小 島 新 太 郎

同

福 島 新 太 郎

同

塚 本 英 一 郎

同

山 口 常 一 郎

同

五 藤 義 正 郎

同

河 野 辰 男 郎

同

高 橋 石 松 郎

同

高 田 治 郎

同

井 野 正 郎

同

笠 井 幸 衛 郎

同

官 坂 寿 美 雄

同

同

議 長 荒 哲 夫 殿

北海道の七月水害復旧に関する意見書(陳情書)

昭和二十七年の十勝沖震災以来連年打続く風水害、冷害凶作に加え、またまた本年七月本道各地は豪雨出水により水害に見舞われ、甚大な損害を蒙っている状況に鑑み、これが罹災者の救済並びに災害復旧のため、各種資金の融通及び利子補給、既往の災害資金の償還猶予、高率国庫補助金の交付、起債及び特別交付税の増額、政府手持食糧及び国有林風倒木の払下、罹災学童に対する学校給食等について、特別な立法、財政、金融等の総合的措置を急速に講ぜられるよう要望する。

(理 由)

本道は昭和二十七年春の十勝沖震災以来、昭和二十八年の水害及び冷害凶作、昨年五月の暴風雪害、同年の冷害凶作、台風十五号災害等打続く風水害、冷害凶作に加え、またまた本年七月三、四日の豪雨により四市八十二町村の広大な地域にわたり水害に見舞われ、死者、行方不明を併せ四十六人、負傷七十七人の人的損害の外七月十一日までに判明した一応の物的被害総額は九十五億五千七百餘萬圓に達し、更に七月十一日以降十三日までの豪雨により被害が累増し、戦後最大の水害を蒙るに至つた。

道及び関係市町村においては、災害発生と同時に被害地域に対し応急措置を講ずるとともに、関係方面と連絡をとり、罹災者の救護と災害の復旧に全力をあげているが、七月三、四日の水害のみでもその復旧費は国費直轄施行分を除き五十二億八千二百餘萬圓、これに伴うなぎ資金所要額は二十億三百萬圓の膨大な資金を必要とし、四年にわたる打続く災害の累積により極度に疲弊した道及び関係市町村の財政事情の下においては、到底この多額の資金を要する今次大水害の復旧は望み難い実情である。

よつて、国におかれては、今次本道の水害に対し各種資金の融通及び利子補給、既往の災害資金の償還猶予、復旧事業に対する高率国庫補助金の交付、起債及び特別交付税の増額、政府手持食糧及び国有林風倒木の払下、罹災学童に対する学校給食等について特別な立法、財政並びに金融等の総合的方策を急速に講ぜられたいのである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

衆議院議長	北海道開発庁長官
参議院議長	内閣官房長官
内閣総理大臣	食糧庁長官
大蔵大臣	水産庁長官
農林大臣	林野庁長官
建設大臣	中小企業庁長官
厚生大臣	衆議院農林水産委員長
運輸大臣	衆議院建設委員長
通商産業大臣	参議院農林水産委員長
文部大臣	参議院建設委員長
労働大臣	北海道開発局局長
自治庁長官	

各
通
(行政庁以外は陳情書とする。)

意見案第三號

(昭和30、8、4原案可決)

農務委員長 秋山 孝太郎君提出

北海道における、ん菜生産振興に関する 意見書(陳情書)

本道におけるん菜の栽培を一段と伸長し、北方農業経営の安定向上と産業の振興に資するとともに、我が国産鮮の自給度を高めるため地力培養施設及びん菜生産改良施設並びに農業技術の改良普及施設等に対し、速かに財政措置を講じ併せてん菜の製糖工場設置に対しても特段の措置を講ぜられるよう強く要望する。

(理由)

本道におけるん菜が寒地農業確立の上から極めて重要な作物であることは論をまたないが、特に最近二ヶ年にわたる冷害凶作により益々ん菜生産振興の必要性が痛感されるに至つた。加えて昭和二十八年一月にん菜価格の支持と増産奨励を目的として制定された「ん菜生産振興臨時措置法」の施行を契機として本道におけるん菜生産増強の機運は著しく促進されたのである。しかしながら本法によるん菜の支持価格は農家のん菜生産意欲を昂揚せ

しめたとは云え、ん菜増産施設に対しては当初期待した財政投資がなされなかつたため、現在のでん菜栽培面積は本法に基づく第一次五ヶ年計画を下廻つており、今後の順調な生産の伸展は必ずしも期待し得ないものがある。よつて本道における今後のん菜生産を更に振興し農業経営の安定向上を図るには、でん菜畑の地力を増進し、でん菜の生産手段を飛躍的に改良するとともに、これに必要な基礎的試験研究を促進し、栽培技術改良普及及体制の整備強化を図るため関係当局の強力な措置を要望するものである。

又、でん菜の生産振興施設が実現された場合においては既設工場のみをもつてしてはその処理に應じられず当然製糖工場の新設を必要とする結果となるので、これが工場新設について政府資金を融通するよう併せて要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

内閣総理大臣	各 通 (行政庁以外は陳情書とする。)
農林大臣	
通商産業大臣	
大蔵大臣	
衆議院議長	

参議院議長

意見案第四號

(昭和30、8、9原案可決)

水産委員長 井野 正 揮君提出

内浦湾における陸上自衛隊対空射撃演習場 使用計画中止に関する意見書(陳情書)

今次、長万部町字静狩地区に、陸上自衛隊対空射撃演習場を設置し、内浦湾の一部海域を同演習地として使用せんとする問題が、自衛隊北部総監部と内浦湾海域の地元関係者間に交渉が進められ、関係海域の中長万部町及び八雲町の五漁業協同組合と、自衛隊北部方面総監との間に既にこれが調印が行われ、演習実施に

發展途上にある本道総合開発の推進を阻害することとなり誠に憂慮に堪えない。

よつて政府においては石炭化学工業の振興を計り特に本法実施に伴う労働問題の重要性を深く認識せられるとともに失業者並びに中小炭鉱に対する救済のため

の萬全の措置を早急に講ぜられるよう強く要望する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 打 夫

内閣総理大臣
大蔵大臣
内閣官房長官
衆参議院議長
通商産業大臣
労働大臣
中小企業庁長官
経済企画庁長官
札幌通商産業局長
北海道知事

各
通（行政庁以外は陳情書とする）

常任委員会

議会運営委員会

○六月三十日 午前十一時七分、議長室において開議。

① 議案第一号、第二号、報告第一号乃至第四号は総務委員会付託に決定。

② 議案第三号の取扱い方について協議。

③ 遠藤議員（社）より通告の緊急質問の取扱い方並びに今後の緊急質問の取扱い方について協議。

④ 議長より、地方自治法改正反対並びに地方財政再建促進特別措置法案に対する動きについて経過を説明、本件については各党で協議することとし、

⑤ 議長より、千島、齒舞諸島返還、北方漁業拡大促進国民大会開催について経過を報告。

⑥ 町村合併促進審議会委員の推薦については各党で協議すること、

⑦ 本日の本会議は午後一時に開会することとし、午前十一時四十七分一旦休憩、午後三時五十分再開。

⑧ 遠藤議員（社）の緊急質問は撤回すること、知事説明に対する質疑は各党行わないことに決定。

⑨ 町村合併促進審議会委員推薦の方法は従来のとおりとすることに決定。

⑩ 議案第三号の取扱い方について各党で協議することとし、午後四時十分休憩、午後六時三十分再開。

⑪ 議案第三号は明日議決することとし、明日の日程は日程第一議案

第三号に変更することに決定。

⑫ 本日の本会議は午後六時四十分再開することとし、午後六時三十分散会。

○七月一日 午後二時四十分、議長室において開議。

① 直ちに本会議を開き時間延長を行うこととし、午後二時四十三分休憩、午後五時二十六分再開。

② 議案第三号は本日議決することに決定。

③ 本日の議事は、議案第三号の議決を行い、その他は明日に持越すこと、本会議は午後五時四十分再開することとし、午後五時三十六分散会。

○七月二日 午前十一時四十三分、議長室において開議。

① 地方自治法改正反対に関する決議並びに地方財政再建促進特別措置法案修正要望の問題について協議を行い、地方財政再建促進特別措置法案修正要望に関する決議の案文を配布することとした。

② 会期延長の問題、休会中の日額手当の返上等について意見の交換があつて、午後零時二十分休憩、午後零時四十分再開。

③ 地方自治法改正反対に関する決議、地方財政再建促進特別措置法案修正要望に関する決議については各党において協議することとし、

④ 会期延長の問題、休会中の費用弁償の問題については議長において検討するとともに各党においても協議することとした。

⑤ 午後二時に議運を再開する予定とし、各党議員会の模様により議運再開が困難の場合は議運を開かずに本会議を開議し時間延長を行うこととし、午後零時四十四分休憩、午後四時四十分再開。

⑥ 意見案第一号石油精製工場設置促進に関する意見書を上程することと決定。

⑦ 地方自治法改正反対に関する決議並びに地方財政再建促進特別措置法案修正要望に関する決議の扱い方について各党の意見を持ち寄り協議を行い、本件についてはなお後刻協議することとし、

⑧ 会期延長に関する各党の意見について協議を行い、本件についてもなお後刻協議することとし、午後五時二十八分休憩、午後七時十七分再開。

⑨ 地方自治法改正反対に関する決議、地方財政再建促進特別措置法案修正要望に関する決議並びに会期延長の問題について各党で協議した結果について協議を行い、午後七時三十五分休憩、午後九時五分再開。

⑩ 本日の議事は、日程第一議案第一号、報告第一号乃至第四号を総務委員長報告の後、議案第一号は異議なきやを諮り、報告第一号乃至第四号は起立採決により議決すること、次に日程に追加し町村合併促進審議会委員推薦の件は議長より諮つて秋山(協ク)西野(民)中牧(自)高橋(辰)(社)の各議員を決定すること、追加日程第二議案第一号及び第二号については、第一号について橋本(清)議員(社)、第二号について佐野議員(社)より趣旨弁明の後賛成、反対討論各一名宛行つて、起立採決により議決すること、追加日程第三意見案第一号は商工委員長の趣旨弁明の後議決することとした。

⑪ 会期延長に関する動議提出について協議を行い、午後九時二十分休憩、午後九時二十八分再開。

⑫ 会期延長並びに休会の動議を河野議員(社)より、閉会の動議を中山議員(民)よりそれぞれ提出、討論を省略、起立採決により議決することとし、

⑬ 本会議は準備ができ次第再開することとし、午後九時三十三分散会。

○七月七日 午前十一時二十五分、議長室において開議。

① 議長より、今次水害発生に関し議連招集の経緯について説明、ついで議事課長より、休会中本会議を開議できない理由について説明。

② 本日の会議の進め方は、まず議連で方針を決め、常任委員長会議で委員会招集について説明、次に全員協議会で被害状況と応急措置について理事者より説明聴取、次に各常任委員会を開いて協議、次に各党会議を開いて特別委員会の設置、現地調査、中央折衝等について協議、再び議連を開いて協議決定すること。

③ 特別委員会の委員数については各党において協議することとし、午前十一時五十分一旦休憩、午後二時四十分再開。

④ 常任委員長会議の結果について協議、先刻の議連決定のとおりするることとし、午後二時五十二分休憩、午後六時十分再開。

⑤ 特別委員会の委員数について協議、暫時休憩、午後六時二十五分再開。

⑥ 特別委員会の委員数は二十三名に決定、午後六時二十八分一旦休憩、午後七時二十分再開。

⑦ 特別委員会の委員の氏名を報告、午後七時二十五分散会。

○七月十五日 午前十一時二十四分、議長室において開議。

① 水害見舞金御下賜に対する御礼言上決議の上程、採決は起立の方式によることに決定。

② 意見案第二号北海道の七月水害復旧に関する意見書は全員提出の形で議連委員の連名で提案することに決定。

③ 決議案第三号水害対策特別委員会設置に関する決議について協議、七月十一、十二日の災害は併託することに決定。

④ 本日の議事順序は、(1)知事の七月水害状況報告、(2)御礼言上決議、(3)意見案第二号の議決、(4)決議案第三号の議決及び委員選任、(5)日

程第一議案第二号を総務委員長報告の後議決、(6)追加議案を一括上程、知事の施政方針演説、知事の追加議案説明の後休憩とすること決定。

⑤ 本会議は午後一時より開議することとし、午前十一時五十分一旦休憩、午後四時五十分再開。

⑥ 七月十六日より二十日まで五日間休会、二十一日再開とすること決定。

⑦ 議案第二十八号は本日総務委員会付託とすることに決定。

⑧ 神奈川県において開催の国体協賛の全国議員野球大会には参加しないことに決定。

⑨ 本会議は午後五時二十分再開とし、議案第二十八号の委員会付託を行い、休会を決定して散会とすることとし、午後五時十五分散会。

○七月二十一日 午前十一時二十九分、議長室において開議。

① 本日の議事は、(1)追加議案の上程、(2)教育長の教育行政方針演説、(3)上斜里村町制施行について総務委員長報告の後議決、(4)代表質疑の順序とすること。

② 追加議案第四十四号乃至第五十二号については提案理由の説明を省略することに決定。

③ 本会議は五分後に開議し、上斜里村町制施行の件まで終つて休憩し、議連を再開することとし、午前十一時四十分休憩、午後一時二十分再開。

④ 代表質疑は井野(社) 大久保(民) 佐久間(自) 各議員の順序、代表質疑を本日何名行うかについて協議、暫時休憩、午後一時四十分再開。

⑤ 本会議は午後一時五十分再開、井野(社) 大久保(民) 議員の代表質疑を行い、佐久間議員(自)の都合により引続きできない場合は議長に連絡して一旦休憩することとし、一旦休憩、午後五時四十

七分（議場廊下において）再開。

- ⑥ 代表質疑の続行について協議、暫時休憩、午後五時五十五分再開。
- ⑦ 佐久間議員（自）の代表質疑を本日举行することに決定、午後五時五十六分散会。

○七月二十二日 午前十時四十三分、議長室において開議。

- ① 一般質疑の順位は社会党が一つ、削つて繰上げ、十番までとすることに決定。
- ② 一般質疑の各派割当時間は一人当り五分とすることに決定。
- ③ 本日の代表質疑は田呂（協ク）泉谷（公）塚田（労）各議員の順序、本会議は午前十一時十分の開議し、田呂議員（協ク）の質疑に對する答弁を終つて一旦休憩とすることに決定、午前十一時十六分休憩、午後二時三十二分再開。
- ④ 公安委員長が二十六日まで上京、松下公安委員が代つて答弁することゝ承、本会議は代表質疑を続行することとし、午後二時三十五分散会。

○七月二十三日 午前十一時九分、議長室において開議。

- ① 一般質疑は七月二十六日まで終らせることの申し合せを決定。
- ② 本日の一般質疑は三名とし、午前中に児見山議員（社）の質疑を終り、一旦休憩して、再開後川村（社）阿部（自）議員の質疑を続行することとし、午前十一時十九分散会。

○七月二十五日 午前十一時六分、議長室において開議。

- ① 本日の本会議は午前十一時三十分より開議し、天谷議員（協ク）の一般質疑を終つて一旦休憩することとし、午前十一時八分休憩、午後二時再開。
- ② 本会議は午後二時三十分より再開し、津川（社）杉本（自）渡部

（社）各議員の一般質疑を続行することとし、午後二時七分散会。

○七月二十六日 午前十一時十五分、議長室において開議。

- ① 本日の一般質疑は坂下（社）山内（労）岡田（社）各議員の順序で行うこと。
- ② 予算特別委員会を設置することに決定、委員数については各党において協議すること、特別委員会設置の動議は従来の慣例のとおりとすることに決定。
- ③ 本会議は午前十一時四十分より開議することとし、午前十一時三十七分休憩、午後一時四十三分再開。
- ④ 予算特別委員会の人数は三十一名とすることに決定。
- ⑤ 議案の付託は事務局案のとおりとすること、日程第二議案第三十六号は即決とすることに決定。
- ⑥ 本会議は午後二時より再開し、追加議案に對する知事説明の後一旦休憩することとし、午後一時五十四分休憩、午後六時六分再開。
- ⑦ 佐々木議員（公）より議事進行について発言があり、民主、自由、公正の各党委員が退席したため定数を欠いて流会となる。

○七月二十七日 午後一時三十分、議長室において開議。

- ① 会期延長は七月二十八日より八月五日まで九日間とし、七月二十八日より八月三日まで休会とすること、休会中に必要を生じた場合は議長において緊急招集を行うことの議決することに決定。
- ② 本日の本会議終了後に日中貿易促進議員連盟の結成式を行うことを了承。
- ③ 本日の議事は冒頭に後志支庁々舎焼失について総務部長より報告を聴取することとし、午後二時休憩、午後二時三十六分再開。
- ④ 本日提案の議案第五十三号乃至第六十号については、知事の提案説明を聴取の後委員会付託を行い、質疑は委員会において行うこと

に決定。

- ⑤ 議案第五十三号、第五十七号、第五十九号、第六十号は予算特別委員会に併託、第五十四号は農務、第五十五号、第五十六号は商工、第五十八号は林務の各委員会にそれぞれ付託することに決定。
- ⑥ 会議規則の改正については休会中に議運を開いて検討すること、
- ⑦ 本会議は直ちに開議することとし、午後二時四十六分散会。

○八月三日 午後一時五十二分、議長室において開議。

- ① 会議規則の改正案について議事課長より説明を聴取の後、この取扱い方については全面的改正を行うか部分的改正を行うかを今会期中に各党において決定し、また条文については議運委員に一任することを各党において決定し閉会中に議運で原案を作成することとした。
- ② 議会食堂運営要項について庶務課長より説明を聴取の後、業者との賃貸契約等について協議を行い、暫時休憩、午後三時十五分再開、
- ③ 食堂運営については一般人の利用も許し、賃貸契約により使用料を徴収することに異議なく、議長において善処することとした。
- ④ 理事者より申し入れの会議等に議場使用の問題について協議、知事会議等特殊な場合には使用を許すこともあり得るということとし、午後三時二十七分散会。

○八月四日 午後一時二十七分、議長室において開議。

- ① 決議案第四号、意見案第三号は本日上程することに決定。
- ② 駐留軍及び自衛隊施設対策委員会委員六名推薦の件に関する各派割振りについては各党において協議することとし、午後一時五十分休憩、午後二時三十二分再開。
- ③ 追加議案の知事説明聴取後議場内で暫時休憩し、質疑の有無を確かめ、再開することとし、

- ④ 議案第六十一号、第六十二号は予算特別委員会に併託、第六十三号は林務、第六十四号、第六十七号は総務、第六十五号、第六十六号は建築、第六十八号は治安、第六十九号は衛生、第七十号は農務の各委員会にそれぞれ付託することに決定。

- ⑤ 本日の議事は日程第一追加議案に対する知事説明、質疑、委員会付託、日程第二議案第三十四号の委員長報告後議決、日程第三請願審査の件及び日程第四陳情審査の件、日程第五決議案第四号を趣旨弁明の後議決、日程第六意見案第三号を趣旨弁明の後議決、という順序とすること。

- ⑥ 本会議は直ちに開議することとし、午後二時三十八分散会。

○八月五日 午後二時三十四分、議長室において開議。

- ① 会期は八月六日より九日まで四日間延長し、六日は休会（七日は日曜日）とし、八日に本会議を再開することに決定。
- ② 本日は会期延長を行つて直ちに散会することとし、午後二時四十分休憩、午後三時十五分再開。
- ③ 駐留軍及び自衛隊施設委員会委員の推薦について協議、本件については八日に協議することとした。
- ④ 石炭企業合理化法案成立に伴い、失業救済、中小炭鉱救済等の要望意見書の提出について協議を行い、暫時休憩、午後三時三十一分再開。

- ⑤ 道政議員連盟の結成に伴い議員控室並びに議席の移動を決定。

- ⑥ 失業救済、中小炭鉱救済等要望意見書の提出については各党において協議することとし、午後三時五十六分散会。

○八月八日 午後一時五十四分、議長室において開議。

- ① 道政議員連盟より申し入れの議席の変更について協議を行い、暫時休憩、午後二時五分再開。

② 議席の変更については五日決定のとおりとすることを了承。

③ 会議案第一号については会長会議で取扱い方を協議することとし、

④ 本日は追加議案として、人事関係の議案のみを上程することとし、午後二時二十五分散会。

○八月九日 午後一時五十七分、議長室において開議。

① 本日の議事は日程第一予算特別委員会付託案件の委員長報告と決議案第七号の趣旨弁明を併せ行い、次に決議案第五号の趣旨弁明、決議案第六号の趣旨弁明、次に討論はまず決議案第五号、第六号に反対、決議案第七号に賛成の討論、ついで決議案第五号、第六号に賛成、決議案第七号に反対の討論、次に採決はまず議案第四号及び第五十九号について起立採決、ついで決議案第五号、第六号について起立採決、議案第七号について起立採決、その他の議案については異議なきやを諮ることとした。日程第二常任委員会付託案件については文教、総務、建築、農務、水産、衛生、商工、林務、治安の順に各委員長報告を行い、異議なきやを諮つて議決すること。日程第三諸願審査の件及び日程第四陳情審査の件は一括議題とし委員長報告を省略、委員会決定のとおり決することを諮ること。日程第五議案第七十一号乃至第七十五号の扱い方については後刻決定すること。日程第六會議案第一号は趣旨弁明の後総務委員会に付託し閉会中継続審査とすること。日程第七意見案第四号は水産委員長の趣旨弁明の後議決すること、なお意見案第五号については休憩中に案文を検討することとした。日程第八閉会申請願、陳情審査の件及び日程第九閉会中事務継続審査の件は一括議題とし、本案は委員会に對しそれぞれ継続審査又は調査を付託することとした。

② 駐留軍及び自衛隊施設対策委員会委員の推せんについては、社会、道政は各二名、協同、労農は各一各宛とし、名簿は後刻提出す

ることとした。

③ 會議規則の改正については閉会中審査を行うこととし、各党においては議運委員に一任することとした。

④ 本會議は直ちに開議し時間延長を行つて一旦休憩することとし、午後二時三十八分休憩、午後四時五十二分再開。

⑤ 日程第五議案第七十一号乃至第七十五号は一括議題とし、第七十一号乃至第七十三号は反対の討論を行つた後起立採決、第七十四号、第七十五号は異議なきやを諮つて議決することとした。

⑥ 日程第七意見案第四号、第五号は一括議題とし、意見案第五号は趣旨弁明を省略し朗読の後議決することとした。

⑦ 知事は来庁の厚生大臣に陳情を行うため本會議中に席を外すことを了承。

⑧ 本會議は準備でき次第再開することとし、午後五時三分散会。

總務委員会

○七月一日 午後一時三十分、第二委員長室において開議。

① 宮北委員長(社)より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第二号久遠郡貝取淵村及び久遠村を廢しその区域をもつて大成村を置くの件については現地調査を行うこととし、議案第一号は原案可決、報告第一号乃至第四号(期末手当に関する専決処分報告の件)については総務部次長の説明聴取の後、暫時休憩、午後二時十四分再開。

② 報告第一号乃至第四号について塚田委員(労)より知事又は総務部長の出席要求があつて、暫時休憩、午後二時三十四分再開。

③ ついで塚田委員(労)より、期末手当〇・〇五の繰上げ支給の問題について質疑があり、総務部長より答弁、暫時休憩、午後二時五

十分再開。

④ ついで塚田（労）西野（民）委員より、期末手当〇・〇五の繰上げ支給の問題について繰返し質疑があり、総務部長より答弁、ついで塚田委員（労）より、期末手当〇・〇五の繰上げ支給方について要望があり、委員長より原案を承認することに異議なきやを諮つたが、塚田委員（労）より承認に反対の旨の発言があつて、起立による採決の結果、起立多数にて承認議決に決定。

⑤ 次に先刻現地調査を行うことに決定した貝取淵村及び久遠村に対する委員派遣について諮り、塚田（労）麻里（公）糸川（社）各委員を派遣することに決定、午後三時十分散会。

○七月二日 午後二時五分、議長室において開議。

二瓶副委員長（協ク）より、付託議案審査の経過並びに結果についての委員長報告文案について諮り、林委員（民）より「承認する外なし」という語句の訂正について意見があり、語句を訂正の上、報告することに決定、ついで副委員長より、塚田委員（労）より報告第一号乃至第四号に対する反対討論を行う旨の申し入れがあつた旨を述べ、午後二時三十分散会。

○七月七日 午後四時三十六分、第三委員室において開議。

宮北委員長（社）より、今次水害による被害状況について説明を求め、総合開発企画本部長より説明を聴取、田呂（協ク）井川（民）塚田（労）高田（社）各委員及び二瓶副委員長（協ク）より、被害状況の資料並びに水害対策特別委員会設置の問題について質疑及び意見の交換が行われ、被害状況集計の見通し等については、企画課長より答弁、特別委員会設置については議運に一任すること、また今後正式に特別委員会設置が議決されるまでの間に中央折衝、現地調査等が行われる場合の処置については委員長に一任することと

し、午後五時二十七分散会。

○七月八日 午前十時四十分、第三委員室において開議。

① 宮北委員長（社）より、石炭手当に対する所得税の免税に関する中央折衝の経過について報告を求め、高田委員（社）より報告があつて、本問題については今後状勢の推移により対処して行くこととし、

② 次に久遠村及び貝取淵村の合併に関する現地調査の結果について塚田委員（労）より報告があり、ついで議案の審査に入り、議案第二号は原案可決に決定。

③ 次に美国町及び余別、入舸両村の合併に関する現地調査について諮り、派遣委員に宮北委員長（社）糸川（社）田呂（協ク）委員を決定、午前十一時三十二分散会。

○七月十五日 午前十一時四十三分、第二委員室において開議。

① 二瓶副委員長（協ク）より、追加提出の議案第四号乃至第四十三号、報告第十号、第十一号について説明を求め、総務部次長より説明を聴取、暫時休憩、午後三時四十八分再開。

② ついで今後の追加提案予定について説明を聴取、これについては議会再開当日に聴取することとし、

③ 次に美国町外二村の町村合併問題について地方課長より説明を聴取、午後四時四十五分散会。

○七月二十一日 午前十時五十分、第二委員室において開議。

① 宮北委員長（社）より、上斜里村を町とする件について現地調査の結果について報告を求め、高田委員（社）より報告があつて、付託議案の審査に入り、議案第二十八号斜里郡上斜里村を町とするの

件を議題とし、本件は原案可決に決定。

- ② 次に追加提議案第四十四号乃至第五十二号について財政課次長より説明を聴取、塚田委員（労）二瓶副委員長（協ク）より、ボーリング手数料条例の一部改正について質疑があり、工鉱課次長より答弁、また高田委員（社）より、信用保証協会に対する今日までの道の貸付金額並びに今回の増額貸付により信用保証の枠が増加するかどうかについて質疑があつて（答弁は後刻求めることとし）、午前十一時十五分散会。

○七月二十六日 午後三時五十分、第二委員室において開議。

- ① 宮北委員長（社）より、追加議案第五十三号乃至第六十号について説明を求めたが、田呂（協ク）塚田（労）委員より、追加議案の知事説明が終つてから議案の事前審査を行うという結果になつたことは了承できない旨の発言があり、委員長及び総務部長より、その事情について説明があつて、暫時休憩、午後四時二十分再開。
- ② ついで追加議案の説明を聴取するかどうかについて諮り、塚田委員（労）より、予算委員会で質疑を行う旨の発言があつて、委員長より、そのように取計いたい旨を述べ、午後四時二十九分散会。

○七月二十七日 午前十一時十八分、副議長室において開議。

- ① 宮北委員長（社）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、まず今朝の後志支庁々舎の火災について総務部長より報告を聴取の後、議案第三十一号、第三十三号、第四十五号、第四十六号は原案可決、陳情第七十四号は採択、同第四十五号、第四十八号は不採択、請願第七十号、第八十二号、陳情第一号乃至第三号、第四十七号、第八十六号は継続審査、陳情第四十六号は議会の会議に付するを要しないものと決定、一旦休憩、午後四時三十分再開。
- ② 次に地方税法改正に伴う道税条例の改正について税務課長より説

明を聴取、午後四時五十一分散会。

○八月四日 午前十時五十八分、第三委員室において開議。

- ① 日頭、北海道簡易水道協議会長より、簡易水道事業に対する道費補助について陳情を聴取。
- ② 宮北委員長（社）より、追加提議案第六十二号乃至第七十号について説明を求め、総務部長より説明を聴取、塚田委員（労）より、木材業者の登録見込数、遊興飲食税徴収の困難性等について、中牧委員（自）より、入湯税の徴収問題、遊興飲食税の領収書発行問題等について、掘委員（社）より、木材業者の登録と既存業者擁護の問題について、西野委員（民）より、木材業者及び製材業者の登録条例制定の意図と登録を怠つた場合の罰則等について、高田委員（社）より、木材業者及び製材業者の登録条例制定と登録の指導について質疑があり、税務課長、林業指導課長よりそれぞれ答弁、
- ③ 次に総務部長より、後志支庁々舎復旧費の半額は起債により残りは今年度の災害復旧費を引き当にして今年中に復旧することについて説明があつて、午後十一時四十分散会。

○八月五日 午前十一時二分、議場において開議。

宮北委員長（社）より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第六十四号、第六十七号は原案可決に決し、午後零時一分散会。

○八月九日 午後一時二十五分、第一委員室において開議。

- ① 宮北委員長（社）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第七十号、第八十二号、陳情第一号乃至第三号、第四十七号、第八十六号、第九十一号、第九十八号、第一百二十二号、第一百三十一号、第一百三十九号、第一百四十五号、第一百五十六号、第一百六十七号、第一百七十一号、第一百八十四号は継続審査に決し、

- ② 次に委員長より、会議案第一号については、当委員会に付託され閉会中継続審査となる模様について了承を求め、
- ③ 次に閉会中の事務調査について諮り、(1) 地方交付税の増額交付、国庫補助金の補助率引上げ及び起債枠の拡大等による財源確保に関する件、(2) 地方税法の一部改正に伴う道税徴収の見通し等に関する件、(3) 石炭手当免税特別措置に関する法律制定の件について閉会中事務調査を行うことに決定、午後二時十一分散会。

○八月三十一日 午後一時三十四分、第三委員室において開議。

- ① 宮北委員長(社)より、付託案件の審査を行う旨を述べ、請願第七十号、第八十二号、陳情第三号、第八十六号、第八十八号、第九十九号、第九十八号、第九十七号、第九十一号、第九十四号は採択に決し、
- ② ついで会議案第一号を議題とし、本件の取扱い方について協議を行つた後、関係資料の提出要求があつて、午後三時二十四分散会。

建築委員会

○七月七日 午後五時三十分、第三委員室において開議。

糸川委員長(社)より、今次水害による住宅関係の被害状況について説明を求め、住宅課長より説明を聴取、水害対策特別委員会の設置については議運に一任することを委員長より申し入れることとし、午後五時四十分散会。

○七月八日 午前十一時三十四分、第三委員室において開議。

- ① 糸川委員長(社)より、北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正に関する経過について説明を求め、住宅課長より説明を聴取、中牧委員(自)より改正を促進すべき旨の意見があり、本件について中央折衝を行うこととし、派遣委員に糸川委員長(社)塚田(労)中牧(自)委員を決定。
- ② 次に住宅建設公社代表者より、アパート建築に対する融資問題について説明を聴取。
- ③ 次に寒地建築研究所設置に関する条例制定について住宅課長より説明を聴取、午後零時三十九分散会。

○七月二十七日 午後四時五十三分、第二委員室において開議。

糸川委員長(社)より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第三十七号、第三十八号は原案可決、第三十二号、第五十号乃至第五十二号は同意議決に決し、第四十四号に対する審査は明日行うこととし、午後六時三十六分散会。

○七月二十八日 午前十時五十四分、第二委員室において開議。

- ① 糸川委員長(社)より、北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正について説明を求め、建築部長より説明を聴取、ついで付託案件の審査に入り、議案第四十四号を議題とし、暫時休憩(休憩中協議会を開いて議案第四十四号の審査を行い)、午前十一時五十四分再開。
- ② ついで議案第四十四号は原案可決、陳情第七十七号は採択に決し、午後零時六分散会。

○八月五日 午後零時八分、議場において開議。

- ① 糸川委員長(社)より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第六十五号、第六十六号は原案可決に決し、

② 次に昭和三十一年度北海道住宅施設費概算要求について住宅課長より説明を聴取。

③ 次に道内公営住宅建設状況調査については委員長一任とすることに決し、午後零時十八分散会。

○八月九日 午後二時十七分、第二委員室において開議。

糸川委員長(社)より、七月二日議長の承認を得て調査中であつた北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正は国会において成立したので最終報告を行うことについて諮り、異議なく報告書を了承、ついで防寒住宅の建設促進について閉会中事務調査を行うため議長の承認を求めることとし、午後二時三十分散会。

水産委員会

○七月七日 午後四時四十八分、議長室において開議。

井野委員長(社)より、今次水害における水産部所管の被害状況について説明を求め、水産部長より説明を聴取、山内委員(労)より昆布等の水産製品の被害について、川村委員(社)より、日高支庁管内における浅海増殖関係被害の今後の見込について質疑、応答があり、ついで水害対策における議会を一本とした中央折衝、現地調査等の委員派遣については委員長一任とすることとし、午後五時二十分散会。

○七月二十日 午後一時三十分、第三委員室において開議。

① 井野委員長(社)より、水産部の懸案事項について水産部長より

発言を求められているのでこれを聴取する旨を述べ、春鯨凶漁対策、さんま漁業解禁日の問題、中部千島鮭鱒漁業の漁期の問題等について水産部長より説明、松平委員(自)より、鮭鱒漁業の漁期について、委員長より、鮭鱒漁業の取締り状況、中部千島における遭難船数等について、高橋(源)委員(民)より、鯨の凶漁対策について質疑があり、答弁の後、委員長より鯨の凶漁対策に関する資料の提出を要求。

② 次に川村委員(社)より、噴火湾地域を自衛隊の演習基地とする問題についてその経緯並びに水産部長の見解を求める旨の発言があつて、本件について水産部長より説明、井野委員長(社)黒沢副委員長(社)西村委員(社)より、本問題に対する道の積極的指導措置の必要について意見があり、川村委員(社)より、本問題について道の調査方を要請すると共に本委員会において現地調査を実施すべき旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、この動議については後刻協議することとし、

③ 次に陳情の審査に入り、陳情第四号乃至第六号、第十号、第十一号は採択、同第七号は不採択に決定。

④ 次に先刻の川村委員提出の動議について諮り、理事者に対して本件の調査を実施すること並びに自衛隊に対し正規のルートにより折衝すべきで今回の措置は遺憾である旨の申し入れを行うべきことを要請すること、委員会としては議長に事務調査の承認を求め現地調査を行うことに決定。

⑤ 次に北見青果卸売市場代表者より、北見青果卸売市場に対し魚介海藻類水産加工品の取扱認可について陳情を聴取。

⑥ 次に噴火湾問題調査に対する派遣委員並びに日程等については委員長一任とすることに決し、午後四時三十五分散会。

○八月三日 午前十時四十八分、第三委員室において開議。

① 冒頭、道漁連会長より、道漁連の再建整備に対する協力方について陳情を聴取。

② 井野委員長（社）より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第三十五号北海道水産物検査条例の一部を改正する条例制定の件を議題とし水産部長、製品課長より説明を聴取の後、各委員より質疑、応答があつて、暫時休憩（休憩中、鮭鱒定置漁業者代表より、北洋独航船出漁に対する許可について陳情を聴取）、午後二時四十分再開。

③ 休憩前に引続き審査を続行、議案第三十五号は原案可決に決定。

④ 次に噴火湾演習場問題に対する調査報告書について諮り、大島委員（民）より、報告書に対する語句の挿入について希望があり、委員長よりそのように扱うこととし、ついで調査意見の調整は明日行うこととして、午後三時五十分散会。

○八月四日 午後三時五十分、第二委員室において開議。

① 井野委員長（社）より、昭和三十一年度漁港関係予算について説明を聴取する旨を述べ、水産課長より説明を聴取。

② 次に噴火湾演習場問題を議題とし、本問題に対する「道理事者の適切妥当な指導を欠いた」との調査意見に対し、理事者のとつた措置について水産部長より説明を聴取、川端（公）阿部（自）大島（民）山内（労）各委員より、本問題に対して水産部のとつた態度について質疑及び意見があつて、水産部長より答弁、ついで本問題に対する結論については明日委員会を開いて協議することとし、午後五時三十分散会。

○八月六日 午前十時三十分、第二委員室において開議。

① 井野委員長（社）より、噴火湾演習場問題を議題に供し、大島（道政）高橋（源）（道政）山内（労）徳中（道政）坂下（社）川端（道

政）各委員及び黒沢副委員長（社）より、本問題に対する自衛隊との話し合いの必要並びに結論の打ち出し方等について意見の交換があつたが、結論に至らず黒沢副委員長（社）より、本問題に対する質疑は打ち切り、直ちに結論を出されたい旨の動議を提出、動議成立して、暫時休憩（休憩中協議の結果、内浦湾における陸上自衛隊対空射撃演習場使用計画中止に関する要望決議の案文について意見の一致をみた）、午後二時再開。

② ついで黒沢副委員長（社）より、休憩前に提出の動議を撤回、委員長より内浦湾における陸上自衛隊対空射撃演習場使用計画中止に関する要望決議の提出について諮り、異議なくそのことに決定。

③ 次に川端委員（道政）より、鮭鱒漁業の安定対策の樹立と中央要請について、川村委員（社）より、四十八度以南の鮭鱒漁業における本道内地船の比率、北洋漁業に対する道の方針と中央折衝の結果、違反船の状況等について、阿部委員（道政）より、鮭鱒漁業安定対策は水産庁より連絡がある前に樹立の上その実現方について中央折衝すべき旨の意見及び質疑があり、水産部長より答弁、委員長より、本件については水産部において安定対策を立てて二十五日までに提出されたい旨を述べ、次回委員会を八月二十五日に開くこととし、午後三時五十分散会。

○八月二十五日 午後一時五十分、第三委員室において開議。

① 冒頭、石狩地区鮭鱒流網漁業代表より、同地区鮭鱒流網漁業転換における暫定措置としての制限撤廃方について陳情を聴取。

② 井野委員長（社）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第七十三号、第五百五号、陳情第八号、第九号、第五十九号、第一百十九号、第一百九十一号は採択、陳情第六十一号、第一百八十三号は継続審査、同第五百四十四号は議会の会議に付するを要しないものと決定。

③ 次に鮭鱈漁業安定対策案を議題とし、まず水産課長より説明を聴

取、ついで川端委員（道政）より、本案は鮭鱈定置網漁業転換対策に偏している点不本意であり、また漁船大型化の屯数制限は撤廃すべきである、四十八度流網漁業の安定対策を第一にとり上げ然る後に定置網漁業対策をとり上げるべきで、案文の練り直しが必要である旨、委員長より、漁区拡張の根拠及び与論喚起の問題等についても説明が必要であり、また権利を貸している者に対する指導、違反船処分に対する懲戒規程の設定等が必要である旨、阿部委員（道政）より、四十八度鮭鱈流網漁業における海難事故の数、本年三月水産部で発表した北方漁業安全操業対策の具体的動き等について、坂下委員（社）より、本案の具体的内容の再検討の必要について、川村委員（社）より、本案における定置網漁業対策偏重について意見及び質疑があり、水産課長、漁政課長、漁業調整課長よりそれぞれ答弁があつて、案文の練り直しを求めるとし、本案検討のため小委員を選任すること、小委員の数は六名としその人選は委員長一任とすることに決した。（後刻小委員に川村（社）坂下（社）川端（道政）高橋（源）（道政）川瀬（協ク）各委員を決定）

④ 次に再び請願、陳情の審査を続行、請願第百五号、陳情第百九十一号は採択に決し、午後五時五十分散会。

労働委員会

○七月七日 午前五時二十三分、議長室において開議。

山内委員長（労）より、今次水害における労働部関係の被害状況について説明を求め、労働部長より説明を聴取、ついで水害対策における議会を一本とした中央折衝、現地調査等の委員派遣について

は委員長一任とすることとし、午後五時四十分散会。

○七月十六日 午前十一時十五分、第三委員室において開議。

① 山内委員長（労）より、案件に先立ち陳情聴取について諮り、異議なくそのこととし、日鋼室蘭製作所労働組合長より、日鋼室蘭製作所の企業整備による失業対策の実施について陳情を聴取。

② ついで石炭鉱業合理化法案、労働部の機構改革等について労政課長より、失業対策の現状、季節的移動労働者の現況等について職業安定課長よりそれぞれ説明を聴取、大島委員（民）より、日雇労働者の訓練現場の計画とその補導種目について、黒沢委員（社）より、本道労働者の勤労意欲と技術の向上に関する指導啓励について（関連して松平委員（自）よりも同様意見あり）質疑及び意見があり、労働部長、職業安定課長より答弁。

③ 次に陳情の審査に入り、陳情第十四号、第十五号、第五十七号、第七十五号は採択に決定。

④ 次に川端（公）阿部（自）委員より、農林水産業季節労働者の失業保険適用問題について質疑があり、失業保険課長より答弁、大島委員（民）より、本件については委員長において理事者と連絡の上善処されたい旨の意見があつて、異議なくそのこととし、

⑤ 次に全道庁職組調査部長より、職員の昇給昇格実施に協力願いたい旨の陳情を聴取。

⑥ 次に川瀬委員（協ク）より、函館バスのスト早期解決方を理事者に要請することについて動議を提出、賛成あつて動議成立、本件の経緯並びに見通しについて労政課長より説明を聴取、ついで委員長より、本件については早急解決するような方途を講ぜられたい旨の要望があり、労働部長より応答。

⑦ 次に北教組代表者より、教職員の昇給昇格実施に協力願いたい旨の陳情を聴取、ついで川村（社）阿部（自）高橋（源）（民）各委員

より、道職員並びに教職員の昇給昇格問題の取扱い方についてそれぞれ意見があり、本件については委員長において知事に善処方申し入れを行うこととし、午後一時五分散会。

○八月四日 午後五時四十五分、第二委員室において開議。

山内委員長（労）より、函館バスのストについてその経過と対策等について説明を求め、地労委事務局長より説明を聴取、黒沢委員（社）より、組合員の生活状態について、大島（民）川瀬（協ク）委員より、住民の交通確保のための措置について質疑があり、同局長より答弁、坂下委員（社）より、本問題について情勢の推移をみる必要がある旨の意見があつて、労働部長より応答、委員長より、本件については早期解決方について要望があつて、午後六時五十分散会。

○八月二十六日 午前十一時十分第三委員室において開議。

① 山内委員長（労）より、陳情の審査を行う旨を述べ、陳情第百九十号は採択に決し、

② 次に労働事情調査のため胆振、渡島、檜山各支庁管内に委員を派遣することとし、日程等については委員長一任に決し、午前十一時四十分散会。

農務委員会

○七月二日 午前十時四十二分、第二委員室において開議。

① 秋山委員長（協ク）より、昭和三十年度農業関係国費予算獲得中、央折衝経過について報告、ついで事務的折衝経過について農務部長

より説明を聴取、大沢委員（民）より、麦、大豆の採種圃補助額について、増田委員（社）より、温床苗代助成の見直し等について質疑があり、農務部長より答弁。

② 次に請願、陳情の審査に入り、請願第九号は採択、同第十号、陳情第四十一号、第五十四号は継続審査とし後日小委員会を設けて検討することに決し、暫時休憩、午後零時五十八分再開。

③ ついで請願第十一号乃至第十三号、陳情第三十四号、第四十号は採択に決定。

④ 次に杉本議員（自）より、日高ジャージ地区に導入された牛の輸送費と経営の問題について、大沢委員（民）より、乳価の値上げ問題について、高橋（辰）副委員長（社）より、乳業会社の取締りについて質疑があり、農務部長、畜産課長より答弁。

⑤ 次に農業試験場整備拡充の件、甜菜製糖事業振興対策、酪農振興対策、五月水害現地調査等のため道内調査を実施することに決し、調査委員は全委員とし日程は後日きめることとし、午後一時四十三分散会。

○七月六日 午後一時四十分、第二委員室において開議。

① 冒頭、士別市議会議長より、今次水害に対する対策について陳情を聴取。

② 秋山委員長（協ク）より、今次水害の被害状況並びに応急対策について説明を求め、農務部長より説明を聴取の後、橋本（正）副委員長（社）より、鷹泊ダムの放水について担当者の出席要求があり異議なく出席を求めることとし、鷹泊ダムの放水について総合開発企画本部資源調査課長より説明を聴取、橋本（正）副委員長（社）中野（与）（社）新川（労）岩田（自）各委員より、鷹泊ダムの放水問題についてそれぞれ質疑及び意見があり、資源開発課長より答弁、また橋本（正）副委員長（社）より、被害地に対する対策樹立

の見通し並びに農業共済金の適用について質疑があり、農務部長より答弁があつて、暫時休憩、午後三時十五分再開。

③ 休憩中協議したように関係委員会と連絡をとり明日中に今次水害の対策を講ずる態勢を整えるようにすること、また、資料は明日までにまとめるよう理事者に要請すること、なお先日の委員会で決定した道内調査については第二回定例会閉会後に改めて実施することに決し、午後三時十八分散会。

○七月七日 午後二時四十分、第二委員室において開議。

① 秋山委員長（協ク）より、今次水害に対する議会对策協議のため先刻開かれた委員長会議の経過について報告、岩田委員（白）より、本会議を開かなくても全員協議会をもつて協議すべき旨の意見があり、暫時休憩、午後四時四十三分再開。

② 次に今次水害に対する中央の状況について農政課長より説明を聴取、ついで中央に対する要望事項について農務部長より説明、新川委員（労）より、被害数字集計の見通しについて質疑があり、農務部長より答弁、増田委員（社）より、今後の委員会の進め方について意見があつて、暫時休憩、午後五時再開。

③ ついで農務、民生、土木、衛生等水害に直接関連のある委員会を主体として特別委員会を設置することを当委員会の要望として申し入れることとし、特別委員会の設置が議決されるまでは水害に関する中央折衝及び道内調査等に関する委員の派遣、日程等を委員長一任とすることに決定した。

④ ついで橋本（正）副委員長（社）より、被災農家に対する融資並びに救済事業等の対策について要望があり、農務部長、農政課長より答弁があつて、午後五時八分散会。

○七月八日 午前十時十五分、第二委員室において開議。

秋山委員長（協ク）より、水害対策特別委員会が設けられたので今次水害に関しては特別委員会が管掌する旨を述べ、堀野（社）中野（号）（社）増田（社）大沢（民）井口（社）各委員より、特別委員会と当委員会との所管問題並びに今後の委員会の運営について意見の交換があつて、午前十時三十六分散会。

○七月二十七日 午前十時三十分、第二委員室において開議。

① 秋山委員長（協ク）より、農業関係水害対策の結果について説明を求め、農務部長より説明を聴取。

② 次に付託案件の審査に入り、議案第三十四号は原案可決、請願第三十五号、第三十九号、第六十二号、第六十九号、第八十号、第八十六号、陳情第六十八号、第七十一号、第八十二号、第八十三号、第八十七号、第九十五号、第二百二号、第二百十号、第二百十四号、第二百十七号、第二百一十一号、第二百三十号、第二百三十六号、第二百三十八号、第二百四十九号、第二百五十一号は採択に決し、暫時休憩、午前十一時三十五分再開。

③ 次に休憩中に協議を行つた工場増設の前提として寒地農業振興のため甜菜増産に対する国費補助の要請について意見書を提出することを諮り、異議なくそのことに決し、案文は委員長において作成し次回委員会で協議することとし、

④ 次に請願、陳情の審査を続行、請願第十号、第五十八号、陳情第十一号、第五十四号、第六十三号、第九十六号は継続審査に決定。

⑤ 次に先般決定して水害のため中止していた道内現地調査については、改めて後日協議することとし、午前十一時五十八分散会。

○八月四日 午前十時四十分、第二委員室において開議。

① 秋山委員長（協ク）より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第五十四号北海道農家負債整理対策委員会条例制定の件について農

政課長の説明を聴取、新川（労）井口（社）委員及び橋本（正）副委員長（社）より質疑及び意見があつて、答弁の後、暫時休憩、午前十一時二十分再開。

② 休憩前に引き続き議案第五十四号の審査を続行、第三条三項の「北海道議會議員」の文字は正誤表によつて削除し、異議なく原案可決とすることに決定。

③ 次に委員長に案文を一任されていた北海道におけるてん菜生産振興に関する意見書について諮り、異議なく本日提案することに決定、趣旨弁明については委員長一任とすることとした。

④ 次に請願、陳情の審査に入り、請願第六十三号は採択、同第五十八号、第七十七号は継続審査に決し、暫時休憩、午前十一時三十七分再開。

⑤ ついで陳情第八十一号、第六十八号、第七十五号、第八十一号、第八十七号は採択、請願第九十九号、第一百号、陳情第四十一号、第五十四号、第六十三号、第九十六号は継続審査に決定。

⑥ 次に蚕業取締所設置条例を廃止する条例の提案について事前に説明を聴取することとし農業改良課長より説明を聴取。

⑦ 次に水稻の黄化萎縮病の発生に伴う被害状況について農業改良課長より説明を聴取。

⑧ 次に道内農業事情調査について諮り、第一班十勝、網走支庁管内を秋山委員長（協ク）高橋（石）（協ク）山元（民）新川（労）大沢（民）高橋（辰）（社）堀野（社）各委員、第二班空知、上川、宗谷支庁管内を橋本（正）副委員長（社）深山（民）中野（与）（社）増田（社）杉本（自）安達（公）井口（社）各委員、期間はそれぞれ八月十六日より二十一日まで六日間と決定。

⑨ 次に先刻提案することに決定した北海道における甜菜生産振興に関する意見書について中央折衝の必要が生じた場合は、派遣委員等について委員長一任とすることに決し、午前十一時五十八分一旦休

憩、午後三時二十二分再開。

⑩ 次に付託議案の審査を行い、議案第七十号は原案可決に決し、午後三時二十七分散会。

民生委員会

○七月四日 午前十時二十八分、第二委員室において開議。

① 冒頭、母子福祉連合会代表より、母子住宅建設資金について陳情を聴取。

② 井口委員長（社）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第十八号、陳情第十六号、第四十三号は採択、請願第三十一号、陳情第五十三号は継続審査に決定。

③ 次に委員長より、国立療養所における完全看護制度に関する要望及び保育所費用徴収基準改訂に関する要望等の中央折衝経過について報告。

④ 次に高橋（辰）委員（社）より、引揚促進のその後の状況について、新川副委員長（労）より、引揚問題に対する組織化の必要、札幌明啓院の問題等について、中野（与）委員（社）より、民生委員の運営費助成について、大沢委員（民）より、国保診療所補助の見直し等について質疑及び意見があり、民生部長、社会課長よりそれぞれ答弁があつて、午後零時五分散会。

○七月六日 午後三時二十分、第二委員室において開議。

井口委員長（社）より、今次水害の状況と応急対策について説明を求め、社会課長より説明、ついで委員長より日高地方の水害状況

について報告があつて、岩田委員（自）より、今後の対策、被害状況及び要望事項等集計の見通し、恒久対策の樹立等について、新川副委員長（労）より、災害救助法の適用並びに予算措置について質疑及び意見があり、社会課長より答弁があつて、午後三時五十五分散会。

○七月七日 午後五時十分、第二委員室において開議。

井口委員長（社）より、今次水害による中央に対する要望事項について説明を求め、社会課長より説明、中野（与）委員（社）より、今後の対策の確立について、高橋（辰）委員（社）より、農務、民生、土木、衛生の四委員会をもつて特別委員会を構成すべき旨を議運に申し入れることについて、新川副委員長（労）より、特別委員会は関係委員をもつて構成すべき旨議運に申し入れを行うことについてそれぞれ意見があつた後、委員長より、休会中に特別委員会が発足しても申し合せの委員会となるので、中央折衝並びに現地調査等で当委員会より特別委員となつた委員が派遣される場合は当委員会より派遣される形となるので、これが派遣については委員長一任とされたい旨を諮り、異議なくそのことに決し、午後五時三十五分散会。

○七月二十七日 午後一時三十分、第二委員室において開議。

① 新川副委員長（労）より、民生関係水害対策並びに保育料基準の引下げ決定について説明を求め、民生部長、福祉課次長よりそれぞれ説明を聴取。

② 次に請願、陳情の審査に入り、請願第三十七号、第四十号、第十六号、第七十四号、陳情第七十六号、第八十五号、第八十九号、第九十八号、第百五号、第百六号、第百十三号、第百二十号、第百

四十二号、第百四十六号は採択、請願第四十三号、陳情第五十三号は継続審査に決定。

③ 次に在外抑留邦人引揚促進に関する要望決議について、これは四年前にも決議を行つてゐるが今回改選の機会に新たに決議案の提出について諮り、異議なく提出することに決定、文案については各党において検討し今会期中に提案することとし、

④ 次に委員会の事務調査について諮り、(1)中共ソ連引揚に関する援護措置及び引揚疎開住宅確保の件、(2)遺家族国庫債券資金化の件、(3)保育所の整備に関する件について議長の承認を求めることとし、また道内調査等については農務委員会と組合せて調査を行うことに決し、午後二時五分散会。

○八月四日 午後一時二十四分、第二委員室において開議。

① 井口委員長（社）より、在外抑留邦人引揚促進に関する要望決議の提出について諮り、異議なく案文のとおり提出することとし、趣旨弁明については委員長一任とすることに決定。

② 次に請願、陳情の審査に入り、陳情第五十三号、第七十二号、第百八十六号は採択、請願第四十三号は継続審査に決し、

③ 次に先刻提案することに決定した決議案が議決されて中央折衝の必要が生じた場合における派遣委員等については委員長一任とすることとした。

④ 次に道内調査については八月二十五、六日に函館で洞爺丸の慰霊祭が行われるのでこれに出席することとし、これを含めて道南、道東の地方調査を実施することに決し、日程、期間等については委員長一任とすることとした。(後刻第一班釧路国、網走、上川支庁管内を井口委員長（社）深山（民）増田（社）安達（公）杉本（自）各委員、第二班渡島、檜山支庁管内を新川副委員長（労）中野（与）

- (社) 高橋(辰) (社) 橋本(正) (社) 高橋(石) (協ク) 大沢(民) 各委員、第三班渡島、胆振、日高各支庁管内を岩田(自) 秋山(協ク) 山元(民) 堀野(社) 各委員、期間はそれぞれ八月二十四日より二十九日まで六日間と決した)
- ⑤ 次に委員長より、八月十日より十二日まで三日間中島スポーツセンターにおいて全国保育大会が開かれるのでできるだけ出席されたい旨を述べ、午後一時三十五分散会。

商 工 委 員 会

○七月一日 午後零時二十五分、第三委員室において開議。

- ① 冒頭、雄武町電力利用農業協同組合専務理事より、雄武、枝幸発電事業に対する道費補助について、空知生産農業協同組合連合会専務理事より、甜菜工場設置について、それぞれ陳情を聴取。
- ② 森川委員長(社)より、石炭鉱業合理化法案に対する態度について諮り、福島委員(自)より、この法案に反対することにより生ずる弱体鉱山の救済方法並びに失業者対策、信用保証協会の融資の対象にならぬ鉱山数等について質疑があり、工鉱課次長より答弁、和平副委員長(労)より、法案成立により生ずる失業者の統出を防ぐためこれに反対すべき旨、また宮坂委員(民)より、法案に対する研究時間が必要である旨、西川委員(民)より、法案成立と不成立の場合における道内炭鉱に対する影響について研究されたい旨、舟木委員(社)より、結論を打ち出す時期について大体の目度を決めるべき旨の意見があり、更に和平副委員長(労)より、本件については各党において協議の上反対決議の提案について検討し再び委員

- 会を開いて決めるべき旨の意見があつて、そのことに決し、
- ③ 次に石油精製工場設置に関する意見書を提出すること、
- ④ 次に商工委員より委員を出す各種委員会については、協議の結果、信用保証協会業務審議会委員に森川委員長(社) 和平副委員長(労) 宮坂委員(民)、北海道貿易振興委員会委員に森川委員長、北海道観光事業促進協議会委員に森川委員長、北海道鉱業振興委員会委員に森川委員長、和平副委員長をそれぞれ決定。
- ⑤ 次に請願の審査を行い、請願第二十二号は採択に決し、暫時休憩、午後五時五十分再開、直ちに散会。

○七月二日 午後二時五分、第三委員室において開議。

- ① 森川委員長(社)より、石油精製工場設置促進に関する意見書の案文について諮り、異議なく案文のとおり提案することに決定。
- ② 次に石炭合理化法案に対する反対決議について諮り、宮坂委員(民)より、本件は見送るべき旨の意見があつて、暫時休憩、午後二時三十分再開。
- ③ ついで本件については付託案件でないので採決を行わず、議員提案とすることとし、
- ④ 次に宮坂委員(民)より、雄武、枝幸の発電事業に対する融資に関する陳情について発言があつて、本件について工鉱課次長より説明を聴取の後、暫時休憩、午後二時五十四分再開。
- ⑤ ついで本件については後日陳情者関係町村長の出席を求めることとした。
- ⑥ 次に石油精製工場設置の意見書の提出その他の問題について中央折衝を行うこととし、派遣委員に森川委員長(社) 和平副委員長(労) 宮坂委員(民)を決定、午後三時散会。

○七月七日 午後四時五十分、談話室において開議。

① 蒔田臨時委員長（協ク）より、正副委員長不在のため年長の故をもつて臨時委員長をつとめる旨を述べ、今次水害復旧に関する商工部関係の要望事項について説明を求め、商務課長より説明を聴取、

ついで今次災害に関する中央折衝並びに現地調査における委員派遣については委員長に一任することとし、

② 次に福島委員（自）より、被災中小企業者に対する融資について、道下委員（協ク）より、水力発電所の被害について質疑及び意見があり、商務課長、工鉱課次長よりそれぞれ答弁があつて、午後五時散会。

○七月十五日 午前十一時五十分、第三委員室において開議。

森川委員長（社）より、雄武、枝幸発電事業の利子支払延期問題に関する中央折衝の結果について報告を求め、宮坂委員（民）より報告があり、ついで枝幸の払下げ国有林を担保とする条件並びに損失補償の議決について雄武町長より説明を聴取、宮坂委員（民）より、電気料金の収益と経常費の計上額、枝幸における払下げ国有林を担保とする条件と損失補償の議決の問題、農林漁業金融公庫に対する利子支払の問題等について、和平副委員長（労）より、電気料金の一〇%値上げと北電に対する電電契約について質疑及び意見があり、雄武町長より答弁、次に、本件に対する道の融資見通しについて工鉱課次長より説明を聴取の後、本件については代表委員をあげて知事と話し合いをすることとし、午後零時十五分散会。

○七月二十七日 午前十一時三十四分、第三委員室において開議。

森川委員長（社）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第四十七号、第四十八号は原案可決、請願第三十四号、陳情第九十一号、第九十九号、第一百五十三号は採択、請願第六十三号、陳情第八十一号は農務委員会に付託替とすることに決し、暫時休憩、（休憩

中、室蘭市長より、石油工場設置について陳情を聴取、午前十一時五十分再開、直ちに散会。

○八月一日 午後一時五十分、第二委員室において開議。

① 森川委員長（社）より、陳情の聴取を行う旨を述べ、石炭鉱業会理事より、中小炭鉱に対する救済措置について、北炭小樽営業所副所長、札幌菱雄石炭販売株式会社社長より、大手筋の販路に対しても機会均等を与えられたい旨、それぞれ陳情を聴取。

② 次に石油の精製工場設置に関する中央折衝の経過について森川委員長（社）より報告があり、

③ 次に付託議案の審査に入り、議案第五十五号、第五十六号は原案可決に決し、暫時休憩、午後三時十五分再開。

④ 次に道内商工事情調査の実施について諮り、第一班後志、渡島、胆振各支庁管内を八月十五日より二十一日まで七日間、森川委員長（社）と和平副委員長（労）舟木（社）泉谷（公）窪田（社）五藤（社）橋本（清）（社）各委員、第二班十勝、釧路国、網走、上川各支庁管内を八月十七日から二十五日まで九日間、西川（民）岡林（社）道下（協ク）蒔田（協ク）大久保（民）各委員をそれぞれ派遣することに決定、午後三時十七分散会。

○八月五日 午前十一時七分、副議長室において開議。

① 森川委員長（社）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第五十三号、陳情第七十七号は採択、請願第一百一号は継続審査に決し、

② 次に北海道魚菜卸売市場条例に基く審議会委員の選任について諮り、暫時休憩、午前十一時二十五分再開。

③ 審議会委員に森川委員長（社）を決定。

④ 次に請願の審査を続行、請願第九十三号は継続審査に決し、

⑤ 次に和平副委員長（労）より、先般採択となつた請願第三十四号雄武枝幸発電事業に対し道費補助又は融資の件に対する農林公庫の積極的な熱意とこれに対する道の態度について質疑があり、商工部長より答弁があつて、

⑥ 次に先般決定した道内商工事情調査の実施については、第一班窪田（社）橋本（清）（社）五藤（社）舟木（社）各委員 和平副委員長（労）森川委員長（社）、第二班岡林（社）西川（民）大久保（民）福島（自）道下（協ク）泉谷（公）蒔田（協ク）各委員に派遣委員を変更し、午後零時五分散会。

林務委員会

○七月二日 午後一時五十分、第三委員室において開議。

窪田委員長（社）より、風倒木被害状況並びに道内林業状況調査の実施について諮り、期間は七月七日より十一日まで五日間、派遣委員に五藤（社）橋本（清）（社）委員、窪田委員長（社）及び岡林副委員長（社）を決定、蒔田（協ク）宮坂（民）和平（労）森川（社）各委員は不参加、他の委員は未定とし、午後二時散会。

○七月七日 午後五時三分、談話室において開議。

窪田委員長（社）より、今次水害の被害状況並びに対策について説明を求め、林務部長より説明を聴取、ついで今次水害に関する中央折衝並びに現地調査における委員派遣については委員長に一任することとし、道内林業事情調査については議会閉会後に改めて協議することに決し、午後五時十七分散会。

○七月二十八日 午後一時十分、第三委員室において開議。

① 窪田委員長（社）より、陳情の聴取を行う旨を述べ、北海道山林種苗組合専務より、樹苗養成補助金の復活方について陳情を聴取。

② 次に昭和三十年度国立公園予算配分の中央折衝経過について五藤委員（社）より報告があつて、

③ 次に付託案件の審査に入り、議案第五十八号は原案可決、請願第六十四号、第七十二号、陳情第七十七号、第九十二号、第九十三号、第九十五号、第二百二十六号、第四百四十四号は採択に決し、午後一時四十分散会。

○八月四日 午前十一時、第二委員室において開議。

① 窪田委員長（社）より、陳情の審査を行う旨を述べ、陳情第十二号、第十三号は採択、同第九十七号は継続審査に決し、

② 次に道内林業事情調査については九月五日より実施することとし、

③ 次に木材業界における木材引取税の撤廃運動について林務部長より説明を聴取の後、一旦休憩、午後零時五分再開。

④ ついで堀田（自）西川（民）橋本（清）（社）各委員及び岡林副委員長（社）より、木材引取税撤廃による民有林と国有林に対する取扱いの問題と町村への影響等について意見の交換があつて、本問題についてはなお研究することとし、

⑤ 次に堀田委員（自）より、製材施設に対する機械貸与の道費上置の問題、風倒木の価格維持の対策について質疑があり、林務部長、林業指導課長より答弁があつて、午後零時二十五分散会。

○八月五日 午後三時五分、副議長室において開議。

窪田委員長（社）より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第

六十三号は原案可決に決し、午後三時五十八分散会。

文教委員会

○七月七日 午後四時五十分、副議長室において開議。

① 太田委員長（社）より、今次水害の被害状況並びに復旧措置について説明を求め、教育次長より説明、大石委員（社）より、飲料水施設の復旧について、笠井委員（社）より、災害救助法の適用について、山本委員（自）より、災害による通学不能に対する措置について質疑及び意見があり、教育次長より答弁。

② ついで災害対策活動の方法として議運及び各会派の意向により、申し合せにより特別委員会を設け本会議再開と同時に正式に特別委員会を設置することに決定したことについて異議なきやを諮り、異議なくそのことに決定、なおこの特別委員会には予算がないので中央折衝又は災害の現地調査のため文教委員のうちから選ばれた特別委員が派遣される場合は、文教委員会の既決予算のうちから支弁することに決し、午後五時十五分散会。

○七月二十七日 午後三時四十五分、第三委員室において開議。

太田委員長（社）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第二十九号は原案可決、議案第三十号は予算委員会との関連があるので予算の審査状況をみてから結論を出すこととし、請願第十七号、第二十一号、第四十一号、第六十号、第八十九号、陳情第三十号、第三十二号、第三十五号乃至第三十七号、第五十五号、第五十六号、第七十八号は採択、請願第三十二号、陳情第三十一号は継続審査に

決し、午後五時二十分散会。

○八月九日 午前十時三十分、第二委員室において開議。

太田委員長（社）より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第三十号は原案可決に決し、ついで道内文教施設調査については農地開拓委員会の現地調査終了後若干の期間において実施することとし、午前十時五十五分散会。

農地開拓委員会

○七月二日 午後一時十五分、第二委員室において開議。

笠井委員長（社）より、昭和三十年度道営土地改良事業の新規地区採択方に関する中央折衝の結果について報告、農地開拓部次長、総務課長より、その後の経過について補足説明があつて、午後一時五十分散会。

○七月七日 午後五時十七分、副議長室において開議。

笠井委員長（社）より、開拓関係の今次災害状況並びに復旧対策について説明を求め、農地開拓部次長より説明、津川委員（社）より、応急救済措置について、笠井委員長（社）より、農作物の流失面積に対する作付指導について質疑があり、総務課長、開拓経営係員より答弁、ついで今後の水害対策活動について先刻の文教委員会で決定のとおりとすることについて諮り、異議なくそのことに決し、午後五時三十三分散会。

○七月十一日 午後一時二十一分、第二委員室において開議。

① 笠井委員長(社)より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第十四号、第十五号、第二十号、陳情第二十七号、第二十九号、第三十八号、第三十九号、第五十八号は採択、請願第十六号、陳情第二十六号、第二十八号は継続審査に決定。

② 次に今次水害によるその後の増加被害について農地開拓部総務課長より説明を聴取。

③ 次に札幌近在の開拓地及び土地改良事業の状況について日帰りできる地域の現地調査の実施について諮り、派遣委員に天谷副委員長(協ク)伊藤(弘)(自)伊藤(作)(民)黒松(協ク)佐野(社)沖野(公)各委員、期間は七月十二日より十四日まで三日間(それぞれ日帰りとする)、調査地区は新篠津村、石狩町、美瑛市、北村、千歳町、恵庭町とすることに決し、午後二時三十三分散会。

○七月二十六日 午前十時五十五分、第三委員室において開議。

① 笠井委員長(社)より、噴火湾海域における自衛隊の射撃演習基地設定問題の経過について説明を求め、農地課長より説明を聴取、天谷副委員長(協ク)吉田(定)(民)大石(社)伊藤(作)(民)沖野(公)津川(社)佐野(社)伊藤(弘)(自)各委員より補償基準の問題、農地等陸上の被害、教育上の影響、魚族に対する影響、水産委員会との関連、他にこれを求むることができるかどうか等の問題についてそれぞれ質疑並びに意見の交換があり、結局本問題については水産委員会と連絡して事情を聴いた上で改めて協議することとし、

② 次に七月二十三日の豪雨による水害状況について総務課長より説明を聴取、午前十一時四十分散会。

○七月二十七日 午前十一時三十分、第一委員室において開議。

① 冒頭、津別町長より、チミケツブ湖周辺道有林の開放方について陳情を聴取。

② 天谷副委員長(協ク)より、昨日問題となつた噴火湾海域における自衛隊の射撃演習基地設定の問題について水産部より事情を聴取する旨を述べ、水産部長より説明を聴取(委員長着席)、ついで笠井委員長(社)より、高射砲弾の音響と砲彈落下による魚族への影響について説明を求め、水産試験場長より説明、伊藤(作)委員(民)より、発動機船の音響による魚族への影響、地元住民の意見聴取等について、沖野委員(公)より、水産試験場における砲弾の音響による魚族への影響についての研究の問題、漁民に対する自衛隊の補償の問題、演習がとり止めになつた場合の契約解除の問題、本問題の未然防止と水産部の態度等について、伊藤(弘)委員(自)より、長万部と八雲の漁業戸数、砲彈落下の際の火薬の匂いによる魚族への影響等について質疑及び意見があり、水産部長、水産試験場長よりそれぞれ答弁、ついで本問題について現地調査を行うこととし派遣委員並びに日程については正副委員長に一任することに決定。

② 次に請願、陳情の審査に入り、請願第四十四号、第六十五号、第七十一号、第七十八号、第八十三号、陳情第七十九号、第八十八号、第九十一号、第九十六号、第二百二十四号、第二百二十五号、第二百二十七号、第二百三十四号、第二百四十号、第二百四十七号、第二百五十号は採択に決し、午後一時十五分散会。

○八月五日 午前十一時、第二委員室において開議。

① 笠井委員長(社)より、噴火湾海域における自衛隊の高射砲射撃演習使用問題に関する長万部町及び関係町村等の現地調査の結果について報告を求め、大石(社)伊藤(弘)(自)黒松(協ク)各委員より、それぞれ報告並びに意見の開陳があつた後、農地開拓部長、農地課長より、本問題の経緯並びに道の態度について説明を聴取、

- 委員長より、自衛隊と地元との協定書の問題について質疑、農地課長より答弁、ついで委員長より、本問題の取扱いについては水産の問題が大きいので水産委員会の結論に基いて協議することとし現段階では結論を出さずに一応これを見送ることとする旨を述べ、また佐野委員（社）より、結論を出さず一応見送りとすることに付いて地元と連絡すべき旨の意見があり、委員長より、水産委員会の結論が出てから関連のあるものについてはその結論に基いて決定の土地元に連絡する旨を述べ、本問題は一時打ち切りとすることとした。
- ② 次に陳情の審査に入り、陳情第百六十九号、第百七十二号、第百八十二号は採択に決し、午後零時三十分散会。

○八月九日 午前十一時五分、第二委員室において開議。

- ① 笠井委員長（社）より、噴火湾における陸上自衛隊対空射撃演習場使用問題に関する結論の打ち出し方について諮り、伊藤（作）委員（道政）より、地元議員である遠藤委員の意見を求めたい旨の発言があつて、遠藤委員（社）より、本問題に対する意見の開陳があり、天谷副委員長（協ク）伊藤（作）（道政）桶谷（道政）吉田（定）（道政）大石（社）各委員より、本問題に対する委員会の結論についてそれぞれ意見の交換があつて、結局「水産委員会より提出の意見書第四号を了承し、速かにその計画を変更すると共にこれを中止すべきである」と結論することに決し、
- ② 次に道内調査については次期委員会において協議することとし、午前十一時四十五分散会。

○八月十九日 午前十一時三十分、第一委員室において開議。

- ① 笠井委員長（社）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第五十九号、第百八号、第百十一号、陳情第九十四号は採択、請願第百四号、陳情第百六十三号は継続審査、陳情第百八十八号は議会の

の会議に付するを要しないものと決定。

- ② 次に開拓地及び土地改良事業区等の道内調査の実施について諮り、第一班留萌、宗谷、上川各支庁管内を八月二十五日より三十日まで六日間、派遣委員に笠井委員長（社）太田（社）大石（社）伊藤（作）（道政）桶谷（道政）児玉（道政）沖野（道政）津川（社）各委員、第二班網走、釧路国支庁管内を八月二十三日より八月二十八日まで六日間、派遣委員に天谷副委員長（協ク）黒松（協ク）吉田（定）（道政）遠藤（社）佐野（社）各委員を決定、午後零時二十一分散会。

土木委員会

○七月四日 午前十時七分、第一委員室において開議。

- ① 時田委員長（社）より、今次水害の被害状況について説明を求め、土木部長、同次長、河川課次長より説明を聴取、ついで昭和三十年度土木関係予算等中央折衝の経過について宮津委員（自）より報告があつた後、渡部委員（社）より、折衝の結果特に効果のあつた問題について質疑があり、土木部長より答弁。
- ② ついで公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部改正法律案に伴う政令中天然河岸が緊急事業の枠外となることについて管理課次長より説明を聴取、宮津（自）児見山（社）委員より、天然河岸の緊急事業の問題について質疑及び意見があり、土木部長、同次長、管理課次長より答弁。
- ③ ついで朝日副委員長（協ク）より、本委員会を明日も開き、水害状況の報告を聴取することとしてはどうか、また鷹泊ダム放水問題

については電源開発関係と連絡協議すべき旨の意見があり、委員長より、本日散会後厚田漁港浚渫工事施行状況視察について諮り、異議なくそのことに決定、なお明日委員会を開き水害状況及び天然河岸に関する問題について協議することとし、午前十時四十八分散会。

○七月五日 午後一時十二分、第一委員室において開議。

① 時田委員長（社）より、水害による被害状況について説明を求め、管理課次長より説明を聴取、ついで児見山（社）西島（民）委員より、早急に現地調査の上具体的救済策を立てるべき旨、また本多委員（民）より、まず現段階においては委員長より見舞電報を発すべき旨の意見があつて、暫時休憩（休憩中、議長の出席を求めて協議の結果、七月七日に各委員会を一齋に招集し、今次災害に対する対策を講ずることとなつた）、午後一時四十分再開。

② ついで災害復旧対策については七日の委員会において態度を決めることとし、次に公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部改正に伴う緊急事業の枠内に天然河岸を加えるよう要望する問題の取扱ひ方について諮り、暫時休憩（休憩中協議の結果、本問題は災害復旧対策としての折衝の範囲外にあり、本委員会において単独に処理することに決定した）、午後二時五分再開。

③ ついで天然河岸の問題に関する上京折衝について諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員は宮津（自）川口（民）斎藤（社）各委員とし、日程等は七日の委員会の状況をみて決めることとし、午後二時二十四分散会。

○七月七日 午後四時四十五分、第一委員室において開議。

① 時田委員長（社）中山委員（民）の間に今次水害対策特別委員会設置の問題について種々意見の交換があつて、暫時休憩、午後五時九分再開。

② ついで申し合せによる特別委員会が設置される場合は本委員会としてこれを了承すること、委員の割振は議運に一任するが本委員会の委員なるべく多数出すよう委員長より申し入れること、中央折衝、現地調査等の委員派遣については委員長に一任することとした。

③ 次に天然河岸の問題に関する上京折衝については、前回の委員会で決定のとおり行うこととし、前回委員会で決定した上京委員が特別委員会より派遣される場合は同じ党の土木委員より差繰派遣することを申し合せ、派遣期間は七月八日より十四日まで七日間とすることに決定、午後五時十三分散会。

○八月一日 午前一時五十分、第一委員室において開議。

① 時田委員長（社）より、七月水害に対する土木部の措置について説明を求め、管理課次長より説明を聴取、ついで宮津委員（自）より、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部改正に伴う緊急事業の枠内に天然河岸を加える措置に関する中央折衝の経過について報告があり、

② 次に諸願、陳情の審査に入り、諸願第二号乃至第五号、第七号、第八号、第二十六号乃至第二十八号、第三十六号、第三十八号、第四十二号、第四十五号乃至第四十七号、第五十四号乃至第五十六号、第六十一号、第六十八号、第七十五号、第七十七号、第七十九号、第八十一号、第八十五号、陳情第十八号乃至第二十号、第二十二号、第六十五号、第六十七号、第七十号、第八十号、第八十四号、第九十号、第九十三号、第一百号、第一百九号、第一百十二号、第一百二十三号、第一百二十九号、第一百三十二号、第一百三十五号、第一百三十七号、第一百四十八号は採択、陳情第二十一号、第六十六号、第九十九号は不採択、諸願第一号、第六号、第二十五号、第五十七号、第六十七号、第七十六号、第八十八号、陳情第十七号、第一百三十三号、第五百十六号は継続審査、陳情第五百十七号は議会の会議に付するを要しな

いものと決定、午後三時二十分散会。

○八月八日 午後一時四十分、第一委員室において開議。

① 時田委員長(社)より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第九十号、第九十四号、第九十六号、第二百二号、第二百六号、陳情第九百六十五号、第七百七十四号、第七百七十八号、第八百八十五号、第九百九十二号は採択、請願第九十五号は不採択、請願第九十一号、第七百七号、陳情第七百七十九号、第八百八十号は継続審査に決し、

② 次に道内土木事情調査の実施について諮り、第一班後志、渡島、檜山各支庁管内を時田委員長(社) 大竹(協ク) 斎藤(社) 中山(道政) 渡部(社) 西島(道政) 本多(道政) 宮津(道政) 各委員、第二班日高、留萌、突知各支庁管内を朝日副委員長(協ク) 中野(定)(社) 佐久間(道政) 佐々木(道政) 児見山(社) 河野(社) 岩本(道政) 川口(道政) 各委員、派遣期間はそれぞれ八月二十二日より十日間と決定。

③ 次に閉会中の事務調査について諮り、(1)道々昇格、準用河川昇格並びに改良補修に関する件、(2)市町村道に対する補助事業に関する件を決定、午後二時三十五分散会。

衛生委員会

○七月五日 午前十時三十分、第一委員室において開議。

① 鈴木委員長(社)より、今次水害被害地の防疫対策について説明を求め、医務薬事課長より説明、児見山副委員長(社) 佐久間委員(自)より、被害町村並びに災害救助法の適用について質疑、応答

の後、災害救助法の適用等について民生部社会課長の出席を求めることとし、暫時休憩、午前十時四十二分再開。

② ついで衛生部関係予算折衝の経過について児見山副委員長(社)より報告があつて、佐久間委員(自)より、結核病床の増床要望に関連して入院状況と空病床の問題に対する考え方について質疑があり、医務薬事課長より答弁、結核病床の問題について請願、陳情が出ているのでその際審議することとし、上京折衝経過報告書を了承することに決し、

③ 次に札幌医大に大学院を設置することについて陳情を聴取することとし、札幌医大後援会副会長より陳情を聴取。

④ 次に請願、陳情の審査に入り、請願第二十九号、陳情第二十五号、第四十四号は採択、陳情第二十三号は金額、施行年度を削除する旨を付して採択、請願第三十号は不採択、陳情第二十四号は継続審査に決定。

⑤ 次に佐久間委員(自)より、七月四日付道新紙上に載つた道立医療機関の休業状況について、宮津委員(自)より、休業状態の診療所名について、時田委員(社)より、鹿児島県立医大の卒業者を県内に就職させる旨の条例とこれに対する道の考え方について、本多委員(民)より、道と他府県の医師の給料の差異について質疑があり、医務薬事課長よりそれぞれ答弁があつて、午後零時三十分散会。

○七月七日 午後五時十四分、第一委員室において開議。

児見山副委員長(社)より、申し合せによる水害対策特別委員会が設置される場合は本委員会としてこれを了承すること、特別委員会の委員割振は議運に一任するが本委員会の委員をできるだけ多く含めるよう委員長より申し入れること、特別委員会設置により中央折衝及び現地調査等の場合の委員派遣については本委員長に一任とすること等について諮り、それぞれ異議なくそのことに決し、午後

五時二十分散会。

○八月二日 午前十一時、第一委員室において開議。

鈴木委員長（社）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第三十九号乃至第四十三号は原案可決、請願第八十四号、第八十七号、陳情第六十四号、第六十九号、第七十三号、第一百十八号、第二百十八号、第四百十一号は採択に決し、午後零時三十八分散会。

○八月五日 午前十時四十分、第一委員室において開議。

① 鈴木委員長（社）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第六十九号は原案可決、請願第九十八号、陳情第七十三号は採択、請願第九十二号は継続審査に決定。

② 次に佐々木委員（公）より、部内との懇談会の自粛について意見があり、河野（社）渡部（社）委員よりもそれぞれ意見があつて、暫時休憩、午前十一時二十五分再開。

③ ついで本問題については委員長において然るべく取扱うこととし、午前十一時三十二分散会。

治安委員会

○七月七日 午後五時五十分、第一委員室において開議。

田呂委員長（協ク）より、今次水害における治安状況について説明を求め、道警本部長より説明、舟木（社）中山（民）児見山（社）各委員より、被害報告、殉職警官の補償、警備出動の状況等についてそれぞれ質疑、応答があつて、午後六時五分散会。

○七月十六日 午後十一時第一委員室において開議。

田呂委員長（協ク）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第十九号、第二十三号は採択、陳情第四十九号、第六十号は不採択に決し、請願第二十四号、小樽警察署長不当越権行為に対する調査及び措置の件については、道警本部長より資料の提出を待つて次回委員会において審査することとし、午後零時十分散会。

○八月四日 午前十一時四十五分、第三委員室において開議。

① 田呂委員長（協ク）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、陳情第四百十号は採択に決し、暫時休憩、午後零時四十分再開。

② 請願第二十四号は継続審査に決定。

③ 次に児見山委員（社）より、新十津川村の選挙違反事件に関する取調べの行過ぎについて質疑があり、道警本部長、刑事部長より答弁、

④ 次に警察庁舎の改築について二班程度を編成して現地調査を実施することとし、午後一時五十分散会。

○八月五日 午後二時、第三委員室において開議。

① 田呂委員長（協ク）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第六十八号は原案可決、請願第二十四号、陳情第七十六号は継続審査に決定。

② 次に道警組織並びに施設の整備に関する件について事務調査を行うこと、なお本件は閉会中も継続調査することとした。ついで九月上旬頃に道内調査を行うこと、派遣委員等については後日決めることとし、午後二時十五分散会。

特別委員会

予算特別委員会

○七月二十七日 午後四時五分、第一委員室において開議。

① 黒松臨時委員長（協ク）より、委員長互選の方法について諮り、休憩の上各派代表者により正副委員長の互選方法を協議することとし、暫時休憩、午後四時二十分再開。

② 泉谷委員（公）より、委員長互選の方法については指名推選の方法により高橋（辰）委員（社）を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

③ 高橋（辰）委員長（社）より、副委員長互選の方法について諮り、泉谷委員（公）より、指名推選の方法により天谷委員（協ク）を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、暫時休憩、午後四時三十七分再開直ちに散会。

○七月二十八日 午前十時五十五分、議場において開議。

① 高橋（辰）委員長（社）より、委員席を決定の後、議事進行について田呂委員（協ク）の発言を許し、田呂委員（協ク）より、道財政再建計画提出の見通しについて説明を求め、総務部長より答弁、ついで付託議案のうち教育委員会所管を議題に供し、黒松委員（協ク）より、(1)教員養成所の強化対策、(2)教育研究費予算不足とその対策、(3)高校入学者選抜と中学校学力テストに対する考え方、(4)高校の人事異動停滞問題、(5)稚内盲ろう学校の敷地買収問題、(6)学芸大学と

道教委の連絡の問題、(7)教職員の待遇確保の問題等について、増田委員（社）より、(1)高校道立移管の方針、(2)新生活運動と社会教育の立場、(3)学校給食における給食婦の身分保証の問題等について、川口委員（民）より、(1)道職員と教員の日直宿直手当に差異のある理由、(2)舎監手当改正の問題、(3)教員の異動における本人の同意と移転旅費予算の問題、(4)学校火災の責任者処罰と人事異動の問題、(5)教育長の行政方針中の技術的専門的助言と指導の問題、(6)教員の定員増の問題、(7)小学区制を中学区制に改正の問題、(8)高校入学者選抜方法と諮問機関の人員構成の問題、(9)高校入学者選抜における校長の権限に対する文部省の見解、(10)中学校学力テストと高校教員派遣の問題等について質疑があり、教育長、教育次長、行政課長、学校教育課長よりそれぞれ答弁があつて、一旦休憩、午後一時四十分再開。

② 休憩前に引続き、杉本委員（自）より、(1)国体選手派遣費補助の問題、(2)補助教科書発行と偏向教育の問題、(3)舎監手当増額の問題等について、二瓶委員（協ク）より、(1)中学校の学力低下の対策と教員増員の問題、(2)休職教員増加の原因等について、深山委員（民）より、(1)学大卒業者の僻地配置の問題、(2)給食費予算増額の問題等について、沖野委員（公）より、(1)過去に問題になつた職員の出版代金決済の問題、(2)補助教材発行に対する教育長の許可方針、(3)児童生徒に対する休刑と教育長の見解、(4)学校防火施設の充実の問題、(5)総合開発第二次計画における教育関係の考え方等について、松尾委員（自）より、(1)教育二法に対する教育長の見解、(2)高校入学生選抜問題に対する教育長の態度、(3)教科書の販売方法の問題、(4)札幌東高校道立移管についての市との話し合いの内容等について、和平委員（労）より、(1)昇給昇格に対する教育長の考え方、(2)期末手当
○・○五カ月分増額支給の問題、(3)教員増員に伴う事務職員の職務過重の問題、(4)僻地教育振興における方針と実際との調整の問題、

(5)盲ろう学校に対する夜警員配置と教員の職務過重の問題、(6)教員旅費算定基準の問題、(7)教員の認定講習の予算増額の問題、(8)教員保養所の施設充実の問題、(9)教員の総合病院設置の見通し等について、福島委員(自)より、(1)教員増員、学級増等に伴う予算措置の問題、(2)小中学校起債の見通し等について質疑(関連して佐久間委員(自)より、昇給昇格と教員増員分の予算措置の問題について質疑)があり、教育長、教育次長、財務課長、人事課長、学校管理課長よりそれぞれ答弁があつて、教育委員会所管に対する質疑を終了、暫時休憩、午後四時三十五分再開。

③ 次に土木部所管に対する質疑に入り、天谷委員(協ク)より、(1)道道の維持管理の問題、(2)町村道に対する補助の問題、(3)土木現業所の充実の問題、(4)今年度土木工事の箇所付等について、五藤委員(社)より、(1)勇払河口の駐留軍使用による影響の問題、(2)安平川改修工事促進の問題、(3)道立機械工作所拡充の問題等について、大久保委員(民)より、(1)建築業者登録の問題、(2)建築業振興審議会の活動状況等について、泉谷委員(公)より、漁港費予算の箇所付について、和平委員(労)より、失業対策土木事業費の配分の問題について、福島委員(自)より、公共事業関係の継続事業分の中止の有無について(関連して松尾委員(自)より、公共事業における未払金の有無について質疑あり)、田呂委員(協ク)より、(1)道路税の一般財源繰入と道路整備五カ年計画遂行の問題、(2)音更川上流の電源開発と下流の水利権侵害の問題について(関連して西島委員(民)より、開田に際しての既得水利権確保について、二瓶委員(協ク)より、既得水利権保護と電源開発等新たに許可する場合の調査について質疑あり)、沖野委員(公)より、(1)開発道路の遅れている理由、(2)港湾の防波堤拡張予算配分の問題、(3)河川改修費減額の理由、(4)土木機械整備費の使用状況、(5)道立公園の観光道路の予算措置の問題、(6)離島の道路中員拡張問題、(7)命令航路助成費増額の

問題、(8)原始河川の国費による開発の問題等について、高橋(源)委員(民)より、(1)七月水害による土木関係被害に対する道自体の対策、(2)定山溪、小樽間道路の早急改修の実施等について質疑があり、土木部長、同次長よりそれぞれ答弁があつて、土木部所管に対する質疑を終了、午後六時十七分散会。

〇七月二十九日 午前十時三十五分、議場において開議。

① 高橋(辰)委員長(社)より、商工部所管に対する質疑を行う旨を述べ、杉本委員(自)より、機械貸与打切りの理由と返還状況並びに返還徴収できないものに対する処置等について、中野(与)委員(社)より、(1)中小炭鉱の救済対策、(2)木材価格検定試験費の今後の措置、(3)日中貿易促進問題に対する商工部長の見解等について、五藤委員(社)より、中小企業における未組織労働者の労働争議と救済策について、高橋(源)委員(民)より、(1)中小企業の救済策として信用金庫における予託金の活用問題、(2)凶漁による商工業者の打撃に対する救済策、(3)卸売市場条例中市場擁護と併せて仲買人擁護に関する条例改正の問題等について(関連して田呂委員(協ク)より信用金庫における貸付期間等の問題について質疑あり)、伊藤(作)委員(民)より、(1)貿易関係予算の増額措置、(2)水産物加工に対する指導育成方針、(3)国内販路拡張に対する今後の方針、(4)日中貿易の具体的内容等について(関連して深山委員(民)より企業の合理化対策について質疑あり)、泉谷委員(公)より、(1)信用保証協会の保証の対象とならない零細業者の救済策、(2)昭和二十九年度における競輪の決算内容等について、福島委員(自)より、(1)商工部予算の僅少と事業執行上の支障の問題、(2)商工部長の海外視察結果に基く道商工行政上の抱負、(3)信用保証協会の貸付状況等について、大久保委員(民)より、(1)商工部事業費削減と事務機構の問題、(2)

零細業者対策と信用保証協会の保証方法の問題、(3)商工関係団体に對する補助削減の問題、(4)商工共済協同組合等に対する指導方針、(5)工業再建方策強化に對する商工部長の抱負等について、松尾委員(自)より、(1)事業費削減に對する部長の所信、(2)観光行政の一元化の問題並びに観光団体補助育成の問題等について、沖野委員(公)より、(1)中小炭鉱救済の具体策、(2)信用金庫に對する融資の問題、(3)中小企業の診断の実施、(4)香港物産幹旋所費の内容及び人事の問題、(5)機械貸与費削減の問題等について質疑があり、商工部長、商務課長、工鉱課長よりそれぞれ答弁があつて、商工部所管に對する質疑を終了、一旦休憩、午後一時十五分再開。

② 次に農務部、林務部所管に對する質疑に入り、松尾委員(自)より、(1)風倒木の処理状況、(2)耕土改良施設費に對する道費上置措置等について、(関連して)稲谷委員(民)より、農務部関係予算のうち道費上置の総額について、和平委員(労)より、(1)道南地方の凶漁対策として桐栽培の問題、(2)農業試験場の整備拡充方針並びに国立道立一本化の問題、(3)農業試験場の移転問題、(4)水稻品種改良に關連する農試上川支場の人事問題、(5)道立種畜場の定員不足の問題等について、堀野委員(社)より、(1)備蓄農業費の予算執行問題、(2)貯穀害虫防止のための米麦貯蔵器の購入補助、(3)農業倉庫補助費削減の問題、(4)耕土改良施設費に對する道費上置措置、(5)食肉安定対策費と飼育方策、(6)家畜共進会に對する補助の問題、(7)農業研究所と食糧研究所の合併問題、(8)農業改良普及員の増員と今後の指導態勢の強化等について、増田委員(社)より、(1)植林の強化対策と補助対象となつてゐる樹種別面積、補助金の基準、(2)森林組合の指導強化の問題、(3)農業経営の零細化防止対策、(4)有畜農業確立対策、(5)漁村農業の指導態勢の確立、(6)火山灰地帯の當農確立対策等について、西島委員(民)より、(1)農業改良普及事業費の内訳と機動性の問題、(2)ジャージ牛導入箇所、(3)市乳価格の安定対策等について

質疑があり、農務部長、林務部長、農業改良課長、農業試験場副場長よりそれぞれ答弁があつて、暫時休憩、午後四時四十五分再開。

③ ついで杉本委員(自)より、(1)苗木助成打ち切りの問題、(2)治山地域指定に關する再検討の問題、(3)農業改良普及員の増員問題、(4)農業試験場拡充強化の問題、(5)農家負債十カ年整理計画の構想、(6)米の予約集荷制度等について、橋本(正)委員(社)より、(1)農業改良普及員有資格者の現場派遣の問題、(2)有畜農業地帯に對する指導の問題、(3)畜産物の価格安定対策、(4)肥料対策等について、稲谷委員(民)より、(1)農業に對する補助金支出の早期執行の問題、(2)赤クロバー増殖計画の推進対策、(3)酸性土壤改良事業費に對する上置措置の問題等について、泉谷委員(公)より、(1)風倒木処理に對する具体的対策、(2)七月水害による農家発電所の復旧措置、(3)ピート工場誘致と原料確保の問題等について質疑があり、農務部長、林務部長よりそれぞれ答弁があつて、暫時休憩、午後五時五十三分再開。

④ ついで伊藤(作)委員(民)より、(1)貸付牛制度の拡充、(2)種馬鈴薯の輸送費、防虫薬等に對する補助の問題等について、福島委員(自)より、(1)農業協同組合の再建整備対策、(2)経済連に對する融資目的、(3)道立公園の整備拡充問題、(4)から松種子の採集問題等について、深山委員(民)より、(1)風倒木による下川町ペンケ部落の被害に對する補償の問題、(2)稲の黄化萎縮病予防対策等について質疑があり、農務部長、林務部長よりそれぞれ答弁があつて、農務部及び林務部所管に對する質疑を終了、午後六時四十五分散会。

○七月三十日 午前十時二十五分、議場において開議。

① 高橋(辰)委員長(社)より、公安委員会所管に對する質疑を行う旨を述べ、和平委員(労)より、(1)防犯協力会等からの寄付に對

する今後の方針と道警切替後の寄付額、(2)警察署長の交通安全協会長兼務の問題、(3)村上事件のその後の措置等について、**沖野委員(公)**より、(1)公安委員選任の経緯、(2)各署における交際費の増額措置の問題、(3)札幌中央署における少年の殺死事件の原因、(4)警官の退職状況等について、**伊藤(作)委員(民)**より、(1)各警察署の施設運営等の不均衡是正、(2)札幌方面警察本部管下警察署の定員と現員現給等について、**大石委員(社)**より、(1)道費以外による警察車両購入の有無、(2)年少者に対する強制取調への問題、(3)労働組合運動に対する態度等について、**小島委員(社)**より、交通事故の原因と防止対策について、**岡田委員(社)**より、(1)自衛隊の交通規則違反の問題、(2)自動車学校卒業者の運転免許と一般免許の取扱等について、**田呂委員(協ク)**より、警察署の外郭団体数と寄附金総額について、**中野(与)委員(社)**より、(1)防犯協力協議会より道警に対する寄附廃止の問題、(2)警察官の採用基準と今年の募集志願者数等について、**増田委員(社)**より、(1)警察官の待遇改善問題、(2)婦人警察職員採用方針、(3)警察官の異動予定等について質疑があり、警察本部長、道警総務部長、警務部長、警ら交通課長よりそれぞれ答弁があつて、公安委員会所管に対する質疑を終了、一旦休憩、午後一時五十二分再開。

② 次に建築部、労働部所管に対する質疑に入り、冒頭、**過般田呂委員(協ク)**より要求のあつた「道財政の推移」について総務部長より説明を聴取、財政再建に関する質疑は総務部所管に対する質疑の際に行ふこととし、**岡田委員(社)**より、(1)新規学校卒業生に対する就職対策、(2)職業補導所の強化拡充対策、(3)失業保険給付の状況、(4)母子世帯数と住宅戸数等について、(関連して深山委員(民)より季節労働者に対する失業保険金給付の適正化について質疑あり)、**佐久間委員(自)**より、老朽道営建築物に対する対処方針並びに改築順位の問題について、**和平委員(労)**より、(1)生産性本部の問題、

(2)中小企業労働者対策、(3)特別失業対策事業費と失対貸金の問題、(4)失業保険法改正により生ずる空白期間に対する救済対策、(5)公営住宅工事請負の適正化の問題、(6)ブロック建築指導所の民業圧迫の問題、(7)住宅公団の本道住宅割当の問題等について、**五藤委員(社)**より、日雇労働者の移動率と賃金について、**増田委員(社)**より、(1)失業者救済対策、(2)労働金庫の運営状況、(3)自由労働者の教育啓蒙対策、(4)農林水産関係季節労働者に対する失業保険適用の問題、(5)請負工事における道内建築業者優先取扱いの問題等について、**小島委員(社)**より、労働会館建設補助金の予算計上について、**糸川委員(社)**より、(1)賃貸住宅の頭金増額と貸付条件の問題、(2)道庁周辺の老朽住宅の移転改築の問題等について質疑があり、建築部長、労働部長、職業安定補導課長よりそれぞれ答弁があつて、建築部、労働部所管に対する質疑を終了、午後四時五十分散会。

○八月一日 午前十時五十分、議場において開議。

① **高橋(辰)委員長(社)**より、民生部、衛生部所管に対する質疑を行う旨を述べ、**沖野委員(公)**より、(1)国民健康保険直営診療所の補助金確保の問題、(2)生業資金貸付に関する災害関係分に対する取扱ひ方、(3)養老院の防火設備状況、(4)三十年度の母子寮及び保育所の新設計画、(5)道立病院の医師、看護婦の充実対策、(6)管内、網走保健所開設の遅れている理由、(7)上水道に対する国庫補助の見通し、(8)札幌医大の経理事務の改善状況、(9)医薬分業に対する考え方等について、(関連して松尾委員(自)より、生業資金貸付の償還状況について質疑あり)、**佐久間委員(自)**より、(1)民生、衛生二部兼務に対する部長の見解、(2)結核病床の増床計画、(3)簡易水道補助は義務費か否かの見解等について、**和平委員(労)**より、(1)課の統合廃止による支障の有無、(2)保健婦不足に対する対策等について、**堀委員(社)**より、国保直営診療所補助に対する道費上置の問題につ

いて質疑があり、衛生兼民生部長、医務兼課長よりそれぞれ答弁があつて、一旦休憩、午後二時十五分再開。

- ② ついで児見山委員（社）より、(1)いかの食中毒及び牛乳の腐敗等に対する対策、(2)児童生徒の虫歯予防等学校衛生問題、(3)結核病床の不足と患者扶助の問題、(4)合同酒精の廃液が衛生上にもたらす影響、(5)看護婦養成に対する補助の問題、(6)害虫防除に対する補助の問題等について、深山委員（民）より、(1)売春行為取締りの成果並びに厚生、衛生対策の先行の問題、(2)医療類似行為の取締り対策、(3)保健所の治療行為の行き過ぎの問題、(4)本道の実状に適する社会保険診療報酬一点単価設定の問題、(5)国保診療所等医療機関に対する報酬支払遅延の問題、(6)看護婦、準看護婦の養成施設に対する助成の問題等について、増田委員（社）より、(1)覚醒剤の取締り状況、(2)受胎調整の問題、(3)既設国民健康保険再開の問題、(4)BBS運動の状況等について、松尾委員（自）より、(1)生業資金、医療扶助の道魚粗分に対する方針、(2)無医村、部落等に対する医療対策等について、山元委員（民）より、(1)婦人児童課廃止の問題、(2)戦災遺族対策としての老人ホーム建設の問題、(3)農村の家庭衛生啓蒙対策、(4)助産婦の保護対策、(5)道内に女子聖学大学設置の見通し等について質疑があり、衛生兼民生部長、保健予防課長、環境衛生課長、保険課長、道警防犯課長よりそれぞれ答弁があつて、民生部、衛生部所管に対する質疑を終了、一旦休憩、午後四時五十分再開。

- ③ 次に水産部所管に対する質疑に入り、沖野委員（公）より、(1)漁港整備の対象となる漁港数、(2)漁田開発基地の整備と一、三男対策、(3)全道漁業組合の数及び組合の財政状況、(4)沖合漁業進出傾向と単位協同組合の起債認可方針、(5)漁業転換期における対策、(6)漁業法改正に対する水産部長の考え方、(7)魚価の安定対策、(8)中型船の減少状況、(9)取締船の装備充実等に対する予算措置の問題、(10)機械貸与の今後の方針、(11)水産物検査所の統合問題、(12)底曳船による冬鯨、

春鯨の漁獲取締りの問題、(13)海流異変に対する調査等について質疑があり、水産部長、漁政課長、水産課長、漁業調整課長、水産製品課長より答弁、暫時休憩、午後七時再開。

- ④ 休憩前に引続き質疑続行、沖野委員（公）より繰り返し質疑があつた後、和平委員（労）より、議事進行について、暫時休憩された旨の発言があつて、暫時休憩、午後八時六分再開。

- ⑤ ついで議事の都合により水産部所管に対する質疑は明日に持ち越すこととし、午後八時九分散会。

○八月二日 午前十時十分、議場において開議。

- ① 高橋（辰）委員長（社）より、昨日に引続き水産部所管に対する質疑を行う旨を述べ、和平委員（労）より、(1)沖合漁業転換資金の借入対策及び今日までの中金よりの融資額、(2)アルギン酸の製造加工対策等について、岡田委員（社）より、奥尻海域流網漁業の試験結果、(2)浅海増殖補助予算増額の問題、(3)技術普及員増員の問題、(4)魚田開発地入植者の選定基準、(5)いか漁業における大漁貧乏に対する対策等について、高橋（源）委員（民）より、(1)春鯨の因漁対策その後の進行状況、(2)底曳漁業者と沿岸漁業者の対立に対する指導対策、(3)卸売市場条例改正の問題、(4)水産物検査支所の支庁統合に対する製品課長の心境如何等について、泉谷委員（公）より、水産物検査手数料の値上げ問題について、増田委員（社）より、(1)道南漁業の安定対策、(2)日タイ貿易計画に対する道の考え方、(3)武蔵堆の開発計画、(4)協同組合と生産組合対立の指導対策等について、黒松委員（協）より、道漁連再建整備補助に關連して二十九年の漁連の決算、事業計画の内容、最近の残高資産表及び役員等について質疑があり、水産部長、水産製品課長、漁政課長より答弁があつて、水産部所管に対する質疑を終了、一旦休憩、午後一時三十分再開。

② 次に農地開拓部所管に対する質疑に入り、福島委員（自）より、

(1)開拓地として買収したもので不良のもの及び不用地として放置してある箇所数、(2)開拓入植者の年次別離農者数、(3)温床溜池工事で請負業者に対する未払状況等について、和平委員（労）より、奥忠別電源開発に関連して水温低下による水稻育成支障問題の結論について、大石委員（社）より、(1)入植適地の試験方法、(2)開拓保健婦の配置状況、(3)開拓農業協同組合の育成対策、(4)開拓地小中学校における視聴覚教育予算の問題、(5)土地改良に関連して石灰工業の現状、(6)水稻灌がい施設における排水施設の不備に対する対策、(7)噴火湾における自衛隊演習地問題に関する事務手続の問題等について、

五藤委員（社）より、(1)開拓入植者の離農者数、(2)火山灰地土地改良に対する国費及び道費の導入問題、(3)二十九年度の買収土地代金の未払状況、(4)湧払河口の接収問題等について、伊藤（作）委員（民）より、(1)開拓者の住宅対策、(2)土地改良で昨年施行対象の枠内に入りながら施行されなかったもの、(3)農業委員会に対する補助等について、田呂委員（協ク）より、土地改良事業の道単独事業について、松尾委員（自）より、(1)農地調整法により買上げ放置してある土地の旧地主買戻し問題、(2)開拓農協の育成対策、(3)冷害救農土木事業の割当不均衡の問題等について、黒松委員（協ク）より、開拓農協の赤字総額と組合員数からのパーセンテージ、監査指導の問題等について質疑があり、農地開拓部長、土地改良課長、開拓計画課長、開拓経営課長、農地課長よりそれぞれ答弁があつて、暫時休憩、午後三時四十三分再開。

③ ついで佐野委員（社）より、(1)入植計画と経済効果の問題、(2)二本建開発行政の問題等について、沖野委員（公）より、(1)入植者の生活困難者に対する救済状況、(2)天北原野開発の促進対策、(3)道管軌道客土の地区設定箇所、(4)開拓保健婦定員化の問題等について、岡田委員（社）より、農地開発公団の構想について、増田委員（社）

より、小田造田補助の対策について、田呂委員（協ク）より、(1)道営事業の工事雑費の使途、(2)接収地対策委員会運営問題、(3)永山の畑地かんがい工事の問題等について質疑があり、農地開拓部長及び関係課長よりそれぞれ答弁があつて、再び沖野委員（公）より、開拓保健婦定員化の問題に関する理事者答弁について質疑があり、暫時休憩、午後五時四十分再開。

④ ついで委員長より、沖野委員に対し、開拓保健婦定員化の問題については今後理事者の善処方を求めるということでした承された旨を述べ、農地開拓部所管に対する質疑を終了、暫時休憩、午後六時十分再開、直ちに散会。

○八月三日 午前十時五十五分、議場において開議。

① 高橋（展）委員長（社）より、総務部所管に対する質疑を行う旨を述べ、堀委員（社）より、(1)道健全財政の道民要望に應える決意について、(2)道財政の推移（配付資料）における赤字の原因、(3)地方交付税と調整率の問題、(4)道民税の見積り過少の問題等について質疑、ついで関連して、田呂委員（協ク）より、(1)財政再建に議会の協力を求めるかどうか、(2)二十九年度の赤字処理の問題、(3)予算節減と事務支障の問題、(4)二十九年度の徴税額のうち基礎控除により還付を要する金額、(5)遊興飲食税の改正による道税への影響、(6)道有財産処分の問題、(7)財政再建計画の提出見通し、(8)起債承認金額の年度内事業施行問題、(9)警察官の給与と道職員の給与の比較等について、大久保委員（民）より、財政再建と人件費削減問題について質疑があり、知事、総務部長、税務課長、人事委員長よりそれぞれ答弁があつて、一旦休憩、午後二時二分再開。

② ついで西野委員（民）より、(1)遊興飲食税の課税標準把握の問題及び更正決定の方法、(2)地方税法改正による昨年度税収との比較、(3)石炭手当免税に関する知事の折衝経過と今後の対策等について、

沖野委員（公）より、(1)監視船の装備に対する予算措置の問題、(2)水産物検査所を水産部に統合の問題、(3)中型底曳船の全面禁止の問題、(4)北洋漁業沖合進出等に関する諸機関設置の問題、(5)魚価の安定対策、(6)道営軌道客土事業の今後の見通し、(7)開拓保健婦定員化の問題、(8)町村合併に伴い法的に認められた工事予算の問題、(9)財産台帳等財産管理の整理の進行状況、(10)宗谷支庁管内の水害対策等について質疑があり、知事、総務部長、税務課長よりそれぞれ答弁があつて、暫時休憩、午後四時二十五分再開。

③ ついで阿部委員（自）より、(1)財政再建と人件費による圧迫の問題、(2)昇給昇格の適及発令の違法性の問題等につて、山本委員（自）より、(1)団体の自力による財政再建対策並びに人件費削減の必然性、(2)予算措置のない昇給昇格の実施の違法性の問題等につて、（関連して松尾委員（自）より、知事の選挙期間中に昇給昇格を行つたことにつて、佐久間委員（自）より、予算計上のない昇給昇格適及発令の違法性の問題につて質疑あり）、大久保委員（民）より、(1)事業費予算削減と職員余剰の問題、(2)機械貸与予算打切りに関する総務部長談の新聞発表等につて、松尾委員（自）より、(1)町村合併による土別市の赤字と適正な合併計画の樹立、(2)長期起債計画の樹立、(3)財政再建対策に関する知事の公約と現実の状況、(4)人件費削減と行政整理の問題、(5)副知事を置くかどうか、(6)出納長の人事問題、(7)知事の水害地視察の有無等につて、二瓶委員（協ク）より、(1)税外収入の増額と負担金、分担金、寄附金の性格、(2)使用料、手数料の条例改正の問題、(3)簡易水道補助の問題等につて、佐久間委員（自）より、(1)遊興飲食税の徴収方法、(2)財政再建と行政整理の問題、(3)副知事の退職と行政整理の問題、(4)財政白書の提出と意見の不統一、(5)特別昇給昇格者の氏名、(6)昇給昇格適及発令の問題、(7)知事の水害地見舞等につて、また予算計上のない昇給昇格適及発令の違法問題につては、林委員（民）福島委員（自）

沖野委員（公）阿部委員（自）より繰り返し質疑があり、知事、総務部長よりそれぞれ答弁があつて、総務部所管に対する質疑を終了、以上をもつて付託議案全部に対する質疑を終り、暫時休憩、午後七時五十分再開。

④ 次に和平委員（労）より、委員会としての結論を出すために十五名の小委員会を設置されたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、小委員に太田（社）宮北（社）井野（社）河野（社）堀（社）増田（社）川口（民）大久保（民）林（民）岩田（自）児玉（自）二瓶（協ク）田呂（協ク）沖野（公）和平（労）各委員を決定、小委員の欠員補充については委員長において選任補充することができることとし、午後七時五十七分散会。

○八月四日 午後零時五分、第一委員室において小委員会を開議。

① 二瓶臨時主査（協ク）より、主査互選の方法につて諮り、暫時休憩、午後零時十五分再開。

② ついで川口委員（民）より、指名推選の方法によることとし、その指名は本委員に一任せられたいとの動議を提出、異議なくそのこととし、主査に宮北委員（社）を指名、異議なくそのことに決定。

③ 宮北主査（社）より、小委員会の運営につて諮り、暫時休憩、午後零時二十三分再開。

④ ついで主査より各派の予算に対する意見は明日午後一時までに持ち寄つてもらいたい旨を述べ、午後零時二十四分散会。

○八月五日 午後一時四十一分、第一委員室において小委員会を開議。

宮北主査（社）より、各党の予算に対する意見と今後の小委員会の運営に対する意見を求め、河野（社）川口（民）二瓶（協ク）沖野（公）和平（労）大久保（民）井野（社）林（民）各委員より、各党の意向並びに修正案の用意等につて意見の交換があつて、午

後二時十三分散会。

○八月六日 午後一時二十八分、第一委員室において小委員会を開議。

宮北主査（社）より、予算案に対する各党の意見を求め、児玉委員（道政）より、道財政再建計画樹立に関する要求決議を提案する予算案については原案可決とし、別箇に、道税収入の増収、消費的経費の節約、特別職の報酬及び給料の引下げによる支出減等により緊急なる諸経費、義務的経費等の予算化を図ることについて附帯決議を提出する旨、井野委員（社）より、財政計画義務費の予算化等問題はあるが、現段階では原案を呑む態度である旨、田呂委員（協ク）より、議案第五十九号の撤回を求め、撤回されない場合は修正したい、また道の義務負担等の予算化については附帯決議を付したいが具体的にはなお検討中である旨、和平委員（労）より、議案はいちらないという態度ではあるが議案第五十九号の提出については反省してもらいたい、財政再建計画の樹立、職員の昇給昇格経費の完全予算化、失業者の増加に伴う就労予算化等の附帯決議を提出したい旨それぞれ意見の開陳があつて、暫時休憩、午後二時二十分再開、直ちに散会。

○八月八日 午前十一時六分、第三委員室において小委員会を開議。

① 宮北主査（社）より、道政議員連盟、協同クラブ、労農党より提出の附帯決議を議題とし、岩田（道政）二瓶（協ク）井野（社）児玉（道政）各委員より一応意見が述べられた後、各党において附帯決議について協議することとし、一旦休憩、午後四時四十五分再開。

② ついで主査より、附帯決議について各党の意見を求め、岩田（道政）田呂（協ク）和平（労）井野（社）各委員よりそれぞれ意見があつて、社会、協同、労農三派では意見を調整することとし、一旦休憩、午後七時三十分再開。

③ ついで田呂委員（協ク）より、社会、協同、労農三派の意見を調整し、協同クラブの案文を若干修正して決議案をまとめたのでこれを附帯決議として提出し、原案可決としたい旨の発言があつて、附帯決議を朗読、児玉（道政）田呂（協ク）斎藤（社）林（道政）和平（労）河野（社）各委員より、二つの附帯決議に対する歩み寄りについて意見の交換があつて、暫時休憩、午後八時十五分再開。

④ ついで主査より、議案第四号乃至第二十七号、第四十九号、第五十三号、第五十七号、第五十九号乃至第六十二号を一括議題とし、起立の方法により採決を行う旨を述べ、起立採決の結果、全員起立にて各議案は原案可決に決した。

⑤ 次に児玉委員（道政）より、議案第四号について、別途の附帯決議を付する旨の動議を提出、動議成立、ついで田呂委員（協ク）より、別途に議案第四号及び第五十九号に対する附帯決議を付する旨の動議を提出、動議成立、二つの動議については討論を省略して直ちに起立の方法による採決に入り、児玉委員（道政）提出の動議については、起立多数にて否決、田呂委員（協ク）提出の動議については、起立多数にて可決、ついで児玉委員（道政）より、本委員提出の附帯決議については少数意見を留保する旨を述べ、午後八時二十分散会。

○八月九日 午後零時十五分、議場において開議。

① 高橋（辰）委員長（社）より、小委員会における審査の経過並びに結果について報告を求め、宮北委員（社）より報告があり、ついで大久保委員（道政）より、議案第四号に対する附帯決議について提案理由の説明があつた後、

② 起立の方法による採決に入り、議案第四号及び第五十九号は全員起立にて小委員会主査の報告のとおり原案可決に決し、児玉委員（道政）外五名提出の議案第四号に対する附帯決議は起立少数にて否

決、宮北予算小委員会主査（社）提出の議案第四号及び第五十九号に対する附帯決議は起立多数にて原案可決、次に議案第五号乃至第二十七号、第四十九号、第五十三号、第五十七号、第六十号乃至第六十二号について異議なきやを諮り、いずれも小委員会主査の報告のとおり原案可決に決し、

③ 次に委員長報告の文案については委員長に一任することとし、付託議案全部を議了、午後零時三十二分散会。

総合開発調査特別委員会

○八月四日 午後三時三十五分、第一委員室において開議。

蒔田委員長（協ク）より、本日は、(1)北海道開発公共事業に必要な経費概算要求資料、(2)北海道開発に必要な代行及び委託事業関係経費概算要求資料、(3)北海道開発事業に必要な経費概算要求資料について説明を聴取することになったが、都合によりこの説明聴取は次回委員会で行うこととし、なお本資料は八月五日北海道開発庁に提出することになっているが、この提出については一応了承することに決し、午後三時五十八分散会。

○八月二十日 午前十一時十五分、第一委員室において開議。

① 蒔田委員長（協ク）より、八月二十二日札幌グランプリホテルにおける北海道開発審議会懇談会オウザーバー派遣について諮り、委員長一任により派遣委員に中野（定）副委員長（社）二瓶（協ク）林（道政）中牧（道政）児玉（道政）新川（労）時田（社）津川（社）松平（道政）太田（社）各委員及び蒔田委員長（協ク）を決定。

② 次に三十一年度北海道関係開発予算要求額について財政課係員より説明、総合開発企画本部長事務取扱より補足説明があつて、本多委員（道政）より、町村における公共事業の優先施行陳情に対する調整について、新川委員（労）より、重点的事業施行とその調整の問題、隼平電源開発と農業用水の問題及び大夕張電源開発に伴う補償問題の解決等について、津川委員（社）より重点的事業施行とその施行順位の計画樹立について、西村委員（社）より、第二次計画の立案の際における道と開発局の査定標準作製について質疑及び意見があつて、総合開発企画本部長事務取扱より答弁、ついで津川（社）西村（社）委員より、開発局と道の話し合いが必要である旨の意見があつて、暫時休憩、午後一時五分再開。

③ 次に鉱工業振興開発対策の一環として電源開発株式会社から北海道電力に卸売りされる電力料金の低廉化促進の問題を議題とし、北海道における電源開発株式会社との比重と電力料金について開発調査課長より説明を聴取、津川委員（社）より、北電で発電している電力の原価について質疑、応答の後、本件については関係方面と折衝することとし、

④ 次に大夕張電源開発に伴う補償問題について資源開発課長より説明を聴取、宮北委員（社）より、本問題の早期解決について繰り返し質疑、応答があつて、夕張川水系土地改良区連合会代表より、大夕張多目的ダム早期建設について陳情を聴取、委員長より、電源開発に伴う補償問題の方針樹立について要望があり、

⑤ 次に第二次五力年計画基本方針策定に関して要求のあつた、(1)農地反別増減の問題、(2)乳牛飼育の経費と収入の問題、(3)文教民生医療の現況等の提出資料については各委員において検討することとし、

⑥ 次に道内調査については日程その他委員長一任とすることに決し、

⑦ 次に九月中旬開催予定の北海道開発審議会オヴザーパー派遣については委員長一任とすることとし、午後四時散会。

水害対策特別委員会

○八月一日 午前十一時二十五分、第一委員室において開議。

① 冒頭、遠別町長、初山別村長より、水害復旧についてそれぞれ陳情を聴取。

② 秋山委員長（協ク）より、第三次中央折衝の結果について報告を求め、岡林副委員長（社）より報告があり、ついで津川委員（社）より、道の要望と大蔵省発表の被害額の相違の問題について、道下委員（協ク）より、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の見通し、農地開拓部関係融資の見通し等について質疑があり、総合開発企画本部企画課長、農地開拓部総務課長より答弁、委員長より、財政金融等の措置で新に決定されたものについて資料の提出要求があり、井口委員（社）より、立法措置も決定したので今後の委員会運営については土木、農務その他の常任委員会に委ねることとし、特別委員会を終了させてはどうかとの意見があり、橋本（正）委員（社）より、井口委員の意見に賛成の発言があつて、委員長より、特別委員会の終了については各党で協議の必要がある旨を述べ、午後零時五分散会。

○八月五日 午後二時三十分、第一委員室において小委員会を開議。

① 佐久間主査（自）より、雨龍、鷹泊ダムの放水問題を議題とし、関係町村長の陳情聴取について諮り、本多委員（民）より意見があつて陳情を聴取することとし、多度志村長より、雨竜川水系対策要

望事項として、(1)治水計画の実施促進、(2)ダムの調整管理、(3)気象観測所の設置、(4)電話線の設置、(5)治山事業の促進等の問題について陳情を聴取、ついで主査より、現地調査並びに中央折衝の必要について意見があり、津川委員（社）よりも同様意見があつて、暫時休憩、午後三時十分再開。

② 本多（民）津川（社）委員より、本問題の扱い方について意見があり、また児見山委員（社）より、洪水の原因が鷹泊ダムの放水にあるかどうかについて、津川委員（社）より、ダム管理に土木技術者常置の必要について、本多委員（民）より、雨竜川沿岸治水工事の全額国費負担について質疑があり、資源開発課長、河川課長より答弁、多度志村長、沼田町長より、現地調査の実施方について陳情があつて、定例会閉会後全小委員により雨竜、鷹泊ダム及び雨竜川の現地調査を行うことに決定、午後四時五分散会。

○八月十八日 午後一時、第三委員室において小委員会を開議。

① 佐久間主査（道政）より、昨日よりの降雨による被害状況について説明を聴取する旨を述べ、社会課次長、資源開発課次長より説明、児見山委員（社）より、朱鞠内方面の降水量及び雨竜ダム放水の状況、ダムの自然放水の可否、雨竜川治水計画と道の態度、雨竜川下流のベンケ・ヌツプ等の開拓地災害に対する対策、放水問題に関する道の部長会議の結果、気象観測所設置の問題等について、佐々木委員（道政）より、情報連絡方法について、主査より、鷹泊ダムが三〇屯放水する場合の貯水状況について質疑があり、資源開発課次長、河川課治水係長よりそれぞれ答弁があつて、暫時休憩、午後三時二十五分再開。

② ついで佐々木委員（道政）より、知事が言明したダム放水に関する権威者による調査実施の問題について、本多委員（道政）より、土木災害の復旧対策について質疑、土木部長より答弁、佐々木委員

(道政)より、ダム放水に関する権威者による調査が未だ実施されていない点を主査の報告に記載すべき旨の意見があり、主査より、明小委員会会の結論をまとめることとした旨を述べた。

③ 次に雨竜農民同盟執行委員長より、雨竜ダムの水位を下げることに並びに雨竜川治水の実現方について陳情を聴取、午後四時十分散会。

○八月十九日 午前十一時、第三委員室において小委員会を開議。

① 佐久間主査(道政)より、鷹泊ダムを中心とした雨龍川水系の七月災害の問題に関する小委員会としての結論について諮り、佐々木委員(道政)より、河川改修の問題並びに知事が本会議で言明した専門家による調査の早急実施により真相検討を行うべき旨の報告について、児見山委員(社)より調査の経過と雨量の状況を述べた後、ダムの管理方式の決定、雨竜川上流の治水計画の推進、気象観測の整備、通信施設の整備等を取り上げるべき旨について、また津川(社)本多(道政)委員よりもそれぞれ意見があつて、暫時休憩、午前十一時四十分再開。

② ついで各委員の意見をまとめた報告案文について諮り、津川(社)本多(道政)児見山(社)佐々木(道政)各委員より、それぞれ意見があつて、暫時休憩、午後一時四十分再開。

③ 次に八月十七日以降の降雨の被害について河川課長、社会課次長より説明を聴取。

④ ついで小委員会会の報告案文については、児見山委員(社)より、ダム管理についての「揚水機の移動」は一項目とし、同地区ペンケ・ヌツプ等の農地復旧について知事は特別の考慮を払うべき旨の挿入について意見があつて、異議なくそのように修正することとし、なお内容を変更しない程度の語句の訂正は主査に一任し、これを委員会に報告することとし、午後三時三十分散会。

○八月二十二日 午後一時三十分、議場において開議。

① 秋山委員長(協ク)より、鷹泊ダムを中心とした雨龍川水系の水害の問題について小委員会会の調査の結果について報告を求め、佐久間委員(道政)より報告があつて、本報告書は委員長より理事者に送付することとし、

② 次に七月水害のその後の経過並びに八月水害について土地改良課次長より説明を聴取、暫時休憩(休憩中、旭川市議会議長、納内村長より、八月十七、十八両日の降雨による水害についてそれぞれ陳情を聴取)、午後二時十五分再開。

③ ついで七月水害のその後の経過並びに八月水害について土木部長、社会課長、農地開拓部総務課長よりそれぞれ説明を聴取、津川委員(社)より、本委員会における八月水害対策のとり上げ方について、川村委員(社)より、七月災害に対する早急措置について意見があり、土木部長より応答、暫時休憩(休憩中、議長出席して協議の結果、八月水害についても本委員会でも扱うこととした)、午後二時五十五分再開。

④ ついで水害復旧に関する起債並びに補助について財政課次長より説明を聴取、本多委員(道政)より、農地及び灌がい復旧の実施時期について、津川委員(社)より、国の査定と早期施行の問題、農業共済金の借入れによる早期支払に対する利子補給の問題等について、桶谷委員(道政)より、七月災害の特別立法による融資利子の利率引下げと長期償還について、児見山委員(社)より、八月災害分に対する早期復旧について質疑があり、関係部課長よりそれぞれ答弁があつた後、八月災害の対策についても先刻休憩中に協議のとおり本委員会でも扱うこと、その場合中央折衝等について委員会を開く余裕のないときは委員長において適宜処理することとし、午後三時三十分散会。



九都道府県議会議長会

○八月五、六の両日 兵庫県において開催、次のことを協議懇談した。

協議事項

- 一 「工鉱業地帯整備促進法」(仮称)の制定促進について
- 一 公務員の地域給撤廃について(地域給に対する不合理を衝くことを趣旨とするもの)
- 一 昭和三十年度地方財政計画の是正について
- 一 地方公共団体の公募債の借替等について
- 一 以上四件については知事会等の資料を参考として全国議長会において更に検討することとし研究課題とした。
- 一 戦争受刑者の即時釈放並びに送還方要請について
- 一 大都市における失業対策事業の実施について
- 一 以上二件は強く関係方面に要請することとしてその取扱いを主催県に一任した。

懇談事項

- 一 地方自治法改正並びに地方財政再建促進特別措置法案に対する今後の運動方針について
- 一 日中貿易促進地方議員連盟について

全国都道府県議会議長会

○八月九日 東京都において地方制度調査委員会を開催した。

○八月十日 東京都議会第四委員会室において、地方財政促進特別委員会を開催、「地方財政再建促進特別措置法案」に対する国会審議の経過に対処するため衆議院修正点を中心に検討を行い、今後の措置について協議した。

一道北部七県議会议務連絡協議会

○八月二十三、二十四の両日 北海道において開催、次のことを協議した。

- 一 議会议務局の職員を長の任命する職員をもつて兼務させようとする地方自治法改正案の絶対反対要望について
- 一 全国議長会事務局に法の運営並びに解釈に対する權威ある指導機関設置方について
- 一 議会運営委員会の常任委員制について
- 一 臨時議会における緊急質問の取扱について
- 一 議案に対する希望条件、附帯決議等の取扱について
- 一 今後における局長連絡協議会の運営方法について
- 一 財政急迫に対処して議会における積極的な自粛対策について
- 一 月額旅費、行政機構の改革、出先機関の統廃合について
- 一 会議定足数の保持、質疑等議事運営に関する事項について

一道北部七県議会議長会

○八月二十五、二十六の両日 北海道において開催、次のことを協議した。

- 一 駐留軍使用路線の道路補修費に対し国庫補助要望について
 - 一 建設機械購入費に対し国庫補助の復活要望について
 - 一 国直轄事業の県負担率の引き下げ並びに公共事業等の国庫補助率の引き上げ要望について
 - 一 生活保護法による保護費の全額国庫負担方要望について
 - 一 引揚者収容施設の補修整備費の国庫補助金交付方について
 - 一 積雪寒冷単作地帯農業振興対策の強化に関する要望について
 - 一 積雪寒冷地帯に対する国庫支出金等の早期交付措置要望について
 - 一 警察への寄付陸止に伴う財源措置要望について
 - 一 公債費に対する財源措置要望について
 - 一 国土総合開発事業費予算の編成について
 - 一 東北地方総合開発促進について
 - 一 東北本線復線化の促進について
 - 一 津軽海峡連絡隧道早期着工要望について
 - 一 合併町村の育成強化について
 - 一 地方財政の再建を助長する特別法の早期成立について
 - 一 地方交付税の率引上げ方について
 - 一 集約酪農地域に対する補助範囲拡大について
- 以上の案件については強く関係方面に要請することとし、その取扱いを、次期全国議長会定例会提案案件の選択とともに北海道に任、今後の本会の運営について協議懇談した。





地方交付税9月交付額

自治庁では昭和30年度地方交付税9月交付額を次のように決定した。

地方交付税9月交付額(道府県分)

(単位千円)

兵庫	689,222	高知	234,619
奈良	138,513	福岡	435,829
和歌山	151,510	佐賀	177,512
鳥取	63,067	長崎	403,075
岡山	392,771	大分	244,240
広島	518,286	宮崎	224,049
山口	306,434	鹿児島	409,513
徳島	221,839	合計	11,625,371
香川	139,713		11,691,671
愛媛	383,444		△ 66,300

地方交付税9月交付額(市町村分)

道府県名	交付額	道府県名	交付額	市町村分	交付額	市町村分	交付額
北海道	658,764	新潟	277,002	北海	183,842	玉	89,015
青森	220,602	富山	221,968	岩手	153,103	千	108,204
宮城	256,428	石川	140,745	秋田	139,914	東	40,251
山形	326,595	福井	141,854	山形	106,352	神	42,970
福島	284,782	長野	174,759	宮城	94,045	奈	
	230,804	岐阜	219,480	青森	113,532	新	88,696
	313,629	長野	253,764	秋田	155,302	富	68,047
		山形	△ 66,300	山形	172,012	石	38,393
		福島	469,962	福島	92,065	川	48,406
茨城	374,068	新潟	216,723	茨城	112,795	山	107,465
栃木	183,408	重賀	113,218	栃木		長	150,543
群馬	228,734	三		群馬			
埼玉	34,205	滋					
千葉	311,804	京					
東京	—	大					
神奈川	—	阪					

道府縣名		形島		山福		交付額	
							443,816
							99,968
							103,953
							105,587
							98,832
							93,020
							126,726
							119,311
							355,782
							152,720
							186,599
							70,216
							68,054
							52,181
							60,224
							144,922
							93,337
							142,306
							197,967
							95,869
							54,917
							118,829
							224,339
							201,305
							44,673
合計	鹿兒島分崎島	宮城	大館	長岡	福岡	愛媛	高知
							徳川
							香川
							愛媛
							高知
							山口
							岡山
							広島
							鳥取
							島根
							山口
							徳島
							香川
							愛媛
							高知
							山梨
							長野
							富山
							石川
							福井
							滋賀
							京都
							大阪
							和歌山
							奈良
							兵庫
							神奈川
							東京
							千葉
							埼玉
							群馬
							栃木
							茨城
							栃木
							山梨
							長野
							新潟
							富山
							石川
							福井
							岐阜
							静岡
							愛知
							三重
							滋賀
							京都
							大阪
							和歌山
							奈良
							兵庫
							神奈川
							東京
							千葉
							埼玉
							群馬
							栃木
							茨城
							栃木
							山梨
							長野
							新潟
							富山
							石川
							福井
							岐阜
							静岡

波	卓	82,523	山	口	99,109
靜	岡	88,184	德	島	97,362
愛	知	64,079	香	川	78,462
三	重	118,690	愛	媛	175,713
滋	賀	53,427	高	知	109,884
京	都	120,522	福	岡	141,064
大	阪	149,868	佐	賀	57,160
兵	庫	124,878	長	崎	171,713
奈	良	62,450	熊	本	111,628
和	歌	103,040	大	分	117,348
	山		宮	崎	75,860
			鹿	島	210,464
			兒		
鳥	取	59,124	合	計	5,000,802
島	根	112,862			
岡	山	152,701			
衣	島	167,730			

文部省では、30年度義務教育費国庫負担金第2.4半期後期分（9月分）の概算交付額を決定した。今回交付される負担金は7、8両月分の $\frac{1}{2}$ として算出されている関係上、この中には寒冷地手当の一部が含まれている。都道府県別概算交付額は次のとおり。

8月15日現在産米收穫予想

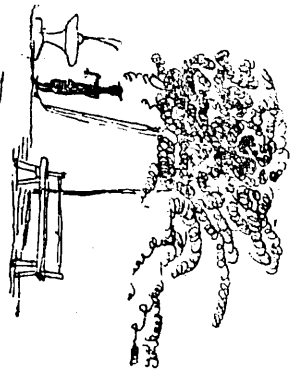
農林省では8月15日現在の30年産米の作柄概況を、8月30日次の如く發表した。

- ① これによると全国平均作況指数は水稲112%、陸稻113%（平年作柄を100とする）で予想收穫高は水陸稻合計約7,400万石で、戦前戦後の大豊作が予想されている。
- ② これを29年同期の予想收穫高6,370万石に比べると、約1,030万石の増収予想となり、
- ③ 29年の推定実收穫6,075万石に比べ約1,325万石の増収となり、本年度は、平年收穫6,618万石に比べ約782万石の増産が見込まれている。

全 國 都 道 府 県 別 作 況 指 数

道府縣名	水 稻	陸 稻	道府縣名	水 稻	陸 稻
北海道	116	108	埼玉県	113	119
青森	114	118	千葉県	112	107
岩手	113	106	茨城県	112	118
宮城	113	110	東京都	114	117
秋田	111	100	神奈川県	113	103
山形	115	73	新潟県	114	73
福島	113	110	富山県	114	101
			石川県	114	103
茨城	112	95	福井県	114	103
栃木	112	124	山梨県	113	88
栃原	115	143	長野県	114	95
			岐阜県	111	97

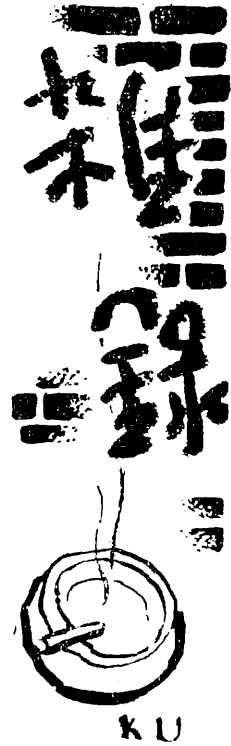
静岡県	109	100	徳島県	111	74
愛知県	119	92	香川県	109	70
三重県	110	84	愛媛県	110	79
滋賀県	110	94	高知県	112	104
京都府	109	75			
大阪府	109	95			
兵庫県	110	71	福岡県	109	99
奈良県	109	96	佐賀県	110	90
和歌山	114	96	長崎県	109	90
			熊本県	110	106
鳥取県	111	74			
島根県	108	84	鹿児島県	110	85
岡山県	110	71			
広島県	112	80			
山口県	107	99	全 国	112	113



第二回定例道議会の議決を経た条例の公布調

件名	議決月日	番公布月日
北海道地方競馬実施条例の一部を改正する条例	八、四	八、一〇
北海道水産物検査条例の一部を改正する条例	八、九	八、一四
北海道税条例の一部を改正する条例	同	同八、一五
北海道地方警察職員の臨時待命に関する条例の一部を改正する条例	同	同八、一六
北海道林産物検査条例の一部を改正する条例	同	同八、一七
北海道職員定数条例の一部を改正する条例	同	同八、一八
北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	同	同八、一九
北海道議会議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例	同	同八、二〇
北海道職員採用競争試験受験手数料条例の一部を改正する条例	同	同八、二一
北海道立自治講習所条例の一部を改正する条例	同	同八、二二
北海道蚕業取締所設置条例を廃止する条例	同	同八、二三
北海道農家負債整理対策委員会条例	同	同八、二四
北海道官管理条例の一部を改正する条例	同	同八、二五

北海道有公営住宅等の売払代金延納に関する条例	同	同八、二六
興業場法施行条例の一部を改正する条例	同	同八、二七
北海道立寒地建築研究所条例	同	同八、二八
北海道立寒地建築研究所使用料及び手数料条例	同	同八、二九
北海道木材業者及び製材業者の登録条例	同	同八、三〇
北海道立診療所条例の一部を改正する条例	同	同八、三一
北海道精神衛生相談所条例の一部を改正する条例	同	同八、三二
北海道立衛生研究所条例の一部を改正する条例	同	同八、三三
札幌医科大学条例の一部を改正する条例	同	同八、三四
北海道ボーリング手数料条例の一部を改正する条例	同	同八、三五
北海道立地下資源調査所条例	同	同八、三六
保健所設置条例の一部を改正する条例	同	同八、三七



地方行政疑義問答集

都道府県会議規則第三十三條の解釈について

(昭三〇、四、一一、自治行発第六二号)
愛媛県総務部長宛、行政課長回答

問一 国会法第五十六條の三によれば、委員会の中間報告を求めうるのは、審査中の事件に限られ、地方議会（札幌、高松）においても、この例にならぬ調査事件の中間報告については会議規則に規定してないところも見受けられるが、慣例上委員会が自発的に中間報告をする場合を除き、法規上は審査中の事件のみについて中間報告を求めることはできても、調査事件について求めることはできないものと解すべきか。

問二 調査事件についても議会が中間報告を求めることができるとすれば、規則第三十三條にいう調査中の事件には、同第十四條の委員会に付託された事件以外の調査は含まれないものと解して差支えないか。

答一 規則第三十三條は審査中及び調査中の事件について中間報告を求めることができるものとしている。

答二 付託された事件以外の事件についてもその調査権を有する事件について中間報告を求めることができる。

予算の減額修正と発案権との関係について

(昭三〇、四、一一、自治行発第六四号)
滋賀県総務部長宛、行政課長回答

問 議会の歳入歳出予算の増額修正は法第九十七條第二項により長の発案権を侵さない範囲内で認められているが、次のような減額修正は発案権の侵害とならないか。

一 原案が道路新設改良費五〇〇万円付託 A 五〇万円、B 七〇万円、C 一八〇万円、D 二〇〇万円の既決予算中 A B 二線の一二〇万円を減額する更正予算である場合、議員が更に C 線の一八〇万円を減額する修正案を提出すること。

二 一の既決予算書に付記が明示されてなく、ただ市長の予算説明によつて、その内訳が示されている場合に、原案が道路新設改良費五〇〇万円中一二〇万円の減額更正予算であるとき、議員が更に一八〇万円を減額する修正案を提出すること。

答 お見込のとおり。

議員の競争入札参加制限に関する規定について

(昭三〇、四、一九、自治行発第六六号)
東京都総務局行政部長宛、行政課長回答

問一 会計事務規則で「契約の内容を知り得る立場に在る者」は、競争入札に参加することができない旨の規定を設けた場合は、議員全部が対象となるものと解してよいか。又は議員のうち特にそのような立場に在る者（例えば工事に關係のある所管委員会の委員）に限定して解

すべきか。

問二 前記の規定を設けた場合、議員であつて、当該請負会社の取締役、監査役、相談役、顧問の職にある場合については、本区会計事務規則第七十六条（別記参照）に別段の規定がないので、当該請負会社の入札参加を制限しているものとは解されないと思うがどうか。

答一 当該事業に関する議会での説明、資料の配付等の如何により、個々の事業毎に議員の全部又は一部がその契約の内容を知り得る立場にある限り、該当するものと解する。

答二 取締役の職にあるときは当然制限されるが、その他の職にある場合においても契約の締結又は履行に関し、当該会社と事実上何らかの関係があるにおいては制限されるものと解する。

監査委員の請負行為について

（昭三〇、三、一八、自治行発第四六号）
（京都府総務部長宛、行政課長回答）

問 市の監査委員である有限会社甲野電機商会社長甲野一郎は、市に対し、外灯取付工事（五六、四九〇円）等数件の請負をしたが、この場合甲野一郎は地方自治法第二百一条において準用する同法第四百二十二条の規定により監査委員の職を失うものと思うがどうか。

答 当該有限会社の業務の主要部分が、市に対する請負である場合はお見込の通り。

附属機関等の設置に関する根拠について

（昭三〇、三、一八、自治行発第四七号）
（東京都江戸川区教育委員会宛、行政課長回答）

問 地方自治法第一三八条の四第三項の「条例の定めるところにより……附属機関を置くことができる」とは、この条文に規定された調停

審査、審議、諮問等の機関及び法第二〇二条の三第四項の別表第七に掲げられた以外にその地方公共団体の行政執行上必要がある場合は、これ等の附属機関を条例をもつて設置することができるか。

例えば現在東京都に青少年教育振興のため「東京都青少年委員の設置及び委員の報酬に関する条例」を設け青少年の余暇指導及び青少年団体の育成並びに官公署、学校等と青少年団体の連絡等に当らしめているが、これは法第一三八条の四第三項に基づく附属機関と解して良いか。

若し右の通りでない場合はこの種の委員を条例で設置する根拠はいずれにあるものか。

答 地方公共団体に設置される附属機関は、地方自治法第三十八條の四第三項の規定により「調停、審査又は調査のための機関」に限られる。従つて地方自治法第三十八條の四第三項の規定による附属機関として「東京都青少年委員の設置及び委員の報酬等に関する条例」に基づく東京都青少年委員を置くことはできない。

なお、かかる職員を設置するためには、教育委員会法第四十五条の規定により、教育委員会が任命するの他はない。

教育委員会所掌に係る既定予算の更正について

（昭三〇、四、一、自治行発第六三号）
（和歌山県議会事務局長宛、行政課長回答）

問 教育委員会の所掌に係る既定予算を、町長が委員会の同意を得ずして更正（減額）して議会に提出し、町議会はそれを可決した。教育委員会では、この町長の措置は教育委員会法第五十八條、第五十七條及び第五十八條に抵触するものであり、従つてその議決は無効であると主張しているが、かかる場合の議決は無効であるか。

答 無効とは解されない。

報道から拾う

稟議書は文書偽造罪の客体たる文書である

「文書偽造罪の対象である文書は、文字又はこれに代るべき符号を用い、永続すべき状態においてある物体の上に記載した意思表示をいう。」(大判明治四三、九、三〇)とされているが、いわゆる「稟議書」すなわち下僚がある事項について上司の決裁を求めるために作成する書面について、広島高裁(昭和三〇、七、一三)は、「稟議書」は、単に決裁権者個人の私的草案、書信等とは全く異なるもので、それ自体独立の文書でありその最終存在目的は、証憑書類として保存されることに在るもので最も重要な公文書として法律によつてその形式内容の真正について保護を受けるに値するものであるとして、文書偽造罪の客体たる「文書」に該当するものであるとした。このことについては、仙台高裁(昭和二九、一一、四)の、職務上司を補佐して公文書の起草を担当する公務員が、内容虚偽のものを起草し、情を知らない上司、すなわち作成権者である公務員に提出し、内容を真実のものと誤信せしめ署名押印させたとき刑法第一五六条(虚偽文書作成)の間接正犯が成立するとしたものとともに参考となろう。

判決要旨

凡そ、地方公共団体の会計事務、就中支出に關して作成される「稟議書」なるものは、知事或いは、その委任を受けた部局長の所掌事務運営上、物品の購入代金、職員の出張旅費等の支払のため支出を要する場合、分掌事務担当の主任吏員から支出命令権者たる部局長等に対し、支出の決裁を求めるため「伺」を立てる手続上作成される書面であり、決裁が終るまでは、稟議事項に關する部局長等の意思は未だ確定したものと称し得ず、いわゆる準備的段階に属することである

が、法規、慣例に基き、一定の形式を以つて必ず作成することを要求される書面である以上「稟議書」が部局長等個人の私的草案、書信の如きものとは、全くその趣を異にするものである。

「稟議書」の作成者(起草者)は担当主任吏員或はその補助職員であるが、その名義人は担当主任吏員のみではなく、決裁が完了すれば「稟議書」中その關係記載部分については、支出命令権者たる部局長等がその名義人であるが、決裁以前の段階において、稟議事項の性質上、他の關係吏員が何等かの意見を附記するときは、記入部分については、その吏員も又名義人であり、何等の記入もなさず単に捺印するに止まるときは、同意の意見を表示したものと解すべきで、一通の「稟議書」について数人の名義人があり得る訳である。

而して、制度上の要求に基いて作成される「稟議書」は、一面重要な証憑書類として(支出に關するものについては特に)保存されなければならないことは当然であり、決裁と同時にその価値を失うものでなく、寧ろその最終存在目的は、証憑書類として保存されることが在るものといわざるを得ず、仮に「稟議書」が偽造若しくは変造されることがあれば、それは部局長等の決裁、即ちその所掌事務の運営を誤らしめ、惹いては地方財政を紊亂せしめる虞があるので最も重要な公文書の一として、法律によつて、その形式及び内容の真正について保護を受けるものであることは言を俟たず、本件のいわゆる「稟議書」なるものは、文書偽造の罪の客体たる「文書」に該當するものであることは極めて明らかである。

なお、仮に「稟議書」が偽造若しくは変造され、或いは虚偽の「稟議書」が作成される場合、それが証憑書類として所定の箇所に備付けられるとき、ここにその行使がなされたものといふことができる。

公権力の行使を仮処分で阻止することは許されない

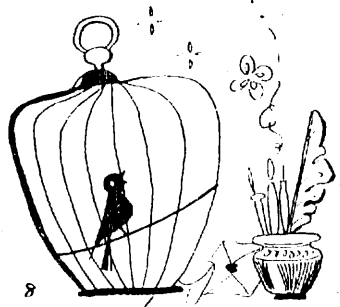
砂川町の立入禁止仮処分事件に對する決定

駐留軍の基地をめぐる、砂川町等いろいろな問題が起きている。殊に、基地拡張のために国の行う立入調査を仮処分で阻止できるかどうかということが法廷の問題となりこの決定は「NO」ということになり公

権力の行使を仮処分で阻止することは許されないとする点で注目に値する。

事例は、立川基地の飛行場拡張のため、砂川町の土地が収用されることになりその準備として東京調達局長が立入調査を行ったが、これに対し町民は反対し町長は立入の日時及び場所を土地の占有者に通知することを拒んだ。

これによつて申請人（土地所有者）は町長の通知は立入権発生の要件であるから、通知のない以上立入権は発生していない。立入は違法であり、立入調査を継続されると農作物に損害を生ずるということを理由として立入禁止の仮処分を求めた。行政事件訴訟特例法第十条第七項には「行政庁の処分については假処分に關する民事訴訟法の規定は、これを適用しない」という規定がある。申請人はこの規定の適用を警戒して、所有権に基く妨害予防請求の訴を本案として假処分を申請したもので、「調達局長は一般の起草者としての地位において立入権を与えられているものであるからその立入行為は国の公権力の行使ではない。假に公権力の行使だとしても、特例法によつて假処分の適用が排除されるのは、行政庁の処分についてののみであつて、公法上の権利關係に關する争訟には及ばないものである」と主張したが、裁判所は「調達局長の立入権は公法上の権利であり、その行使は公権力の行使である。公権力の行使を假処分で阻止できないとするのが特例法第一〇条七項の趣旨である」として、申請を不適法として却下したものである。（東京地裁昭和三〇、七、二一決定）



圖書室だより

各官庁・その他よりの受贈圖書

図 書 名	受 贈 先
納本週報 一―三号	国会図書館
読書春秋 六号	同
調査速報 二四号・二五号	同
イギリスの住宅政策	同
ソ連の住宅政策	同
資料月報 七六・七七号	統計局
林野時報 六月号	同
水産時報 五・六月号	同
研究報告解説 七九号	同
森林防疫ニュース 二五―三三号	同
林業新知識 五月	同
植物名索引	同
北海道農業試験場報告 四八号	同
農業観測 三〇年上半期	同
農林統計調査 五月号	同
農林水産統計月報 三八号	同
教育委員会月報 五七号	文部省
ニュースレター 二九号	同
文部広報	同
教科書目録 小学校用	同
同 中学校・高等学校用	同
施設月報 九号	同
教育統計 三四号	同
文教資料	同

視聴覚教育資料 五集	同
進学適性検査結果報告	同
学校給食実態調査報告	同
学校設備調査報告書 二九年	同
海上保安庁公報 二九四―二九八号	海上保安庁
週刊労働 五一四―五一八号	労働省
年少者の不当雇用慣行	同
第八回ユネスコ総会 三〇年	外務省
主要産業の実態 一五編	通産省
繊維統計月報 三号	同
鉄鋼統計月報 三号	同
通産統計速報 四号	同
電気事業要覧 三七回設置	同
ガス事業調査年報 一九五四年	同
窯業統計月報 三号	同
日用品統計月報 三号	同
建材統計月報 三号	同
ゴム統計月報 三号	同
皮革統計月報 三号	同
非鉄金属製品統計月報 三号	同
非鉄金属等需給統計月報 三号	同
石油統計月報 三・四号	同
機械統計月報 三号	同
鉱山製錬統計月報 四号	同
通産統計月報 五月号	同
百貨店販売統計月報 四号	同
業務研究 六五号	電々公社
郵政統計月報 五号	郵政省
簡保情報 一二〇・一二二号	同

電信電話 六月号	同
郵貯時報 五月号	同
通信だより 二号	同
政調シリーズ 二八号	自由党
日本社会新聞 五三一―五三六号	社会党
図書月報 六号	会計検査院
厚生広報 一一・一二号	厚生省
厚生 生 六月号	同
北海道行幸啓誌	札幌市
北海道児童福祉事業概況	北海道民生部
保育所給食栄養調査報告	全国社会福祉協議会
保育所のしおり	厚生省児童局
第四回全国保育事業研究大会要覧	同
調査時報	札幌調達局
北海道の林業 一九五五年版	北海道林務部
北海道家計調査速報	北海道総務部
経済論集 第三号	北海学園大学経済学部

昭和三十年九月二十日

北海道議会時報 (第七號第九號)

編集 北海道議会議事務局調査課
発行 北海道議会議事務局

電話 ②六九一九番

八月のメモ

- 1 ○中共、抑留米兵を釈放
- 2 ○都市対抗野球始まる（八月十日閉幕、全編紡優勝）
- 3 ○労働省で二十九年の労働白書を発表
- 4 ○稚内地方に豪雨、宗谷、北見両線不通
- 5 ○日、米綿花借款協定に調印
- 6 ○宗教世界会議東京大会で原水爆使用禁止など決議
- 7 ○韓国艦艇が済州島附近で銃撃、日本漁船三隻を捕獲
- 8 ○解放戦犯十六名の帰国に本月末配船をソ赤十字社から要請公電
- 9 ○第四回日米対抗水上競技大会東京で開幕（八月五日閉幕）日本三度目の優勝
- 10 ○稲作空前の大豊作本道立秋の作況予想三百五十万石
- 11 ○原爆十周年記念日
- 12 ○我が国初のロケット発射実験成功（秋田）
- 13 ○帯広市長選で吉村博氏（左社）が当選
- 14 ○国際原子力会議開く（八月二十日閉幕）
- 15 ○河野農相渡米
- 16 ○道政議員連盟で発足声明発表
- 17 ○白昼琴似中心街で大火、駅前十八戸全焼
- 18 ○米、ソ原子力発電公表（原子力会議二日目）
- 19 ○米国は原子力協力協定締結国に濃縮ウラン価額一グラム二十五ドルで貸与と発表
- 20 ○第二回定例道議会閉会
- 21 ○川崎厚生大臣来道
- 22 ○空知支庁公舎焼く（八世帯被災）
- 23 ○鬼鹿村に大火四十二世帯が被災
- 24 ○全国保育大会開く（札幌スポーツセンター）
- 25 ○駐日インド大使来道
- 26 ○道央また豪雨、浸水四千戸
- 27 ○全国高校野球大会開幕（八月十七日閉幕、四日市高校優勝）
- 28 ○日共三幹部（野坂、志田、絆野三氏）逮捕さる。
- 29 ○日本ガットに加入、事務局正式発表
- 30 ○さんま漁解禁
- 31 ○ソ連兵力を年末までに六十四万に削減（タス通信発表）
- 32 ○川島自治庁長官来道
- 33 ○終戦十周年記念日
- 34 ○東京で原水爆禁止世界大会開かる
- 35 ○「日本の主張は無根拠」と中共、邦人送還問題で声明
- 36 ○日・比賠償比側提案の内容発表
- 37 ○韓国人の訪日禁止韓国政府が強硬声明
- 38 ○旭川地方に豪雨禍市内で千八百戸浸水
- 39 ○韓国政府日本と経済断交言明
- 40 ○豪雨被害益々増大浸水四千六百余戸田畑の被害一万町歩
- 41 ○平事件公判開く、ほとんど無罪執行猶予
- 42 ○花村法相来道
- 43 ○旭川市外十一市町村に災害救助法発動
- 44 ○三木民主党総務会長来道
- 45 ○大久保開発庁長官来道
- 46 ○一万田蔵相来道
- 47 ○重光外相渡米
- 48 ○訪ソ国会議員団出発
- 49 ○松田郵政相来道
- 50 ○岸民主党幹事長渡米
- 51 ○日本教育学会第十四回大会北大で開催（八月二十七日閉会）
- 52 ○台風海難者慰霊碑除幕式（函館七重浜）
- 53 ○函館バス争議五十日ぶりに妥結調印
- 54 ○青函連絡船遭難者慰霊法要行わる
- 55 ○粉乳中毒事件ついに患者三千名突破死亡二十九名
- 56 ○農林省本年産米第一回作況（八月十五日現在）を発表、産米空前の大豊作総収量七千四百万石
- 57 ○三十年産米予約申込受付締切る本道は二百八万八千石